

令和5年度 短期大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和5(2023)年6月

八戸学院大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準1 使命・目的等	7
基準2 学生	13
基準3 教育課程	35
基準4 教員・職員	47
基準5 経営・管理と財務	55
基準6 内部質保証	65
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	71
基準A 地域貢献	71
V. 特記事項	79
VI. 法令等の遵守状況一覧	81
VII. エビデンス集一覧	89
エビデンス集（データ編）一覧	89
エビデンス集（資料編）一覧	90

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 八戸学院大学短期大学部の建学の精神と教育理念

「神を敬し、人を愛する」

八戸学院大学短期大学部は、カトリック精神に則る道德教育を施し、高潔なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成することを建学の精神とする。

図1 八戸学院大学短期大学部「建学の精神」

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）の設置母体である学校法人光星学院（以下、法人）は、昭和34(1959)年3月、洗礼名ヨゼフ中村由太郎（初代理事長）によって創設された。中村由太郎は自らの苦学の体験とキリスト教信者としての愛と奉仕の精神を基に、「若人に教育を与え、人格の陶冶を図り、地域社会の発展に寄与する人材を育成せん」と願い、「神を敬し、人を愛する」を建学の精神に掲げた。

中村由太郎の教育に対する並々ならぬ思いは、昭和31(1956)年4月、光星学院高等学校（現校名：八戸学院光星高等学校）設立にあたって起案された設立趣意書に込められている。すなわち、「進学の希望が満たされない多くの少年達を放置している事態は、地方教育界の未曾有の大事である。純真澁刺たる多くの若人達の栄えある前途にこそ偉材が潜みいることを思い、進学の道を平にして彼等に光明を与え、秘めたる天分を見出し、その天分を遺憾なく発揮させ、真に人類社会の進歩発展に寄与せしめんとするものである」。

昭和46(1971)年7月、中村由太郎は法人の理想とする「立体的総合学園」構想を打ち出した。そこには「幼稚園－中学校－高等学校－短期大学－四年制大学－大学院と正規の学校から、社会人を対象とする成人教育を含む生涯教育の場を完成し、この全学を一つの指導原理によって貫き、真に時代が要請する有用人材を育成しよう」と法人の将来展望が示され、「前途尚遼遠を思わせるものがあるが、急がずあせらず、着実に実行をして完成を期する」と強い決意が表明されている。

このような建学の精神、理念を踏まえ、法人の理想実現に向けて、昭和46(1971)年4月、八戸短期大学（現校名：八戸学院大学短期大学部）が開学した。建学の精神は「神を敬し、人を愛する」という言葉に端的に表現され、さらに、「カトリック精神に則る道德教育を施し、高潔なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成する」と述べられている。また、教育理念として「教育基本法及び学校教育法に基づき、カトリック精神に則り、広く豊かな教養をもち、正しい道德観と高い知性を有する青年の育成に努め、21世紀の要求している人間の育成、特に地方の時代の到来にこたえ、地方文化や地域経済に密着した教育をする」ことを掲げ、開学以来今日に至るまで受け継がれている。

近年、急激な少子化が進行する中で本学のいっそうの充実・発展を期するためには、改めて建学の精神、理念に立ち返り、理想実現に向けて法人が一体となって地域と連携を強化する必要があるとの決意がなされた。そこで、法人内すべての学校名に「八戸学院」を冠して統一性を図るとともに、法人を象徴するロゴマークを作成した。それにともない、平成25(2013)年4月に校名を「八戸短期大学」から「八戸学院短期大学」へと変更し、さ

らに、平成 29(2017)年 4 月、八戸学院大学とのいっそうの連携強化を図り、「八戸学院大学短期大学部」と名称変更した。

本学のロゴマークは図2のとおりである。



八戸学院大学短期大学部

図 2 八戸学院大学短期大学部ロゴマーク

ロゴマークは郷土の「南部菱刺（ひしぎし）」をモチーフにして、八戸の「8」と「無限」の記号をデザインしたものであり、「八戸を愛する心」と「無限の可能性」を象徴している。シンボルカラーは日本の伝統色である臙脂色（えんじいろ）であり、これは内に情熱を秘めながらも、冷静、沈着な思考力と行動力に富む人材をイメージしている。

2. 八戸学院大学短期大学部の使命・目的

本学の使命・目的は建学の精神および教育理念に基づき、「八戸学院大学短期大学部学則」第 1 条第 1 項に、「カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探究せしめ、正しい道徳観と高い知性を有する民主的にして平和を愛好する人材を育成する」と定めている。

本学は昭和 46(1971)年に幼児教育学科（平成 16(2004)年、幼児保育学科に名称変更）をもって開学し、16 年後の昭和 62(1987)年に経営情報学科（平成 16(2004)年、現代ビジネス学科に名称変更）を増設した。この 2 学科体制がしばらく続いたが、学生のニーズの多様化を考慮して、平成 18(2006)年に現代ビジネス学科をライフデザイン学科へと改組転換し、さらには地域社会の医療福祉へのニーズに応えるべく、平成 21(2009)年に 3 年制の看護学科を増設した。その後、看護学科はより高度な教育を目指して平成 28(2016)年 4 月に 4 年制の「八戸学院大学健康医療学部看護学科」へと改組し、一方、ライフデザイン学科は平成 30(2018)年に学生募集を停止した。

平成 31(2019)年 4 月、新たに介護福祉学科を設立し、本学は幼児保育学科と介護福祉学科の 2 学科体制となった。各学科の教育理念・目的・目標は以下のとおりである。なお、介護福祉学科では完成年度を迎えるにあたって見直しを行い、令和 3(2021)年 4 月に改訂を実施した。

・幼児保育学科

<教育理念>

愛と知性に富み、常に自らの専門性の向上を目指す保育者を育成する。

<教育目的>

理念と実践の融合を図り、保育者として社会の発展に寄与できる人材を育成する。

<教育目標>

1. 専門的知識と技術を有し、子どもの発達過程に応じて豊かな保育環境を構成することができる保育者を養成する。

2. 自らの責務を理解し、他の保育者や専門職者と協働して、子どもの最善の利益を追求することができる保育者を養成する。

・介護福祉学科

<教育理念>

高い倫理性を持ち、幅広い教養や総合的な判断力及び豊かな人間性を備え、地域社会の多様性や変化に対応し、地域共生社会の実現のために、福祉・介護サービスにおいて中核的な役割を担いうる職業人を育成する。

<教育目的>

介護の諸活動を、専門職として、主体的、自律的、合理的に展開する能力と態度を育てるとともに、高い教養を身につけることにより、尊厳と自立を支えるケアを実践し、地域や社会のニーズに対応しながら福祉社会に貢献できる人材を育成する。

<教育目標>

1. 介護に関連する諸制度を理解するとともに、介護の専門的知識技術を有し、自立支援、望む生活を支えるという視点から、介護実践できる能力を身につけた介護福祉士を養成する。
2. 利用者や家族の援助のためのコミュニケーション能力と、関連分野に関する基本的事項について確かな理解を持ち、多職種協働チームにより、介護過程を展開できる介護福祉士を養成する。

3. 八戸学院大学短期大学部の個性・特色

青森県内には5校の短期大学があるが、津軽地域に4校の短期大学が偏在し、県南地域には本学1校のみが所在している。

9割以上の学生の出身地が青森県内であり、多くは近隣の市町村から通学している。残る学生のほとんどは近隣の岩手県沿岸の久慈市・洋野町、内陸の二戸市・軽米町から入学している。交通の便が良い立地ではないが、スクールバスの路線を整備しており、また、地方の特性として自家用車の所有率が高いことから、自宅通学の学生が多い。卒業後は毎年多くが保育士、幼稚園教諭、保育教諭、福祉施設職員等の専門職者として出身地域に就職している。

このように、本学は学生の出身地、就職先ともに地域と密接に関わっているが、在学中の教育活動も地域資源を活用して行われている。

まず、両学科ともに地域の施設において実習が実施されており、それもあって地域の施設におけるボランティア活動が盛んである。幼児保育学科の必修科目であるゼミナールでは、地域の幼稚園、保育所、福祉施設等での活動が多く見られる。

また、地域にある大学として、地域の行事に参加するとともに、学内行事を市民に開放している。八戸七夕祭り前夜祭の「八戸小唄流し踊り」には毎年全学を挙げて参加し、中心街を飾り付ける吹き流しも教育の一環として制作している。幼児保育学科では三陸復興国立公園内の白浜海岸で「砂浜彫刻」を行い、学園祭で実施する「子どもの部屋」や卒業前に2年生全員で上演する「ミニオペレッタ」には、毎年多くの地域の子どもと保護者が訪れている。さらに、地域の子どもや高齢者を対象に、両学科とも教員の専門性を活かした継続的な活動も展開されている。

このように、地域をキャンパスとした教育研究が展開されているのが本学の大きな特色だが、介護福祉学科については、加えて留学生の受け入れという特色がある。開設初年度の令和元(2019)年にはフィリピン出身4人、令和2(2020)年は中国出身1人、令和3(2021)年は同じく中国出身2人、令和4(2022)年はベトナム出身1人、令和5(2023)年はインドネシア出身4人、タイ出身5人が入学した。令和元(2019)年と令和2(2020)年に入学した留学生全員、令和3(2022)年度入学のうち1名は卒業して青森県内の福祉施設に就職した。卒業後も含めると全員が介護福祉士国家試験に合格し、資格を取得している。令和3(2022)年度入学の残る1人は学業を中断して帰国中であるなど、留学生の受け入れについては課題も少なくないが、地域からの介護福祉人材供給の強い要望を受けて、教職員が協力して体制づくりと個々人のサポートに取り組んでいる。

4. 新型コロナウイルス感染防止対応

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2(2020)年度以降は教育活動の制約を大きく被ったが、令和2(2020)年度の約1か月間、令和3(2021)年度の1週間のリモート授業の期間を除いては、マスク着用、換気、三密回避などの基本的な感染対策を施した上で対面授業を継続した。自宅待機や療養で欠席する学生に対しては、個々に課題等で対応した。学外での実習も一部を除いて実施したが、両学科ともに施設との調整にたいへん苦勞し、時期や実習先が変更になった学生も多かった。

一方、本学の特徴である学生のボランティア活動は令和2(2020)～3(2021)年度はすべて中止となり、学生の地域における学びが大きく損なわれたが、ゼミナールやサークルを主体とする地域での活動は状況に応じて実施され、学生にとって貴重な機会となった。また、令和4(2022)年度は一部のボランティアについては教育の一部として再開し、介護福祉学科では学生が地域の中学校や高等学校に行き出前授業等を行った。

行事については、令和元(2019)年度学位記授与式と令和2(2020)年度入学式が中止となった。また、令和2(2020)年度に前述の「砂浜彫刻」の中止があったが、令和3(2021)年度からは系列の光星高等学校の生徒も参加し、高大連携して実施している。八戸市内では令和2(2020)年から令和4(2022)年まで七夕祭りが中止となったが、「流し踊り」と吹き流し制作は学内行事として継続実施し、令和4(2022)年度は初めて両学科の学生が揃ってキャンパスのケヤキ並木の下を練り歩いた。また、幼児保育学科のミニオペレッタも継続開催し、令和4(2022)年度は系列の幼稚園園児と高校生のほか、市内の幼稚園・保育園の園児と一般客も招いて実施した。さらに、令和4(2022)年度は系列の3幼稚園の園児と幼児保育学科の学生が合同で「星の子シアター」というリトミックの舞台を上演した。学園祭は令和2(2020)年度以降は来客を入れずに、学生が楽しむ行事として運動会やオンラインを取り入れて実施したが、令和4(2022)年度は1日のみ来客を入れて従来の形で行うことができた。

このように、この3年間のコロナ禍による制約や負担は大きかったが、総じて本学の個性・特色を維持し、教育の質を保つことができたと考えている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

八戸学院大学短期大学部の主な沿革（略年表）

昭和46年4月1日	八戸短期大学開学（幼児教育学科開設） 森田重次郎学長（初代）就任
昭和47年1月31日	保母養成学校として厚生省より認可される
昭和48年4月1日	光星学院八戸短期大学 校名変更（旧八戸短期大学）
昭和59年4月1日	ニッ森重志学長（2代）就任
昭和62年4月1日	光星学院八戸短期大学経営情報学科開設
平成7年4月1日	石丸浩文学長（3代）就任
平成11年4月1日	八戸大学・八戸短期大学図書館開設
平成14年4月1日	織戸芳郎学長（4代）就任
平成15年4月1日	中村覺学長（5代）就任
平成16年4月1日	蛇口浩敬学長（6代）就任 光星学院八戸短期大学学科名称変更、入学定員変更 （幼児教育学科80人→幼児保育学科100人、 経営情報学科100人→現代ビジネス学科80人）
平成17年4月1日	八戸短期大学に校名変更（旧光星学院八戸短期大学）
平成18年4月1日	八戸短期大学現代ビジネス学科学生募集停止 八戸短期大学ライフデザイン学科設置（80人）
平成19年3月31日	八戸短期大学現代ビジネス学科廃止
平成21年4月1日	八戸短期大学看護学科設置、ライフデザイン学科入学定員変更（80人→40人）
平成22年3月18日	八戸短期大学が第三者評価の適格認定を受ける（短期大学基準協会）
平成25年4月1日	外崎充子学長（7代）就任 八戸学院短期大学に校名変更（旧八戸短期大学）
平成28年4月1日	八戸学院短期大学看護学科を八戸学院大学健康医療学部看護学科に改組
平成29年3月13日	八戸学院短期大学が第三者評価の適格認定を受ける（短期大学基準協会）
平成29年4月1日	八戸学院大学短期大学部 校名変更（旧八戸学院短期大学）
平成30年4月1日	法官新一学長（8代）就任 八戸学院大学短期大学部 ライフデザイン学科募集停止
平成31年3月31日	八戸学院大学短期大学部 ライフデザイン学科廃止
平成31年4月1日	杉山幸子学長（9代）就任 八戸学院大学短期大学部 介護福祉学科設置（40人）
令和3年4月1日	入学定員変更（幼児保育学科100人→80人）

2. 本学の現況

・短期大学名

八戸学院大学短期大学部

・所在地

青森県八戸市美保野 13 番 384 号

・学科構成

学 科 名
幼児保育学科
介護福祉学科

・学生数、教員数、職員数

① 学生数

令和5年5月1日現在

学 科	在籍学生数		
	1 年	2 年	合 計
幼児保育学科	54	87	141
介護福祉学科	35	20	55
合 計	89	107	196

② 教員数

令和5年5月1日現在

学科・区分	教授	准教授	講師	助教	計	非常勤 教員	客員 教授
幼児保育学科	9	2	4	0	15	11	1
介護福祉学科	3	1	4	0	8	9	0
合 計	12	3	8	0	23	20	1

③ 職員数

令和5年5月1日現在

専 任	嘱 託	パート	派 遣	合 計
55	1	2	0	58

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）は「神を敬し、人を愛する」という建学の精神に基づき、「広く豊かな教養を受け、深い専門の学術を探究せしめ、正しい道德観と高い知性を有する民主的にして平和を愛好する人材を育成する」ことを目的としている（「八戸学院大学短期大学部学則」（以下、「学則」）第 1 条）。各学科の教育理念および教育目的・教育目標は、表 1-1-1 のとおりである。【資料 1-1-1】

表 1-1-1 各学科の教育理念・教育目的・教育目標

	教育理念	教育目的	教育目標
幼児 保育 学科	愛と知性に富み、常に自らの専門性の向上を目指す保育者を育成する。	理念と実践の融合を図り、保育者として社会の発展に寄与できる人材を育成する。	1. 専門的知識と技術を有し、子どもの発達過程に応じて豊かな保育環境を構成することができる保育者を養成する。 2. 自らの責務を理解し、他の保育者や専門職者と協働して、子どもの最善の利益を追求することができる保育者を養成する。
介護 福祉 学科	高い倫理性を持ち、幅広い教養や総合的な判断力及び豊かな人間性を備え、地域社会の多様性や変化に対応し、地域共生社会の実現のために、福祉・介護サービスにおいて中核的な役割を担う職業人を育成する。	介護の諸活動を、専門職として、主体的、自律的、合理的に展開する能力と態度を育てるとともに、高い教養を身につけることにより、尊厳と自立を支えるケアを実践し、地域や社会のニーズに対応しながら福祉社会に貢献できる人材を育成する。	1. 介護に関連する諸制度を理解するとともに、介護の専門的知識技術を有し、自立支援、望む生活を支えるという視点から、介護実践できる能力を身につけた介護福祉士を養成する。 2. 利用者や家族の援助のためのコミュニケーション能力と、関連分野に関する基本的事項について確かな理解を持ち、多職種協働チームにより、介護過程を展開できる介護福祉士を養成する。

出典：2023 年度学修の手引き p.0

「神を敬し、人を愛する」という文言についてはさまざまな解釈が可能だが、その下に定められている学科の教育目的はこのように保育、介護という専門職者の育成を核にして、具体的かつ明確に記述されている。

1-1-② 簡潔な文章化

上記表 1-1-1 のとおり、高校生や一般の方々が理解できるような簡潔な文章で表記されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

各学科の教育目的等には、次のような個性・特色が見られる。

(1) 各学科において探求する専門性の明示

幼児保育学科は保育士資格と幼稚園教諭二種免許状を取得して保育者となる学生を、介護福祉学科は介護福祉士国家試験受験資格を取得して介護福祉士となる学生を養成する機関である。このことは、各学科の教育理念・教育目的・教育目標のすべてに明示されている。

専門性のあり方について、理念、目的、目標の順に具体性が高くなるように記述しており、目標ではそれぞれの専門性の核心が明記されている。

(2) 専門性の土台となる教養教育の重要性の明示

どちらの学科においても、対人援助の専門職を目指すことから、専門性の育成は人間性の涵養と切り離すことができない。このことを教育理念において、「愛と知性に富み、常に自らの専門性の向上を目指す保育者」、「高い倫理性を持ち、幅広い教養や総合的な判断力及び豊かな人間性を備え」た職業人と表現し、専門性の土台となる教養教育の重要性を示している。

(3) 汎用的能力の重要性を明示

優れた保育者、介護福祉士となるためには、専門的知識と技術を学ぶことはもちろんだが、コミュニケーション能力や問題解決能力等の汎用的能力を培うことも重要である。この点について、教育目標では「自らの責務を理解し、他の保育者や専門職者と協働して、子どもの最善の利益を追求することができる保育者」、「利用者や家族の援助のためのコミュニケーション能力と、関連分野に関する基本的事項について確かな理解を持ち、多職種協働チームにより、介護過程を展開できる介護福祉士」と明示している。

1-1-④ 変化への対応

教育理念、教育目的、教育目標については学科の再編などの折に見直しを行っている。

三つのポリシーについては、学長、学科長、教務委員長がカリキュラム検討などの際に随時点検を行っている。

最近の変化への対応としては、令和 5(2023)年度に両学科が揃ってカリキュラムを改訂するにあたり、令和 4(2022)年度に三つのポリシーの見直しと改訂を行った。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

新しい三つのポリシーに合わせて「学修成果の把握」調査についても見直しを行い、ポリシーの妥当性を検証する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的および教育目的に係わる事項は八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下、運営会議）において審議され、学長が決定する。運営会議の構成員は学長、学長補佐、大学学部長、学科長、図書館長、地域連携研究センター長および事務局学務部長である。また、特に教育課程の編成に関する事項を審議する場合は、専門的な支援スタッフとして事務局長が参加している。

運営会議の内容は翌週の八戸学院大学短期大学部教授会（以下、教授会）において教職員に周知され、理解と支持が得られるよう図っている。

一方、使命・目的および教育目的などを変更する場合は「学則」改正を伴うため、運営会議の審議を経て理事会で決定する。これにより、役員の理解と支持が得られている。

1-2-② 学内外への周知

学校教育法第 108 条（短期大学）、学校教育法施行規則第 165 条の 2（三つの方針）、第 172 条の 2（教育研究活動等の情報の公表）、短期大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）に基づき、「本学ホームページ」の「教育情報の公表」に教育理念、教育目的、三つのポリシーを掲載している。また、毎年度入学生と教職員に配布する「学修の手引き」に記載し、教職員に対しては年度当初の教授会において、学生に対してはオリエンテーションにおいて周知している。【資料 1-2-1, 1-2-2】

受験生や保護者に対しては「本学ホームページ」のほか、「入学者選抜試験要項」などに掲載し、オープンキャンパスや高校説明会等の機会に周知を図っている。また、地域社会に対しては、企業や行政との連携協力など、本学が広く注目される機会を活用して、よりいっそうの周知を図っている。【資料 1-2-3】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

法人では、理事長を議長とする会議体において、法人内各学校の使命・目的および教育目的に基づいて中長期的な計画を策定しており、本学のこれまでの改組改変もそれに基づいて実施されてきた。令和 2(2020)年度には令和 3(2021)年度以降の中期計画が策定され、本学の四大化は現状を鑑みて継続検討課題となった。【資料 1-2-4】

法人の中長期計画を検討する会議体は令和 3(2021)年度に「法人運営協議会」として正式に運営組織図に位置づけられ、法人の「新立体的学園構想」についての再検討を行った。

その結果、4つの柱は「1.人間教育と学びの充実 2.学院内の連携と特色の強化 3.地域連携と社会貢献の推進 4.新時代の国際教育の展開」と修正され、令和 4(2022)年度当初のSD研修会において全教職員に周知された。

法人運営協議会は令和 4(2022)年度に名称を「将来計画検討会議」と変え、法人内のすべての学校について、改組を含めて検討した。その概略を令和 4(2022)年度末に常任理事会において発表し、今後はその計画を推進する段階に入ることから、令和 5(2023)年度に名称を「総合戦略推進室」と変更した。改組の計画は令和 5(2023)年度当初のSD研修会において法人内全教職員に概要が周知され、4月の常任理事会においてスケジュールが提示された。現在、各学科においてワーキング・グループが組織され、検討を進めているところである。【資料 1-2-5】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の三つのポリシーは、使命・目的および教育目的に基づいて平成 24(2012)年 4月から施行されており、教育課程や学生受け入れの見直しに応じて随時修正を加えている。平成 31(2019)年 4月には介護福祉学科の開設にともなって同学科の三つのポリシーを策定し、同時に幼児保育学科のポリシーを改訂した。さらに、令和 2(2020)年度に介護福祉学科が完成年度を迎えるにあたって教育目的等の見直しを行い、それに合わせて三つのポリシーの改訂を行った。最近では令和 5(2023)年度のカリキュラム改訂にあたり、令和 4(2022)年度に見直しと改訂を行った。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、幼児保育学科および介護福祉学科の2学科と、附置機関である八戸学院図書館および八戸学院地域連携研究センター（以下、地域連携研究センター）により構成されている。【資料 1-2-6】

両学科は教育理念・教育目的に基づき、それぞれの専門的分野において地域社会の発展に寄与しうる人材の育成を目指し、地域経済・地方文化に密着した教育を行っている。また、各学科の特性を活かして地域をキャンパスとした教育研究活動を展開しており、それをサポートするのが地域連携研究センターである。同センターは「八戸学院地域連携研究センター規程」第2条に基づき、実践的な教育としてのフィールドワーク活動を支える中核組織となっている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

少子化や校舎の老朽化という課題に直面する中で、本学の使命・目的を時代に合わせて実現すべく、改組・四大化について具体的に検討を進める。

【基準1の自己評価】

本学は建学の精神および教育理念に基づいて、「カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探究せしめ、正しい道徳観と高い知性を有する民主的にして平和を愛好する人材を育成する」ことを目的と定めている。本学の教育目的は、学校教育法および短期大学設置基準に基づき、簡潔かつ具体的に「学則」に定められている。

学内外への周知は「本学ホームページ」や各種印刷物によって行っている。教職員に対しては毎年度当初の教授会において周知し、学生に関してはオリエンテーションなどで理解促進を図っている。

教育理念、教育目的、教育目標、三つのポリシーは随時、見直しを行っている。令和5(2023)年度に両学科がカリキュラム改訂を実施するにあたり、それらの点検を行い、三つのポリシーの改訂を実施した。

本学の使命・目的および教育目的に基づき、法人として中長期的な改革の方針・計画の策定を行っている。

両学科は、教育目的に基づいて教育研究活動を展開しており、地域連携研究センターは実践的な教育としてのフィールドワーク活動を支える中核組織となっている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）におけるアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）は、本学の建学の精神および教育理念に基づき、「学則」第 1 条に定める目的を踏まえて策定されている。幼児保育学科・介護福祉学科ともに令和 5(2023)年度施行の新カリキュラムの策定に合わせて令和 5(2023)年に改訂を行った（同年 4 月から適用）。

【資料 2-1-1】

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）は「本学ホームページ」、「学修の手引き（学生便覧）」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜試験要項（以下、入学者選抜試験要項）」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入試ガイド（以下、入試ガイド）」に記載するとともに、高校教員を対象とした入試説明会、進学説明会・相談会、教職員による高校訪問、オープンキャンパス等さまざまな機会を活用し、大学内外への周知を図っている。【資料 2-1-2～2-1-5】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では短期大学設置基準第 2 条の 2 に基づき、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）を踏まえた種々の選抜方法を「入学者選抜試験要項」に定め、入学者選抜試験を実施している。なお、入学試験の円滑な運営を図るため、「学則」第 40 条 2 項に基づいて「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学試験運営委員会」（以下、入学試験運営委員会）を組織し、入学者選抜試験の計画、実施運営にあたっている。【資料 2-1-6, 2-1-7】

入学者選抜試験については、文部科学省「令和 5 年度大学入学者選抜実施要項について」の通知に基づき、入学試験運営委員会が過年度における各選抜試験への出願状況などを考慮し、実施時期や試験場、方法等を検討したうえで実施している。【資料 2-1-8, 2-1-9】

本学で実施している入学者選抜試験は、表 2-1-1、2-1-2 のとおりである。

表 2-1-1 令和 5(2023)年度入学者選抜試験<幼児保育学科>

入学試験種別	試験内容
学校推薦型選抜 (学業特待生選抜)	・小論文 ・面接 ・書類審査
総合型選抜(A日程・C日程) (資格特待生選抜)	・小論文 ・面接 ・書類審査

八戸学院大学短期大学部

総合型選抜(B日程) (資格特待生選抜)	・小論文またはピアノ・ソルフェージュ ・面接 ・書類審査
一般選抜(I期・II期) (学業特待生選抜)	・国語 ・書類審査
大学入学共通テスト成績利用選抜(A・B・C日程)(学業特待生選抜)	・国語 ・書類審査
社会人選抜(I期・II期)	・小論文 ・面接 ・書類審査
外国人留学生選抜(I期・II期)	・小論文 ・面接 ・書類審査

表 2-1-2 令和 5(2023)年度入学者選抜試験<介護福祉学科>

入学試験種別	試験内容
学校推薦型選抜	・小論文 ・面接 ・書類審査
総合型選抜(A・B・C日程) (資格特待生選抜)	・小論文 ・面接 ・書類審査
一般選抜(I期・II期) (学業特待生選抜)	・国語 ・書類審査
大学入学共通テスト成績利用選抜(A・B・C日程)(学業特待生選抜)	・国語 ・書類審査
社会人選抜(I期・II期)	・小論文 ・面接 ・書類審査
外国人留学生選抜(I期・II期)	・小論文 ・面接 ・書類審査

学力試験を課す入学者選抜試験においては、アドミッション・ポリシー(入学者受け入れの方針)の「入学者選抜における判定方法」に基づいた学力の確認を基本とし、試験問題の作成に当たっては、入学試験運営委員会が教員の中から作題候補者を選出し、学長の責任のもと問題作成委員として委嘱している。長年、任命された教員が全ての作業を担ってきたが、著作権上の問題をクリアすることが難しくなってきたこともあり、令和 3(2021)年度より素材の提供を外部の機関に依頼し、試験問題は担当の委員が作成している。校正作業や正答の確認などの内部の作業においても、情報漏洩に最大限の注意を払いながら、出題ミスのないように相互チェックを行い、作成された試験問題については、文部科学省の通知(試験問題と解答は原則公開)に基づき、令和元(2019)年度から「本学ホームページ」上で公開している。

面接試験においては、面接試験を担当する教員が各学科のアドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)で求める学生像に留意しながら、受験者の志望動機や意欲・適性について評価を行っている。

入学者選抜試験にあたり、入学試験運営委員会は面接試験を担当する教員に対して事前の試験実施説明会を開催し、「入学者選抜における判定方法」に留意して面接試験を行うよう依頼している。試験終了後には報告会を開催し、面接担当者全員からの報告(面接評価表および面接シートの提出を含む)を求め、アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)に沿った、厳正で公正な面接となっていたかを確認している。試験の実施においては、教員および事務職員が一体となって緊急時の対応も含めた準備体制で臨み、円滑に運営されるよう図っている。

入学者の選抜については、短期大学設置基準第2条の2および「学則」第2条の3、第18条2項、第21条、第39条2項、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜委員会規程」に基づき、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜委員会（以下、入学者選抜委員会）の委員長を議長とする入学者選抜委員会の審議結果（合否判定）について、教授会等に報告し、学長が決定している。【資料2-1-10, 2-1-11】

令和5(2023)年度入学者選抜試験における新型コロナウイルス感染症対策については、文部科学省「令和5年度大学入学者選抜実施要項（通知）」に基づいて本学の方針を定め、リモート面接を実施することや緊急事態宣言対策地域および感染拡大地域からの入学志願者に対して追試験の受験を認めることなどを「本学ホームページ」に公開し、すべての選抜試験において入学志願者の不利益とならないように配慮した。【資料2-1-12】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度の学科の入学定員・入学者数・収容定員・在籍者数の推移は、【資料2-1-13】のとおりである。

幼児保育学科は令和3(2021)年度に定員を80人に削減し、令和3(2021)年度と令和4(2022)年度は入学定員を満了したが、令和5(2023)年度は68%に留まった。令和5(2023)年度の短期大学部全体の入学定員に対する充足率は74%、収容定員に対する充足率は81%となった。

幼児保育学科では以前より法人内の光星高等学校保育福祉科との連携事業を行っており、これは入学定員の確保に大きく寄与している。また、平成30(2018)年度より県の職業能力開発行政の推進による委託生の受け入れを行っており、社会人入試による入学生と併せて、多様な学生の確保につながっている。

介護福祉学科では開設時より留学生の受け入れを行っており、令和5(2022)年度は9人の留学生が入学した。また、委託生の受け入れも令和4(2022)年から行っている。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

令和3(2021)年3月に短期大学と系列校の光星高等学校および野辺地西高等学校との連携のための協議会が発足した。今後は両高等学校の生徒募集と併せて、両学科の学生募集について法人全体で取り組む。

介護福祉学科では、今後も地域社会からの介護福祉人材供給の要望を受けて、自治体や施設と連携しながら、留学生の受け入れと支援を継続する。

具体的には①中高生向けに「介護の現在を知り、未来を考える」ためのマガジンを作成し、中・高校生に配付、②地域福祉・介護の課題研究の支援、③中・高校生が介護福祉・介護予防を理解するための出張講義の実施、④SNSを活用した情報発信、⑤介護人材の確保及び定着に関するアンケート調査の実施を行っている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援を担うのは、主に教務委員会、学生委員会、国際交流・留学生支援委員会、学生相談・特別支援室である。これらの運営は事務部門の組織である教務学生課との協働によって行われている。

また、国際教育部門として国際交流・留学生支援委員会が留学生の受け入れを担当するほか、本学付置機関である地域連携研究センター所属の中国語、韓国語、英語での対応可能な教員 2 人が、学科の教員と協働で留学生の学修支援にあたっている。

本学の学修支援体制は、ゼミナール等の担当教員による履修支援、学生相談・特別支援室による学修支援、オフィスアワー制度、ワークスタディ制度、リメディアル教育、留学生に対する学修支援、国際交流支援、学科教授会における情報共有および学科対応を軸としている。

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

1. ワークスタディ制度

本学では、TA (Teaching Assistant) に準ずるものとして、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学内ワークスタディ規程」に基づき、学生アルバイトによる教育研究活動および学習環境整備に係わる補助が行われている。【資料 2-2-1】

令和 4(2022)年度は幼児保育学科で 2 人の学生がワークスタディにおいて採用された。業務内容はいずれも講義補助である。【資料 2-2-3】

2. オフィスアワー制度

教員が学生からの質問、相談に応じる時間を「オフィスアワー」として設けている。学生は授業で生じた疑問や生活、進路のことなどの相談や、教員との対話の時間として自由に研究室を訪問することができる。また、研究室フロアが講義棟内にあり、Gmail で容易に教員と連絡を取ることもできるため、学生はオフィスアワーに限らず、教員と対話しやすい環境にあるといえる。【資料 2-2-3】

3. 学生相談・特別支援室による学修支援

本学では「学生相談・特別支援室」を設置し、身体障害者、精神障害者（発達障害含む）、その他の機能障害のため、継続的に修学や学生生活などに制限を受ける状態にある学生が、障害のない学生と平等に活動できるように支援を行っている。また、「本学ホームページ」に学生相談・特別支援室の案内を掲載し、修学に関する合理的配慮を希望する入学希望者・予定者からの相談も受け付けており、授業開始時からの支援が可能となっている。【資料 2-2-4】

特別な配慮が必要な学生または保護者より申請があり、かつ本学が必要性を認めた場合には「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部障害学生修学支援規程」に基づき教務学生課と連携し、随時対応できるよう努めている。【資料 2-2-5】

令和 4(2022)年度は、幼児保育学科、介護福祉学科において、発達障害を抱えている（可能性を含む）2 人の学生から授業・学修に対する配慮を必要とする旨の申し込みがあったため、授業時の理解を支えるために必要な人的・物理的な配慮を行い、学生の修学に不利益を生じないよう対策を講じた。

4. 履修支援

本学では履修登録や就職相談など、教員がすべての学生に対して個別に相談に応じている。幼児保育学科では、ゼミナールを基本とした学修支援を行っている。まず、ゼミナール担当教員が学生の履修登録状況を点検し、科目の選択について助言を行う。また、学期ごとに算出される GPA の情報を学科内で共有し、ゼミナール担当教員はそれを基に学生と面談を行い、学習方法の振り返りや今後の目標設定等のアドバイスを行う。さらに、学生が学期ごとに作成する履修カルテに目を通し、教職課程の履修状況を把握して一人ひとりにコメントを返すなど、学生の学習意欲を高める取組をしている。また、ゼミナール担当教員は、中途退学や休学および留年などの防止のための相談窓口になっている。【資料 2-2-6】

介護福祉学科ではゼミナールが設置されていないが、「カレッジアドバイザー」制度を設定し、担当教員が幼児保育学科と同様の学修支援（履修カルテを除く）を行っている。

5. リメディアル教育

本学では学科ごとの実態に応じて、基礎学力の違いに関わらず、全学生を対象にリメディアル教育を実施している。

幼児保育学科では、全合格者を対象とした国語の学習課題を入学前に課している。課題は入学後に提出させ、学習課題の作成者がその結果を授業に反映させている。また、音楽教育を重視していることから、系列高校からの入学予定者を対象に、ピアノレッスンの入学前特別講座も実施している（令和 3(2021)～4(2022)年度入試では感染症対策のために実施しなかったが、令和 5(2023)年度入試では再開した）。入学後は新入生全員を対象として基礎学力テストにあたる「一般常識調査」を実施し、早い時点で学生の学力を把握して、年度ごとの学力の傾向の分析結果を教員間で共有し、個人の答えはゼミナール担当教員が把握して、学修支援に活用している。さらに、「実践国語表現」の時間を設けて国語のリメディアル教育を実施している。【資料 2-2-7～2-2-9】

介護福祉学科では、入学前に全合格者を対象として、介護福祉に関連する事項を基にした学習課題を課している。「一般常識調査」については令和 5(2023)年度より幼児保育学科と同様に実施している。【資料 2-2-7, 2-2-8】

6. 留学生に対する学修支援

介護福祉学科では開設時より留学生の受け入れを行っており、本学付置機関である地域連携研究センター所属の中国語、韓国語、英語での対応可能な教員 2 人が、学科の教員と協働で留学生の学修支援にあたっている。留学生の日本語習得レベルや本人の要望に応じて、TA（Teaching Assistant）として中国人教員やワークスタディ制度の学生アルバイトが授業ノートのとり方を指導したり、日本語の意味を説明したりするなど、授業の理解を

深めるための支援を行っている。

7. 国際交流支援

本学では、①「アメリカ海外研修」、②「タイ国海外研修」、③「EF 海外語学研修」の3つの海外研修制度を設けており、これらの海外研修には、本学独自の「給付型語学研修奨励金制度」がある。【資料 2-2-10, 2-2-11】これらの海外研修制度を利用することによって、幼児保育学科では教養の選択科目である「海外事情」の単位を修得することができる。

【資料 2-2-12】

また、④「地域での国際交流活動」も実施している。なお、令和 4(2022)年度は、②「タイ国海外研修」を実施したが、それ以外に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。それぞれの概要は次のとおりである。

①「アメリカ海外研修」

アメリカ海外研修は夏期休業中に 2 週間の行程で行われ、ワシントン州ハイライン・コミュニティ・カレッジの Kaplan 研修センターでの語学研修やホームステイ、現地学生・各国留学生との交流を中心とした研修である。

②「タイ国海外研修」

タイ国での海外研修は、博物館や寺の見学、タイ式マッサージ・料理体験等タイの歴史や文化を学ぶプログラムに加え、孤児院でのボランティア、八戸市出身の在住日本人経営者による研修、短期日本語研修生を本学で受け入れたファー・イースタン大学日本語学科の学生達との交流を行っている。【資料 2-2-13】

③「EF 海外語学研修」

平成 28(2016)年 4 月に世界最大留学サービス会社 EF (エデュケーション・ファースト・ジャパン) と海外留学連携協力協定を締結し、学生が研修先や期間等を自由に選べる海外語学研修制度を開始したものである。

④「地域での国際交流活動」

学生の国際交流意識の醸成ならびに海外語学研修での成果を継続させる活動として、平成 27(2015)年度から、三沢市の米軍三沢基地内ショップを見学するツアーを行っている。これは、その前年まで行っていた三沢基地でのインターンシップや語学研修から実施内容を改めたものである。また、グローバルな人材育成を目的に青森県と三沢市が主催する「あおもりグローバルアカデミー」にも参加している。【資料 2-2-14, 2-2-15】

8. 学生状況の把握と学科対応

毎月定期的に行われる各学科の教授会では、学生の履修状況、出席状況および指導を要する学生に関して教員間で情報共有を図っている。出席状況については教務委員会が常時出席状況調査を行い、リアルタイムで学科内の情報を把握している。成績 (GPA) や実習の状況についても、学期ごとに GPA 一覧を作成し、各学生の学修状況を把握するとともに、下位 1/4 以下の学生に対して履修指導を行うなど早めの対応を心がけている。【資料 2-2-16】

指導が必要な学生がいた場合、幼児保育学科ではまずゼミナール担当教員が本人と面談を行う。資格取得や卒業に不安を抱える学生がいた場合は、早めに保護者に連絡し、ゼミ

ナール担当教員と教務委員(場合に応じて学科長や実習指導担当者)が面談を行っている。面談では進路変更を含めた具体的な方策を検討し、中途退学の防止に努めている。また、介護福祉学科でもカレッジアドバイザーが同様の対応を行っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

学生の学習意欲を高める取り組み、中途退学者や休学および留年などの防止、配慮を要する学生に対しての学修支援等につながるよう、現在の支援体制を充実させ、整備していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1. キャリア支援の組織と体制

本学のキャリア支援は、「就職支援委員会」が担っている。【資料 2-3-1】

平成 30(2018)年度までは八戸学院大学と合同で委員会が運営されていたが、令和元(2019)年度に学科の特性に応じたきめ細やかな支援を目的として、短期大学部単独の委員会として再編された。さらに、キャリア支援課、短期大学部事務局担当が一丸となり就職支援にあたっている。

2. キャリア教育支援の状況

本学の令和 4(2022)年度の就職内定率は両学科とも 100%であった。学科の取り組みは、以下のとおりである。

<幼児保育学科>

幼児保育学科では 94%が保育士・保育教諭・幼稚園教諭などの専門職に就いており、より実践的な就職支援事業が必要とされている。そこで、実習指導に重点をおき、すべての学生が「幼稚園教諭二種免許」と「保育士資格」の二つの免許・資格を取得できるよう、年間の実習指導計画を通して学生の職業に対する理解を深めている。

また、早期離職、ミスマッチングの問題に対処するために、就職支援委員会を中心に年間の就職指導計画を通して支援を行っている。具体的には、「幼稚園・保育施設説明会」、「卒業生との懇談会」、「園長講話(就職ガイダンス)」、「マナー講座」、「事業所・卒業生に対するアンケート」などがある。

「幼稚園・保育施設説明会」は 2 年生を対象に毎年開催している。説明会に参加する事業所は前年度の就職先と今年度の実習先であり、地元事業所を中心に、首都圏も含めて例年おおよそ 40 事業所が参加している。学生は各施設の概要や保育方針、教育方針、保育の業務内容などについて説明を受け、就職先決定の参考にしている。しかし、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和 4(2022)年度も、上記説明会の開催を断念せざるを得なかつ

た。代替事業として、地元の園長を講師に招き「就職ガイダンス」を実施した。【資料 2-3-2】学生は現場の保育の仕事に特化した講話を聴き、その後質疑応答も行われた。また、後期から毎週水曜日の 3 時限目に就職相談の時間を設け、教員が学生と面談を行い、就職に対する不安の解消を図った。

「卒業生との懇談会」は、以前は一方向的な講義形式で行っていたが、学生が保育の仕事を手近に感じることができるよう、対話を交えた形式に変更した。その結果、実施後のアンケートによると、実習などでは見ることのできなかつた具体的な仕事内容を理解し、就業意識を高める結果につながった。【資料 2-3-3】

「マナー講座」についても、令和 4(2022)年度は新型コロナウイルス感染拡大のリスクを避けるため、接触を避ける形で講座を縮小して行った。社会人としてのマナーについては、実習学内指導等においても指導した。【資料 2-3-4】

「事業所・卒業生に対するアンケート」は、入職後に抱える問題の可視化を図るため、隔年で実施してきたが、令和 2(2020)年度からは毎年実施に改め、就業実態の詳細な把握に努めている。【資料 2-3-5】

キャリア支援の一環として行われている日本サッカー協会公認キッズリーダー(U-6)の資格取得に関しては、令和 4(2022)年度は 1 年生の受講者 94 人が達成した。しかし、毎年実施している上級救命講習は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 4(2022)年度も中止となった。

就職支援の環境としては、学生が求人情報にアクセスしやすいように、2 号館 1 階に就職支援コーナーを設けている。そこでは求人票や卒業生からのメッセージを掲示し、事業所のリーフレットを置いている。

<介護福祉学科>

介護福祉学科でも幼児保育学科と同様に実践的な就職支援事業が必要とされていることから、令和 4(2022)年度はキャリア支援課による就職指導オリエンテーションとともに、介護福祉職のための学科独自の就職指導も早期に開始した。幼児保育学科と合同で行うマナー講座は、令和 4(2022)年度は時間の調整ができず、参加することができなかった。しかし、令和 3(2021)年度より 1 年次に行っている「卒業生との懇談会」は、次年度への就職活動を積極的に行う意識付けになった。令和 4(2022)年度はさらに、参加する卒業生が従事する施設の種類を増やし、全体会終了後にグループワークの時間を設けたことで、就職を手近に感じさせ、学修や就職への意欲を高める効果が見られた。【資料 2-3-6】

介護職員は他職種よりも早期離脱者が多いことが知られており、ミスマッチングを減らすため、カレッジアドバイザーが求人先の相談、履歴書の書き方指導、面接指導、筆記試験対策指導など具体的な就職支援を行っている。また、特性を持つ学生については複数体制で支援し、積極的に求人先の見学・訪問に同行し、個々の学生の特性を生かせるよう就職希望先と懇談などを行っている。

介護福祉士の資格取得に向けて、2 年次前期より国家試験対策を実施している。令和 4(2022)年度は模擬試験を計 7 回実施して個々の学生の成績把握に努め、不得意科目対策の個別指導を行った。その結果、第 35 回介護福祉士国家試験の合格率は 100%であった。

【資料 2-3-7】

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

幼児保育学科では教員、就職担当の事務職員による手厚い支援の成果により、過去6年間、100%の就職率を達成している。一方で、早期離職者が少なくないことから、入職後に抱える問題を可視化し、就職指導につなげるよう図っている。具体的な方策として、令和2(2020)年度より事業所、卒業生に対するアンケートの頻度を隔年から毎年に変更した。さらにその回収率を上げて、就業実態をより詳細に把握するように努める。

介護福祉学科では進路を選択する上で必要な多様な視点を得るために、「卒業生との懇談会」の講師の施設種別を増やし、介護実習先の開拓を進める。令和4(2022)年度から事業所・卒業生に対するアンケートを開始したので、引き続き、その結果をもとに、さらなる就職支援強化に努める。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1. 学生生活支援の組織と体制

本学の学生が学業、課外活動に専念し、安定かつ充実した学生生活を送ることができるようにするための組織として、学生委員会、国際交流・留学生支援委員会が置かれている。

また、心とからだの支援体制として、保健室、学生相談・特別支援室が設置されている。それらの活動を教務学生課が側面から支える体制をとっている。

学生委員会では、以下の事項を定期的に審議し、実践している。【資料 2-4-1】

- (1) 学生相談および生活指導に関すること
- (2) 学生の福利厚生および健康管理に関すること
- (3) 学生の課外活動に関すること
- (4) 学生の賞罰に関すること
- (5) 日本学生支援機構奨学生に関すること
- (6) その他学生に関すること

本学では教職員間で学生の情報を、各学科教授会において個々のゼミナール担当教員やカレッジアドバイザー、および科目担当教員（非常勤の教員を含む）の報告によって共有している。また、個別の案件に応じて、学生委員会の教員間で速やかに対応を協議し、個別指導等を行いながら、学生一人ひとりの2年間の学生生活が充実したものとなるように努めている。今後も、学生の課題を教職員間で共通理解しつつ、本学全体で学生を支える意識を啓発していく。

2. 学生生活支援の状況

(1) 経済的支援

本学における学生への経済的支援としては、日本学生支援機構の貸与型奨学金や給付型奨学金をはじめ、地方公共団体および民間団体等の奨学金のほか、本学独自の学費減免制度を設けている。

日本学生支援機構の奨学金受給においては、標準取得単位に満たない学生や日本学生支援機構からの警告に該当する学生に対し、指導を行っている。

本法人の学費減免制度には、特待生奨学事業、修学奨励事業、法人内進学生学納金等減免事業、教職員子女学納金減免事業、外国人留学生学納金等減免事業がある。【資料 2-4-2～2-4-10】

これらの減免事業は、学生から申請がなされたのち、学費等減免選考委員会にて対象となる学生を審査し、教授会の審議を経て学長が決定している。

これらの制度と併せ、さらに卒業後の奨学金返還遅延が全国的な問題となっていることから、在学生への説明会や奨学金の新規貸与希望者（在学採用）との面談において、返還義務について繰り返し注意を促すとともに、適正な範囲で貸与を受けるよう指導している。

平成 29(2017)年度から修学奨励生への補助金の充実が図られたことから、支援の対象を拡大した。また、令和 2(2020)年度より高等教育の修学支援新制度（高等教育の無償化）が開始され、令和 4(2022)年も継続して、その対象機関として認定されている。

(2) 課外活動支援

課外活動としては、学生の自治組織である学生会主体のサークル活動と、各学科が主体となって指導するボランティア活動がある。令和 5(2023)年 3 月 31 日現在、11 のサークル（同好会・愛好会）が活動している。【資料 2-4-11】

・学生会組織の役割と活動

学生会の執行部が中心となり、学生総会、パークゴルフ大会、「はちがくフェス」（本学および八戸学院大学合同の学園祭）、キャンパスクリスマス企画、サークルの支援事業を行っている。令和 4(2022)年度の「はちがくフェス」は、1 日目に学生のみが参加する運動会を開催し、2 日目には新型コロナウイルスの感染対策を講じたうえで、地域の方々の参加も含めて従来の学園祭の形で開催した。

・学生会活動への支援

短期大学部学生会は自治組織ではあるが、学生委員会の教員、教務学生課の職員が必要に応じて指導や助言を行っている。学生会活動の経済的原資は学生会費であり、学生委員長と学生から選出された会計監査人が毎年会計監査を実施し、適正に運営している。

令和 4(2022)年度も新型コロナウイルスの感染状況に配慮しながら、学生会活動がより充実するよう、学生会と学生委員会、教務学生課とで協議・調整をしながら運営した。

・ボランティア活動

地域からの依頼を受け、学生はさまざまなボランティア活動に参加するよう努めている。しかし、令和 4(2022)年度は前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のために年間を通して自粛した（一部、教育と密接に関連した活動を除く）。

(3) 心とからだの健康の支援

・新入生オリエンテーション

新入生オリエンテーションでは、学生委員会が学生生活に対する説明と指導を行っている。高校生活との違いや大学生としての自覚を促し、スムーズに学生生活に入れるように、大学生としての心構え、必要な申請手続きや届出、通学、アルバイト、ハラスメント、学生相談、その他学生生活に関しての説明を行う。また、交通安全講習会、奨学金に関する説明、海外研修に関する説明、新型コロナウイルスの感染防止対策等の説明も実施している。

・留学生支援

留学生を受け入れている介護福祉学科では、国際交流・留学生支援委員会および教務学生課と協力し、カレッジアドバイザーを中心に住居の紹介、買い物支援、物品提供、交通支援などの学生生活全般の支援を行っている。

・健康管理

学生を対象として、毎年4月のオリエンテーション時に健康診断を行っている。健康相談については、八戸学院大学健康医療学部の教員を校医として委嘱し、保健室での申し込みか、Eメールによる予約を随時受け付けている。八戸学院大学の保健室には職員が常駐しており、学生は平日の8時40分から16時まで利用することが可能である。【資料 2-4-12】

・学生相談・特別支援室

学生生活全般の相談については、基本的にはゼミナール担当教員（介護福祉学科ではカレッジアドバイザー）と教務学生課職員が随時受け付けている。その上で専門的見地から相談を要する学生に対応するため、大学・短期大学部合同で心理学・医療・福祉専門職者で構成する学生相談・特別支援室を設置している。【資料 2-4-13】

また、教職員全体の資質の向上を図る目的で、教職員の学生相談研修会を実施している。令和4(2022)年度は「障害のある学生に対する合理的配慮の考えかた」をテーマとし、障害のある学生に対する合理的配慮に関する理解と関わりについて実践的な学びを深めた。

【資料 2-4-14, 2-4-15】

学生相談・特別支援室規程は、学修の手引きに掲載されている。学生および教員にはリーフレットを配布するなど広く周知を図り、困りごとを抱えた学生に迅速に対応できるよう配慮している。【資料 2-4-16】メンタルヘルスやカウンセリングに関しては、学生が学生相談・特別支援室の相談員を指名し、相談を受け付ける体制を整備している。また、学内に非常勤のスクールカウンセラーを配置し、定期的にカウンセラーの支援が受けられる体制を整備しており、関係部署と連携しながら、迅速かつ適切に学生のニーズに応えられるような相談支援体制の強化を図っている。

なお、短期大学部における令和4(2022)年度の学生相談・特別支援室利用者数（延べ人数）は36件であった。

・ハラスメント防止

本法人には「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」があり、ハラスメントの防止を呼びかけるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置が定められている。【資料 2-4-17】ハラスメントに関する相談は、保健室において直接またはEメールにより予約を受け付けている。前述の学生相談のリーフレットと同様、すべての学生に対して配布するとともに、「WebClass」からメール配信して

いる。【資料 2-4-18】

- ・禁煙と未成年の飲酒禁止に関する教育

喫煙および副流煙による健康被害を防止する観点から、平成 29(2017)年 4 月以降、本学
校法人のすべてのキャンパスは「全面禁煙」となった。それに伴い、入学時および毎年の
オリエンテーション時に、駐車場を含むキャンパス内での全面禁煙について指導し、併せ
て薬物濫用と飲酒に関しても、学生全体への指導を継続して行っている。【資料 2-4-19】

- ・学生生活における安全の確保

犯罪被害の防止や、薬物の濫用の防止、ソーシャルメディアを通しての加害や被害など
の防止について、特に長期休業に入る直前に、各学科において啓発・指導を行っている。
また、実習中の守秘義務や SNS での発信の禁止についても、実習オリエンテーションで
繰り返し指導している。

キャンパス内の日常的な安全確保のためには、学内に防犯カメラを設置するほか、事務
局職員がパトロールカーによる巡回を行っている。

(4) 交通安全支援

- ・車両による通学の許可要件

自動車・バイクによる通学（以下、車両通学）を希望する学生は、車両の登録手続きを
行わなくてはならない。車両通学許可の基準として、学内で実施している「交通安全講習
会」の受講を義務づけている。【資料 2-4-20】

- ・キャンパス巡回指導の実施

本学では在学生の半数近くが車両通学をしている。そこで、学生委員会が主体となり、
前期と後期にそれぞれ 1 回ずつ「キャンパス巡回指導」を実施している。【資料 2-4-21、2-
4-22】

「キャンパス巡回指導」では、車両登録をしているが通学許可証を車両に提示していな
い学生については「注意」、未登録車両、駐車禁止区域に駐車している車両は「警告」の対
象としている。「警告」を複数回受けた未登録車両については、車両ナンバーの写真を掲示
し、登録を促す。さらに登録されない場合は、車両のタイヤをロックし、対象学生に対し
て学生委員長が面談指導を行う。「キャンパス巡回指導」により警告を受ける学生は、毎年
数名である。

- ・交通安全講習会の実施

学生の交通安全の意識をより高めるため、「交通安全講習会」を前期と後期のオリエン
テーション時に実施している。令和 4(2022)年度は、後期の交通安全指導に外部講師を招
き、特に冬道の安全な運転の仕方について、より具体的な事故の事例などを基に啓発す
るよう図った。平成 27(2015)年からは車両通学の有無に関係なく、全学生に受講を義務づ
けている。

学生には交通事故に遭った場合に報告書の提出を求めており、令和 4(2022)年度は 9 件
の報告があったが、すべて怪我がないか軽微の自損・物損事故であった。【資料 2-4-23】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学生委員会を中心に、教職協働できめ細やかな学生支援に取り組む。具体的には

次のような取組を行う予定である。

交通安全指導については、指導の効果が期待されるため、例年通り、交通安全講習を年2回実施し、学生への注意喚起を継続する。ボランティア活動や学生会活動については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、学内において、また学生会とも協議しながら判断し、学生の安全を保障しつつ支援していくこととする。

令和3(2021)年度は学生がアルバイトで不利益を受けないために、労働条件や契約についての講話をオリエンテーションで実施した。アルバイトをしている学生は非常に多いため、学生生活の安定を図るためにも、今後とも指導を丁寧に行う。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ パリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1. 校地・校舎

本学の令和5(2023)年度の収容定員は幼児保育学科160人、介護福祉学科80人である。校地面積は短大設置基準面積2,400㎡に対して32,365㎡、校舎面積は短大設置基準面積3,350㎡に対して9,579㎡であり、短期大学設置基準校地面積第30条、校舎面積第31条で定める面積を十分満たしている。校地・校舎面積は、表2-5-1のとおりである。

表2-5-1 校地・校舎面積

区分	設置基準上の必要面積	面積	備考
校地面積	2,400㎡	32,365㎡	運動場用地13,133㎡を含む
校舎面積	3,350㎡	9,579㎡	体育館765㎡、トレーニングセンター375㎡を含まない

校舎等の施設は、管理・講義棟(1号館)、講義棟(2号館)、体育館(3号館)、講義棟(4号館)を主に幼児保育学科が使用している。図書館(6号館)、実習棟(7号館)、総合実習館(8号館)、講義棟(9号館)、トレーニングセンター(9号館)は大学との共用施設である。介護福祉学科は教室および実習室として総合実習館(8号館)と講義棟(9号館)を使用している。校舎等施設の概要は、表2-5-2、2-5-3のとおりである。

表 2-5-2 校舎等施設の概要

区 分	棟 名	階数	用 途
管理-教育研究 施設	管理・講義棟(1号館)	1F	講義室(1室)・保健室
		2F	学長室・事務室・応接室・講義室(1室)
教育研究施設	講義棟(2号館)	1F	講義室(1室)・美術室(1室)・ピアノレッスン室(20室)・ 食堂・実習事務室・多目的室
		2F	教室(4室)
		3F	研究室(15室)
	講義棟(4号館)	1F	美術室(1室)
		2F	調理実習室
		3F	講義室(3室)・ピアノレッスン室(13室)
	講義棟(9号館)	1F	会議室・入浴実習室・女子更衣室・男子更衣室
		2F	教室(2室)・介護実習室・家政実習室・教材室・和室・ 研究室(1室)
		3F	研究室(6室)・共同研究室(1室)
体育施設	体育館(3号館)	1F	講義・実技

表 2-5-3 八戸学院大学との共用施設

区 分	棟 名	階数	用 途
教育研究施設	講義棟(大学2号館)	1F	国際交流ラウンジ・情報システム室・保健室・学生相談室・ 一般教室(1室)・ゼミ室(5室)・研究室(2室)
	大学会館(5号館)	1F	食堂・販売機コーナー
		2F	講義室
		3F	会議室 ゼミ室(3室)
	図書館(6号館)	1F	事務室・書庫・ブラウジングコーナー・チャペル
		2F	開架書架・閲覧席
	実習棟(7号館)	1F	事務室(財務課分室)・サーバールーム
		2F	実習室(1室)・男子更衣室・研究室(1室)
		3F	実習室(1室)・ゼミ室(1室)
		4F	研究室(6室)・学習室(1室)
	総合実習館(8号館)	1F	事務室・女子更衣室・教室(4室)
		2F	人間健康学科研究室(16室)・学科長室・実習室(2室)
		3F	講義室(3室)・実習室(1室)・多目的室(2室)
4F		看護学科研究室(16室)・学科長室・実習室(2室)	
講義棟(9号館)	1F	キャリア支援課(1室)・事務室(健康管理局)	
体育施設	総合体育館(4号館)	1F	事務室(スポーツ局)・更衣室(男女)・シャワールーム(男 女)・アリーナ・トレーニングルーム
		2F	観覧席・ゼミ室(3室)・トレーニングラボ(低酸素室)
	トレーニングセンター(9号館)	1F	トレーニングセンター

2. 体育施設・運動場

体育施設等は、本学および八戸学院大学の授業やクラブ・サークル活動、系列の高等学校および幼稚園の運動会やイベント、地域の中学校および高等学校の練習や大会などに活用されている。また、法人は平成 28(2016)年 3 月 14 日に八戸市と「災害発生時の施設の使用に関する協定」を締結し、総合体育館が一時避難場所として指定されている。

3. 駐車場・駐輪場

学生駐車場（150 台駐車可能）および駐輪場（10 台駐輪可能）が整備されている。

4. 施設設備の維持管理

総務部管財課職員は日常的な点検に加え、環境整備（芝刈り、剪定、冬季除雪）や校舎の修繕等を行っており、清掃等は外部に委託している。

施設設備の点検については、簡易水道などの自主点検のほかに、法定検査を定期的に行っている。また、委託管理会社による点検結果の報告を受け、不備があれば現地検証を含めて、協議・検討を行った上で改善に努めている。

施設・設備の法定検査、点検項目、時期、委託先は、表 2-5-4 のとおりである。

表 2-5-4 法定検査・点検項目、時期、委託先

検査・点検項目	実施時期	委託先
消防用設備保守点検	年 2 回 5・1 月	外部委託
浄化槽保守点検	年 12 回 毎月	外部委託
浄化槽法定検査	年 1 回 7 月	青森県浄化槽検査センター
貯水槽清掃	年 1 回 8 月	外部委託
簡易専用水道検査	年 1 回 7 月	青森県薬剤師会食と水の検査センター
電気設備点検	年 12 回 毎月	外部委託
電気設備年次点検	年 1 回 8 月	外部委託
昇降機定期検査	年 1 回	外部委託
ボイラ性能検査	年 1 回 7 月	ボイラ・クレーン安全協会
ボイラ排気ガスばい煙測定	年 1 回 3 月	外部委託

学内警備のため、1 号館には防犯カメラを 3 ヶ所に設置し、職員がキャンパス内を定期的に巡回している。また、キャンパス内の交通安全および不審者対策として、令和元(2019)年度よりパトロールカーの巡回を行っている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1. 体育館

短期大学部体育館には、体育実技に必要な器具器械（バスケットゴール、支柱プレート、各種コートライン等）が備えられ、主に幼児保育学科の体育系実技・演習授業で使用されている。館内には用具等を保管する倉庫のほか、放送設備、舞台が併設され、ピアノも常

時設置されているため、音楽系の授業でも使用されている。特に、「リトミック」実技の際には系列幼稚園の園児とともに学ぶ場となっている。その他にも「模擬保育」や「ミニオペレッタ」のグループ活動や、放課後の運動部やサークルの活動の場としても利用されている。また、短期大学部のみでなく、法人系列校（大学、高校、幼稚園）の授業でも活用されている。

さらに、地域貢献・連携事業として平成 30(2018)年 9 月にスタートした「ウォーキングクラス」でも活用されている。本講座は、地域の高齢者の健康・体力づくりや認知症の予防等をねらいとし、本学教員が学生とともに指導・運営しており、令和 4(2022)年度は 34 回実施した。

2. ピアノレッスン室

本学では、ピアノレッスン室として講義棟 2 号館と 4 号館に合わせて 33 室を有している。ピアノレッスン室にはアップライトピアノが 1 台ずつ設置され、学生に個別指導を行うほか、空き時間等には自由に練習ができるように常時開放されている。また、その他にも、8 台のピアノを通常の講義室と学生ホール、体育館に設置しており、ピアノレッスンや音楽系の授業時間以外でも有効に活用されている。

ピアノレッスン室使用の際は、入室時にスリッパに履き替え、飲食は禁止、退出時には消灯と暖房機器の確認を行うよう注意喚起している。また、室内での安全確保のため、扉の窓ガラスから様子が確認できるようになっている。

ピアノのメンテナンスのために、年に一度の調律はもちろんのこと、必要に応じて随時、点検修理を行っている。また、ピアノポリッシュとピアノ拭きクロスを常備し、楽器の衛生的な環境保持に努め、年に数回は掃除機と雑巾を用いたレッスン室の大掃除を学生と担当教員で行っている。

3. 美術室

美術実習室として、幼児保育学科の 1 年生と 2 年生が別々に使用できるよう、2 教室を配置している。準備や展示のスペースが足りないため、材料や道具を種類ごとに整理し、使用のしやすさを心がけている。また、他の講義や各実習での制作、課外活動で道具や材料が必要な学生へ貸し出しを行うなど、講義外でも学生の創作活動への支援を行っている。

4. 介護実習室

介護福祉学科が使用する 9 号館の介護実習室には、ベッド、ベッド柵、床頭台、寝具、車椅子、杖、ポータブル全身型のトレーニングモデル、経管栄養シミュレーター、食事介助用補助具、人体骨格模型、人体解剖模型などを設置している。主に医療的ケアや日常生活援助が必要な人を支えるための知識・技術を習得する目的で、演習科目において活用している。講義室の向かいに設置されていることから、実習前など学生が介護技術を確認し、繰り返し練習できる場として気軽に活用されている。

5. 入浴実習室

一般浴槽、特殊浴槽、洋式トイレが設置され、介護現場が再現できる環境となっている。

生活支援技術において入浴、排泄動作の確認、また介護に必要な技術を実践的に学習することができる専用の場として活用されている。

6. 調理実習室（8号館）

ガスコンロ、調理台、調理器具、食器、食器棚、水道設備が整っており、対象者の特性や病気に応じた食事やそれに伴う調理方法、また栄養学的な知識の習得のために利用されている。

7. 家政実習室

裁縫道具やミシン、アイロンなども備え付けられ、利用者の日常生活を支えるために、洗濯や裁縫、掃除などの技術の習得に向けた環境となっている。

8. 図書館

図書館は2階建て(1,646 m²)であり、教育研究上必要とされる図書のほか、国内外の定期刊行物や視聴覚資料を総計で約17万冊備え、学術情報の提供や他の図書館との連携に務めている。図書館事務室が図書館の職務を担い、司書の有資格者を2人配置している。開館時間は、月曜日から木曜日は8時40分から19時、金曜日は8時40分から20時と時間を延長して開館している。

1階には雑誌、新刊書や文庫・新書を中心とした開架図書、新聞閲覧台や閲覧席のほか、ソファなどが設置されたブラウジングコーナー、視聴覚個人用ブース、OPAC検索コーナーを設けている。また、書庫や事務室のほか、礼拝堂（チャペル）が設けられている。2階は開架閲覧室となっており、学生が自由に利用できるコンピュータが設置されているほか、個別学習室を3室設置している。館内で利用する貸出用ノートPCを10台用意しており、1階のカウンターで借りることができる。閲覧席数は、1階と2階を合わせて208席ある。

本学の建学の精神を体現する礼拝堂は、多目的スペースとして視聴覚機能を備えており、学生の自主的な学習の場としても利用されている。令和4(2022)年度は祈りの場としての整備を進め、月に1度のペースで「祈りの集い」を開催した。12月には聖母子像を設置するのに合わせて市内のカトリック教会の神父によるクリスマス・ミサを執り行い、幼児保育学科の学生が聖歌を合唱した。【資料2-5-1】

図書館の購入図書の選定に当たっては、教員や学生および事務職員からも「推薦図書」として随時リクエストを受け付けている。それを1ヶ月毎に取りまとめ、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部図書委員会（以下、図書委員会）（司書を含む）に諮って購入する手続きとなっている。そのほかに「指定図書」として、教員が担当科目の教科書以外の必読書や参考文献を複数冊備え付けるようリクエストする制度があり、上記と同様の手続きで運用している。【資料2-5-2, 2-5-3】

上記に関連し、図書委員会では、毎年度開示される図書館配当予算を勘案しつつ、教員の要望を調査、集約し、購読雑誌の見直しを行っている。

学生に対しては、1年次の学科毎のオリエンテーションにおいて、利用案内と文献検索方法についての基礎的な説明を行い、開館中は館内で職員によるレファレンスサービスを

常時提供している。

また平成 25(2013)年より、「八戸学院図書館規程」に従い、廃棄処分となった本や重複している本の再利用と慈善団体への寄付を目的に「アナスタシス文庫」を設置している。このコーナーの本は自由に持ち帰ることを認め、趣旨に賛同した利用者から任意で寄付をいただき、集まった寄付金を“国境なき医師団”へ寄付してきた。

研究支援としては、本学で発行している紀要「八戸学院大学短期大学部研究紀要」を国立情報学研究所（NII）の共用リポジトリサービスを通して公開している。また、平成 30(2018)年に国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の運用を開始し、研究支援を強化した。

令和 2(2020)年度には、以前から懸案となっていた利用環境の改善のため、エアコンが 2 階南側に 4 機設置された。また、令和 2(2020)年度から令和 4(2022)年度にかけて新型コロナウイルス感染症対策として、入館時の検温をするなどの対策を講じたほか、臨時休館や開館時間の短縮、利用座席数の削減や一般利用者の入館制限を行った。

過去 5 年間の図書館の利用状況は、【資料 2-5-4】のとおりである。

9. ICT 環境設備

情報処理関連の授業用として、実習棟（7 号館）2 階および 3 階の実習室に PC が各 55 台設置され、講義が行われていない時間帯は自主学习で利用することも可能である。このほか、レポート作成等で自由に利用できる PC を短期大学部 2 号館に 4 台設置し、事務室にも貸出用ノート PC を 3 台用意している。また、キャンパス内において、教職員および学生のノート PC、タブレット、スマホ等を接続できる Wi-Fi 環境を整備している。

本学では、全学的な情報システムとして「はちがくキャンパス Web」を運用している。このシステムは、学務情報システム（CampusPlan）と授業支援システム（WebClass）で構成され、教務・学生・学修支援に関する様々な機能を統合的に管理・運用するものである。また、全学的に「Google Workspace for Education」を導入し、メールによる連絡や Web 会議システムによるオンライン授業に活用している。

これらの ICT 環境に係る保守・運用は、所轄部署である情報システム室が教務学生課と連携を取りながら行っている。【資料 2-5-5】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

各校舎出入り口にはスロープ、階段には手すりを設置してバリアフリー化に努めているが、総合実習館（8 号館）を除いてはエレベーターが設置されておらず、バリアフリー対応は十分とは言えない。8 号館には多目的トイレが設置され、自己導尿が必要な学生などに利用されている。

AED（自動体外式除細動器）は、1 号館 2 階事務室前、体育館と、9 号館の 1 階健康管理局前に設置している。また、八戸学院大学では校舎内 5 箇所とグラウンド 2 箇所に設置している。機器は設置業者と賃貸借契約を結んでおり、バッテリーなどの消耗品の管理についても、設置業者が定期交換している。【資料 2-5-6】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

幼児保育学科は指定保育士養成施設であるため、講義・演習・実技の区分で1クラスあたりの受講者数が定められており、それに沿って適切な受講者数を維持するようクラス分けを行っている。また、一部の科目では基準以下の人数での少人数授業を実施している。

介護福祉学科では、受講者数に応じた適切な講義室や実習室を割り当てている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも施設設備の適正な維持、管理に努める。災害や緊急時に対応できるよう定期的に避難訓練や防災教育を実施する。

学生のパソコン利用は今後いっそう拡大することが見込まれるため、コンピュータ実習室はじめ ICT 環境の利便性を高める。

本学の教育目的の達成のために、引き続き、図書館の快適な学修環境の整備に向けての取り組みを実施していく。また、多様化する学修スタイルに対応するため、貸出用ノートパソコンの台数を増やし、個別学習室をラーニング・コモンズ空間として有効に活用する。図書整備については、適宜、最新の図書や DVD 資料に対する学生・教職員からの要望に応じて、予算を増額し対応する。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する意見・要望を把握し支援する取り組みは、以下のとおりである。

1. 授業アンケートの実施

学生の各科目の理解度や授業への改善点、要望などを確認するため、「WebClass」を利用し、科目ごとに授業アンケートを実施しており、教員は自身の授業アンケートの結果を確認し、その内容に対してコメントを提出している。

これらのデータは、報告書としてまとめ、図書館にて教職員や学生など、誰でも閲覧できる体制を整えている。このフィードバックにより、学修支援の向上を図っている。【資料 2-6-1】

2. 教育プログラム編成に係る学生との意見交換会

本学の教育カリキュラム編成、学生生活等の改善を図るため、2年生を対象に意見交換会を行っている。【資料 2-6-2】

幼児保育学科では各ゼミナールより対象学生1人を教員が推薦し、その学生と本学教務委員会の教員4人が参加した。意見交換では、「実技と座学が特定の曜日に偏っているの

で均等にしてほしい」、「より実践的な内容を授業に取り入れてほしい」などさまざまな意見・要望が出された。前年度の結果を基に選択科目の配置については配慮したためか、この点についての要望は見られなかった。個々の講義に関する要望も多かったため、結果は教務委員会だけでなく全教員で共有し、改善につなげるよう図った。

3. オフィスアワーにおける意見聴取

オフィスアワーで学生から出された意見・要望は必要に応じて学科内で共有し、改善につなげている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する意見・要望を把握し支援する取り組みは、以下のとおりである。

1. 心身に関する健康相談

学生相談・特別支援室を設置し、心身の健康をはじめとするさまざまな悩みを受けられるようにしているが、令和 4(2022)年度の相談件数は 2 件であった。【資料 2-6-3】一方、保健室は月平均 30 件程度の利用があり、学生が日常的に利用する場となっている。しかし、本学の保健室は人員確保の困難から、令和 5(2023)年度より職員の常駐を停止した。現在は学生の訴えがあった際に事務職員が開室し、必要に応じて八戸学院大学の保健室に常駐する職員が対応している。

2. 学生の意見・要望の把握

学生生活に関する学生の意見・要望は、毎年実施する学生生活調査や、学生委員会と学生会執行部との間の情報交換によって把握している。

3. 学生生活に対する調査の実施

令和 4(2022)年 11 月に「学生生活に対する調査」を実施し、学生生活の実態と満足度を明らかにした（回答数 163 人、回収率 80%）。自由記述においては、教員が親切で距離が近いという長所も挙げられていたが、学生のプライバシーの配慮に対する不満も挙げられた。それらの意見はすべて学内で共有し、注意を促している。【資料 2-6-4】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

令和 4(2022)年度に実施した上記の「学生生活に対する調査」によると、学内で使用している授業支援システムについては、ほぼ全ての学生から使用できていると回答があった（98.7%）。新型コロナウイルス感染症の影響で、講義がオンラインやオンデマンドで実施されたり、各教員が講義でシステムを活用したりしてきたことによるものと考えられる。今後も講義を始め、学生支援の面においても、このシステムの活用が望まれる。一方で、講義資料等をデータで配信することが増えているが、プリンターについては所持していない学生が多いため（60.7%）、印刷が必要な学習内容の場合は、運用に注意が必要である。【資料 2-6-4】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

授業アンケートの結果をもとに、各教員が改善の方策を検討し、実践している。また、FD 委員会が中心となり、授業アンケートの評価の高い教員の講義を参観する機会を設けるなど、各講義の充実を目指して取り組んでいるところである。この取り組みについては、今後、学科単位でも継続し、教育の質の向上に取り組んでいく。また、学生生活調査結果からは、教員の対応に対する学生からの不満もわかれた。その内容は学内で共有し、改善を図ることが共通理解された。今後も関係する委員会や学科が中心となって、教員への啓発を行っていく。

上記に加え、学生から直接意見を聞く意見交換会で得た要望も踏まえて、教育プログラムの編成に取り組んでいくこととする。

【基準 2 の自己評価】

本学は「神を敬し、人を愛する」という建学の精神に基づいて各学科のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）を定め、「本学ホームページ」や「学修の手引き（学生便覧）」、「大学案内」等によって周知している。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）には多様な学生を受け入れることができるよう、入学者に求める能力や高等学校で学ぶべき科目を示すとともに、それを評価する基準・方法についても学科別に明確に示している。それに基づき、「学校推薦型選抜」、「総合型選抜」、「一般選抜」、「大学入学共通テスト成績利用選抜」の多様な方法で入学者を選抜している。

令和 5(2023)年度の入学者数は、介護福祉学科では大きく改善したが、依然として定員を満たしていない。一方で幼児保育学科では大幅な減少が認められ、本学全体としての収容定員充足率は低下する結果となった。この地域における高校生の動向をリサーチし、原因を分析しながら、募集方法の改善、系列校との連携強化、委託生の受け入れ拡大など、引き続き対策を講じていく。

学修支援を担うのは主に教務委員会、学生委員会、国際交流・留学生支援委員会、学生相談・特別支援室などの組織であり、教学部門の事務組織である学務部教務学生課との協働で運営されている。

教務委員会と教務学生課は新入生オリエンテーションに加えて各学期の始めにオリエンテーションを実施し、きめ細かい履修指導を行っている。

本学では全学的な情報システムとして「はちがくキャンパス Web」を整備・運営し、学生・教員双方がそのシステムを活用することによって、学修支援につなげている。

キャリア支援については、就職支援委員会を中心に、各種の資格取得講座や「就職説明会」、「学内企業説明会」など多様な就職支援のための事業を実施し、学生が自らの適性を知り、具体的な職業選択を考える契機としている。就職内定率は幼児保育学科・介護福祉学科ともに 100%を維持している。

学生生活への支援は、学生委員会と教務学生課が中心となり、他の委員会やゼミナール担当教員等と連携のもと、実施している。新入生がスムーズに大学生活に移行できるよう、「新入生オリエンテーション」を実施し、また、日本学生支援機構による奨学金のほか、本学独自の学費減免制度を整えて学生の経済的支援を行っている。学生会に対しては活動

に必要な施設を提供し、教職員が適宜指導・助言を行っている。

学生の健康管理については、校医と八戸学院大学の保健室に常駐する職員が中心となり、健康相談や日常的な保健活動を行っている。学生相談については、学生が学生相談・特別支援室の相談員を指名し、学生生活全般の相談事項を受け付けられる体制を整えており、これをリーフレットの配布とメール配信によって、学生に周知している。

年に2回、前期と後期に交通安全講習会を開催して学生に対する交通安全教育を行うとともに、学生委員会が主体になって「キャンパス巡回指導」を実施し、車両登録の確認と学生駐車場の安全な利用の徹底を図っている。

学生が快適かつ安全な学生生活を送ることができるよう、校地、校舎、体育施設、運動場、駐車場等の設備を維持管理している。さらに、図書館、情報環境設備の充実を図るとともに、授業を行う学生数の適切な管理に努め、学生の学修の充実に向けて支援している。

科目ごとに授業アンケートを実施することにより、学生の学修状況を確認するとともに、オフィスアワーを開設し、各教員が学生からのさまざまな相談に応じている。

また、「学生生活に対する調査」を毎年度行い、学生の生活状況や意見、要望の把握に努め、学修環境の改善を進めている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）および各学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は、学科の教育理念、教育目的、教育目標を踏まえて策定されている。

各学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は、平成 28(2016)年 3 月 31 日に公表された中央教育審議会（以下、中教審）大学分科会大学教育部会の『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）および『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定および運用に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）および平成 29(2017)年 4 月 1 日に改正施行された学校教育法施行規則に基づいている。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は「本学ホームページ」、「学修の手引き」に記載され、学内外への周知が図られている。【資料 3-1-1, 3-1-2】

学内に周知する仕組みとして、教職員に対しては学長が年度当初の本学教授会において提示し、学生に対しては学科長と教務委員が「学修の手引き」を基に説明している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1. 単位認定基準

授業科目（講義、演習、実習、実技）は、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を踏まえたカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に沿って開設されている。

科目の単位数については、「八戸学院大学短期大学部学則（以下、「学則」）」第 7 条第 2 項に基づき、「講義および演習については、15 時間から 30 時間までの授業をもって」、「実習および実技については、30 時間から 45 時間までの授業をもって」、それぞれ 1 単位とすると定めている。【資料 3-1-3】

教育上有益と認められた場合、他の大学や短期大学、高等専門学校で専攻科で修得した単位、入学前に本学の科目等履修生として修得した単位、外国の大学や短期大学に留学して修得した単位についても認定している。また、学生の適切な学修時間を確保するために、「八戸学院大学短期大学部履修規程（以下、「履修規程」）」第 4 条において、各学期において履修することができる科目の単位数の上限を 35 単位としている。【資料 3-1-4】

履修修了の認定については、「学則」第8条において「授業科目の履修修了の認定は、試験または論文による。ただし、実験、実習、演習および実技は、平常の成績によって認定することができる」と定めている。試験を受けるための要件は「八戸学院大学短期大学部試験規程」に定めており、追試験や再試験の受験要件も明示している。また、成績評価については、「学則」第9条において「秀（90点以上）、優（80点以上90点未満）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）および不可（59点以下）とし、可以上を合格とする」と、5段階の基準を定めている。成績評価の段階を定めない科目については、到達目標を達成している場合を「合」、達成していない場合を「否」と表し、「合」を合格とすることを定め、他大学等における授業科目の履修等および資格等により単位を認定した科目の評価は「認」とすることを定めている。【資料3-1-5】

履修修了の認定に係わる出席の扱いについては、「学則」第10条において「各授業科目について授業時数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目修了の認定を受けることができない」と定めている。公認欠席については「八戸学院大学短期大学部公認欠席取扱規程」において、「公欠とは、忌引き、感染症の罹患および学外実習等やむを得ない事由により授業を欠席する場合に、所定の手続きにより通常の欠席扱いとはしないことをいう」と定めており、公欠とはいえ出席には数えない。なお、新型コロナウイルス感染症の「濃厚接触」によって自宅待機となった場合は、それぞれの科目の担当者がオンライン講義をしたり、課題を課したりして対応した。

各教員は出欠を「履修者名簿」によって管理し、学期末の成績登録後に「講義内容記載簿」とともに教務学生課に提出する。また、履修修了のための出席回数に厳格な基準を設けていることから、幼児保育学科・介護福祉学科ともに常時出欠状況調査を行っている。それにより、明確な事由がなく欠席回数が3回以上になった学生を速やかに把握し、教員間で情報共有するとともに、学生および保護者に注意を促している。

単位認定および成績評価の基準は「学修の手引き」に明記し、年次当初のオリエンテーションにおいて学生に説明している。特に、出席回数に関する指導は繰り返し行い、保護者面談会の席等でも周知を図っている。【資料3-1-2, 3-1-6】

2. 進級基準

本学の修業年限は2年であり、在学年限は修業年限の2倍を超えることができない。教育の目的を達成するために、年度を前期、後期の2期に分け、原則として学期ごとに授業を完結して成績評価を行なう Semester 制を採用している。なお、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年の3月31日までとなっている。令和元(2019)年度から、各学科における授業科目と開講 Semester を「履修規程」の別表に明示している。

【資料3-1-3, 3-1-4】

本学では進級制度を設けていないが、令和元(2019)年度から「履修規程」に「退学勧告」の基準を定め、実質的に進級制度を運用している。すなわち、「履修規程」第13条に各 Semester における標準累積単位数を示し、第15条において「原則として1年次（第2 Semester）終了時点で、修得した累積単位数が標準修得単位数の6割以下またはグレード・ポイント・アベレージ（GPA）が1未満のものには、退学を勧告する」と定めた。なお、GPAについては同年度に「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部グレード・ポイント・

アベレージ（GPA）規程」を設けて、GPA の算定方法や対象科目を明確にした。【資料 3-1-4, 3-1-7】

Semester制と退学勧告については「学修の手引き」とオリエンテーションによって学生に周知を図っている。【資料 3-1-2, 3-1-6】

3. 卒業認定基準

本学では「学則」第 14 条に各学科の卒業に必要な単位数を定めている。幼児保育学科では卒業要件と資格取得要件を別に定めており、卒業要件は「学則」第 14 条に、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得要件は「学則」第 15 条に示されている。介護福祉学科については、令和 4(2022)年度までは専門科目がすべて必修科目となっており、卒業要件と介護福祉士国家試験受験資格の取得要件が同じであった。令和 5(2023)年度の新カリキュラムでは「介護実習Ⅲ」および「介護実習Ⅳ」を選択科目とし、卒業要件を緩和した。【資料 3-1-3】

成績評価と履修修了の認定は、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に基づいて、「学則」にのっとり行っている。卒業年次（2 年次以上）の学生については、教授会の審議を経て学長が卒業を認定した者に対して、短期大学士の学位を授与している。学位名称は、幼児保育学科が「短期大学士（幼児保育学）」、介護福祉学科は「短期大学士（介護福祉学）」である。【資料 3-1-8】

卒業認定基準については、特に 2 年次のオリエンテーションの際に、「学修の手引き」によって学生に周知を図っている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

個々の授業科目の単位認定基準はシラバスに明記されており、各担当教員が成績評価を行う。担当教員が複数の場合、評価基準が公平になるよう担当者間で協議し、その結果を主担当者が入力する。

単位認定の透明性を担保するために、学生は成績発表後一定の期間において、成績に関する異議を申し立てることができ、教員はそれに対して回答しなければならない。また、学修成果のフィードバックのためにも、教員に直接質問することや答案の開示を求めることを勧めている。

幼児保育学科の実習関連科目については、実習の成績は実習施設による評価と教員による実習日誌の評価を基に、実習指導の成績は受講態度と提出物の状況から算定し、担当者間で協議する。その結果を学科会議に提出し、承認を得て成績を決定・入力する手順になっている。また、実習に参加する要件として GPA の基準を設けており、それに達しない学生は基本的に実習に参加できず、実習科目の単位を修得することができない。全学生の GPA のデータを学科内で共有し、学生の実習参加の可否については学科会議において決定する。また、実習参加の基準については随時見直しを行っている。

介護福祉学科の実習関連科目については、「介護実習Ⅰ～Ⅳ」に対応する「介護総合演習Ⅰ～Ⅳ」を事前もしくは事後（介護総合演習Ⅳは介護実習Ⅳ終了後）に履修することになっており、「介護総合演習Ⅰ～Ⅲ」の科目の中で行われる事前指導（必要に応じ個別補修などを実施）を受けなければ、実習に参加できない手順になっている。また、介護実習科目

の評価にあたっては、実習先での学生の取り組み状況、実習施設からの評価、実習日誌、その他関連記録物の評価を加えて総合的に判断している。なお、評価の視点や方法などについては、年1回、各実習施設との連絡協議会においてすり合わせを行うほか、実習巡回指導担当者と実習施設の指導担当者が事前に打ち合わせを行い、調整している。

進級基準については前述のとおりだが、両学科とも実際にはさらに厳しい基準を設けている。すなわち、2年間で資格・免許を取得するため、1年次から専門科目が開講され、学外実習も行われており、その順序性を崩すのは困難である。そのため、1年次で必要な単位（とりわけ実習関係科目の単位）が修得できず、2年間で資格取得が不可能となった場合、資格取得を目指すのであれば、制度上は2年次に進級しても、事実上は留年して残った単位の修得を目指すことが避けられない。その単位が第1・2セメスターの一方だけにある場合は、他方のセメスターを休学し、その後復学して学業を継続することができる。

卒業認定については、「学則」にのっとった成績評価および履修の認定を基に教務学生課が基礎資料を作成し、教務委員会が事前会議で原案を準備する。それに基づき、例年2月下旬の教授会（卒業判定会議）で全学生の卒業認定について審議を行う。卒業判定会議では学位記授与式における表彰者（成績優秀者）選出についても審議し、そのための基準としてはGPAを使用する。【資料3-1-9】

令和4(2022)年度卒業判定会議の結果、幼児保育学科では在籍84人（休学者を除く）中83人、介護福祉学科では在籍12人中11人が卒業を認定された。【資料3-1-10】

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

今後も単位認定基準、卒業認定基準を厳正に適用する。進級に関わる規程として令和元(2019)年度に施行した「履修規程」に「退学勧告」の基準を設けたが、前述のとおり、学科内ではそれとは別に2年次での学修に進むための基準を設けている。その基準および運用について、今後も引き続き各学科で適正化のための見直しを行っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は教育目的を踏まえ、「ガイドライン」および「学校教育法施行規則」に基づいて策定している。介護福祉学科では令和3(2021)年4月、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会が示した「求められる介護福祉士像」に合致させるため改訂を行い、令和5(2023)年度にカリキュラムを改訂する

にあたってさらに見直しを行った。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は「本学ホームページ」、「学修の手引き」に記載され、学内外への周知が図られている。【資料 3-2-1, 3-2-2】

学内に周知する仕組みとして、全教職員に対しては、学長が年度当初の本学教授会において提示し、学生に対しては年度初めのオリエンテーションにおいて、主に学科長が各学科のディプロマ・ポリシーを、教務委員長がカリキュラム・ポリシーを説明している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に対応させる形で策定されている。

両学科とも、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の第1点では教養や総合的な判断力、第2点では専門的な知識・技術、第3点では専門職として他者と協働する力の獲得について述べ、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）の第1・2・3点でそのために配置している科目について述べている。

このように両者の対応関係は明確であり、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）とディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）との一貫性は確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）の3つの柱は教養教育、専門教育、専門職として他者と協働する力を養う教育であり、各学科の教育課程はそれに沿って体系的に編成されている。【資料 3-2-3】

幼児保育学科の教育課程では、授業科目が教養科目と専門科目に分かれており、教養教育は主に教養科目の18科目、令和5(2023)年度新カリキュラムからは同じく22科目が担うが、学科の性質上、芸術や文学に関連した専門科目も多く、教養教育と専門教育が密接に関連している。

専門科目には幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得するために必要な科目が配置されている。卒業要件、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の3つを取得するには全部で95単位以上の修得が必要である。また、「自らの研究関心に基づいて学びを深める」ために「ゼミナールⅠ～Ⅳ」が設けられており、これは卒業要件となっている。ゼミナールは基本的に学長・学科長を除く全教員が担当している。【資料 3-2-4】

専門職として他者と協働する力の育成を担うのは、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に記されているように、主に実習指導の科目である。実習指導科目は通年科目として配置され、年間を通じて保育専門職者としての態度や心構え、書く力を含むコミュニケーション力および社会人基礎力の強化を図っている。そして、1年次の終わりと2年次の半ばに行われる学外での実習において、実際に保育現場で保育者との協働を通して実践的な学びを深める。

介護福祉学科の教育課程は教養科目と専門科目に大別され、教養教育を担う教養科目は、5の科目区分に13科目が配されている。必修科目が8単位、選択科目が11単位であり、15単位以上の修得が卒業要件である。

専門科目として 38 科目 76 単位が配当されており、それらは専門基礎科目、専門基幹科目、専門展開科目に分かれ、10 に科目区分されている。全科目が半期科目であり、学修の深化のための順序性を考慮した時間割を組んでいる。【資料 3-2-5】

「コミュニケーションに関する知識と技術および多職種協働やチームケアを実践できる能力を養う科目」は教養科目と専門科目の両方に含まれている。多職種協働やチームケアについては「介護の基本Ⅱ」や「コミュニケーション技術Ⅱ」などの科目で学び、「介護実習Ⅰ～Ⅳ」において、実際の介護現場を経験する。

本学のシラバスにはすべてディプロマ・ポリシーとの関係をはじめ、「学習目標（到達目標）」、「授業概要（教育目的）」、「授業計画表（予習・復習）」、「評価方法」、「参考文献」、「講義時使用するテキスト」、「課題に対するフィードバック方法」を明記して整備している。全教員にシラバス作成マニュアルを配付し、作成後は教務委員会が内容をチェックし適切に整備している。シラバスは学務情報システムの「Web シラバス」で学生が自由に閲覧できるようになっている。

履修上の制限として、適切に授業科目を履修するため、本学履修規程第 4 条において各学期に履修できる単位数の合計を 35 単位とする上限を設けている。

3-2-④ 教養教育の実施

1. 教養教育の教育課程

本学のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の第 1 点に記されているとおり、本学では人を愛し、郷土を愛する心を有し、豊かな教養と人間性を身につけた人物の育成を目指しており、その重要な柱として両学科とも「宗教学」を必修科目としてきたが、令和 5(2023)年度より新たに「地域文化論」を追加した。

幼児保育学科では保育者に求められる情操を育む柱として音楽を重視していることから、教養科目の「音楽」と「合唱Ⅰ・Ⅱ」、それと関連して専門科目の「ピアノレッスンⅠ～Ⅳ」と「総合表現」を必修とし、2年間を通じての音楽教育を行っている。【資料 3-2-4】

教養科目には教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目のほかに、日本語の表現力を養う「日本語表現」「保育の文章表現Ⅰ・Ⅱ」、海外語学研修や留学に対応する「海外事情」、一般教養としての「心理学」、「美術Ⅰ・Ⅱ」、「デザイン基礎」、「子どもの遊戯と表現」を設けている。【資料 3-2-4】

介護福祉学科の教養科目は、前述の「宗教学」と「地域文化論Ⅰ・Ⅱ」のほかに、「学習力の養成」、「表現力の養成」、「人間と社会の理解」に区分される 11 科目からなる。「学習力の養成」には「基礎演習」「プレゼンテーション」「情報処理法」、「表現力の養成」には日本語と英語の会話・文章に関わる 2 科目、「人間と社会の理解」には法律、社会、生命、心理、健康等の広範な内容の 6 科目が含まれる。

このように、各学科の教養教育はそれぞれ学科の特性に基づいて実施されている。幼児保育学科では音楽・美術・体育に関連する専門科目が多いことから、それらの基礎となる教養教育に力点が置かれ、介護福祉学科では地域社会の多様性や変化に対応する力を養い、豊かな人間性を備えた人材育成に力を注いでいる。

2. 教育課程外での教養教育

幼児保育学科では日本語能力（主に書く力）の向上を目指し、正規の科目ではないが、学科指導において「実践国語表現」の時間を設け、1年次後期と2年次前期にそれぞれ国語力テストや書写・作文などを行ってきた。しかし、運営上の反省を踏まえ、令和5(2023)年度の新カリキュラムでは「保育の文章表現Ⅰ・Ⅱ」を設け、そうした内容を正規科目に組み入れることとなった。【資料3-2-5, 3-2-6】

3. 教養教育の全学的運営

各学科での取り組みに加えて、大学と連携を図りながら教養教育の充実を推進している。令和4(2022)年度は、第71回「東北・北海道地区大学等高等・共通教育研究会」（岩手大学開催）が対面とオンラインの併用で開催され、他大学の教養教育の現状についての情報収集を行った。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1. アクティブ・ラーニング

平成29(2017)年度よりアクティブ・ラーニングの実践推進に取り組んだ結果、意識してシラバスに記載されるようになり、実態としても講義全体に浸透している。令和4(2022)年度は前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、授業内での対話を抑えるなど通常とは異なる配慮が求められたが、教員に対するアンケート、授業後の学生との面接などから、例年通りアクティブ・ラーニングの効果を確認することができた。具体的な方法としては、グループ・ディスカッション、事例検討、ロールプレイング（模擬保育等）、パワーポイント等を使用したプレゼンテーション、レスポンスカード、学生による相互評価等をシラバスに明記し、実践している。

2. 少人数クラス

教育の効果を高めるため、幼児保育学科ではすべての演習および一部の講義科目について、2クラス（約40人/クラス）もしくは4クラス（約20人/クラス）に学生を分けて授業を行っている。4クラスに分けているのは「ピアノレッスンⅠ～Ⅳ」、「美術Ⅰ」、「幼児と造形表現」、「保育内容「造形表現」の指導法」、「教職・保育実践演習」である。ピアノレッスンでは各クラスに教員が4人配置され、技能に応じた個人レッスンを行っている。「英語Ⅰ・Ⅱ」は2クラス編成だが、教員を2人配置し、各クラスをさらに2グループに分けて授業を行っている。「保育内容総論」と「教育課程論」（ともに2クラス編成）には教員を3人配置しており、常時ではないが、場合に応じてグループに分かれての指導ができる体制をとっている。

一方、介護福祉学科では、「基礎演習」を複数教員担当とし、少人数での学びを基盤とすることで、人間関係が構築しやすい体制をとっている。また、令和5(2023)年度は入学者が増え、うち9人が外国人学生であることから、学習効果を考慮して多くの科目を2クラス編成で運営している。

3. 進捗に応じた学修支援

「ピアノレッスンⅠ～Ⅳ」では学生の技能の違いを考慮してグループを編成しており、全体で共有する目標はあるものの、個々の技能に応じたきめ細かい指導を行っている。また、「保育内容総論」、「教育課程論」においては学生の「書く力」を考慮したグループ編成をしており、書くことが苦手な学生は少人数のグループにしたり、個別指導を行ったりしている。

「英語Ⅰ・Ⅱ」については学生の学力差が以前より課題であったため、平成29(2017)年度からは教員を2人配置し、学力を考慮したクラス編成を行っている。すなわち、初回の授業で実施するプレースメントテストの結果を基に2つのクラスに分け、テキストは共通のものを使用するが、進捗の速いクラスではさらに会話を多く取り入れる等の工夫を行っている。

介護福祉学科の留学生の学修については、日本語の理解力に応じた指導が求められるため、日本語の学習支援だけでなく、視覚教材を用いた働きかけも継続的に行っている。

4. 地域社会を活用した教育

主に本学が位置する青森県南地域をフィールドとしてゼミナールやサークル、ボランティア等で活発な学びを展開しているが、令和4(2022)年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個人での自由なボランティアは休止し、学科やゼミナール、サークル活動のうち、特に学内での学びと密接な関連のあるもののみ許可することとした。令和5(2023)年度は基本的にそうした制約を解き、ボランティアも再開している。

5. 教授方法の改善を進めるための組織と体制

本学では、教授方法の改善を進めるために八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会(以下、FD委員会)を設置している。

FD委員会では、「授業の工夫・開発と効果的な実施」に関する取り組みとして、「授業アンケート」や「公開授業・教員相互の授業参観および評価アンケート」、FD研修会を実施するなど、教授方法の改善を進めるための組織体制を整備し、運用している。【資料 3-2-7】

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

今後も必要に応じてリモート授業等を活用するために、FD委員会との連携を深め、各教員が担当科目の特性に応じた授業形態・方法の工夫に努める。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学修成果については、両学科とも学位取得率、資格取得率、進学者数、専門職への就職率、就職先からの評価等によって点検・評価しており、在学中も GPA、実習先からの評価、学生による自己評価を取り入れている。実習評価は、個別面談を通して実習担当教員から学生に伝えられ、学習意欲の向上を図るとともに、専門職を目指すための具体的な助言をしている。

本学全体としての学修成果の点検・評価は、平成 29(2017)年度に設置された八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR 委員会（令和 5(2023)年度より八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR 推進室。以下、IR 推進室）が「アセスメント・ポリシー」を定め、「IR 推進室規程」に基づいて活動している。【資料 3-3-1, 3-3-2】

1. 資格取得状況、専門職への就職率、進学者数

資格取得率は、幼児保育学科では毎年 90%台で推移している。卒業要件と資格取得要件が別であることと、入学する学生が多様化していることから、資格を取得せずに卒業する学生が毎年数人みられる。令和 4(2022)年 3 月の卒業生については、幼稚園教諭二種免許状の取得率は 88.1%、保育士資格の取得率は 90.5%（卒業後資格申請者 1 人含む）であった。希望していた免許・資格の必修科目の単位を修得しきれなかった卒業生は 4 人であり、その内 2 人は科目等履修生として卒業後の資格取得を目指している。また、介護福祉学科においては、介護福祉士国家試験の合格者は受験者 11 人中 11 人で、資格取得率は 100%であった。【資料 3-3-3, 3-3-4】

これらの結果から、ディプロマ・ポリシーに定める学修成果が獲得されていると評価できる。

2. GPA

在学中に学修成果を点検・評価するために GPA を活用している。学期ごとに全学生の GPA を表にまとめ、学科内で情報を共有して学修状況を確認している。ディプロマ・ポリシーに示す学修成果を達成するのが困難と思われる学生については、進級前に保護者を含めて面談を行い、状況に応じて進路変更を促している。また、毎学期終了後、下位 4 分の 1 の学生に対してゼミナール担当教員が履修指導を実施している。

3. 学生の自己評価

学生自身による学修成果の評価として、両学科とも後述するルーブリック評価を行っている。さらに、幼児保育学科では 2 年次後期の「教職・保育実践演習」の履修に向けて、入学時から学期ごとに自己評価シート「履修カルテ」の記入を行っている。評価項目には保育に関する専門的な内容を問うものと、「他者意見の受容」、「他者との連携・協力」、「社会人としての基本」など、汎用的学習成果に関するものが含まれている。どの項目も平均値は回を追って上昇する傾向を示しており、学修成果を確認することができる。また、学生の自己評価に対してゼミナール担当教員のコメントを付し、フィードバックを行っている。令和 3(2021)年度から卒業生に対し、2 年間の「履修カルテ」を「ディプロマ・サブリ

メント」として交付している。

4. 実習評価

幼児保育学科では保育実習、教育実習を、介護福祉学科では介護実習を行っており、実習終了後には各施設から数値と文言による実習評価が提出される。実習評価は学生に開示して個別指導を行うとともに、実習指導担当者が全体的な傾向を取りまとめ、事後指導を行う。こうした指導を通して教員は学生の実習による学修成果を点検し、その情報を学科内で共有している。

5. 就職先による卒業生評価アンケート

現場での卒業生の評価と就業実態の把握のために隔年で実施していたアンケートを、令和3(2021)年度より毎年実施している。幼児保育学科の令和3(2021)年度卒業生の就職先である60の事業所に対して、令和4(2022)年7月にアンケートを依頼し、46件の事業所より回答を得た(回答率76.7%)。また、令和4(2022)年度より介護福祉学科でもアンケートを実施した。7月に令和3(2021)年度卒業生の就職先である7事業所にアンケートを依頼し、6件の事業所より回答を得た(回答率85.7%)。結果は就職支援委員会が取りまとめ、教授会で報告している。また、本学ホームページにも回答結果を掲載し、情報を公開している。【資料3-3-5】

6. 卒業時アンケート

卒業時の評価を把握するため、毎年すべての行事と試験が終了した後でアンケート調査を実施している。令和4(2022)年度の卒業生については、回答率100%(3月1日現在)であった。学修支援、学生生活支援、キャリア支援、行事など、すべての質問項目で肯定的な評価の割合が高く、学生が本学での2年間に満足感を得ていることが確認できる。その結果は、令和3(2021)年度の卒業生(2020年度生)より、IR推進室がまとめ、教授会および八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議において報告している。【資料3-3-6】

7. 「学修成果の把握」調査

本学では、「教育の質」向上の観点から学修成果の可視化を図るため、令和2(2020)年度に各学科長を中心としたワーキング・グループを結成し、ディプロマ・ポリシーに基づく評価指標を設定したルーブリック評価表を作成した。内容は、幼児保育学科では学びへの態度、判断力・課題解決力、他者との協働や保育・教育の知識・技術に関する計17項目に、令和3(2021)年度入学生より「情操」「子どもの最善利益」の項目を加え、19項目の構成となった。介護福祉学科では生活者としての理解力、介護実践のための基本能力、介護実践能力に関する17項目に「豊かな人間性」を加えた上で文言の修正を図り、16項目の構成となった。

両学科とも、教務委員会による「学修時間・学修行動に関する調査」と同時に「学修成果の把握」調査を学期ごと(定期試験終了時)に実施し、学生自身による主観的な学修成果の獲得状況を確認している。その結果はIR推進室において統計的に分析し、教授会に報告している。【資料3-3-7】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

上記の学修成果の点検・評価結果については、教授会もしくは学科教授会でフィードバックされている。それを基に、実習指導、リメディアル教育、就職指導等の教育内容の改善につなげている。また、令和 2(2020)年度に八戸学院大学短期大学部関係団体懇談会を発足させ、学修成果の点検・評価結果について、本学の教育と密接な関係を有する保育・幼稚園・福祉施設の方々から意見をいただき、改善につなげる仕組みを構築した。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

就職先および卒業生に対するアンケートは 10 年以上にわたり実施しているが、人材育成と教育の質の向上のために今後も毎年実施し、その結果を検証して教育の改善に活用する。

幼児保育学科については専門職への就職率は高い水準を維持している。介護福祉学科の専門職就職率は 100%であったが、国家試験合格率をさらに上げるため、国家試験対策に注力する。また、令和 3(2021)年度から八戸学院大学健康医療学部人間健康学科と共同で編入学のためのカリキュラムの検討を行い、令和 5(2023)年度のカリキュラム改訂で実現した。今後は進学率の向上にも努める。

【基準 3 の自己評価】

各学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は、学科の教育理念、教育目的、教育目標を踏まえ、中教審のガイドラインおよび学校教育法施行規則に基づいて策定され、「本学ホームページ」、「学修の手引き」、「入学者選抜試験要項」によって学内外への周知が図られている。

授業科目（講義、演習、実習、実技）は、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を踏まえたカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に沿って開設されている。

単位認定および成績評価の基準、また、進級に関わる「退学勧告」の基準については、「学修の手引き」に明記し、年次当初のオリエンテーションにおいて学生に説明している。卒業認定基準については、「学則」にのっとり成績評価、履修の認定を基に、厳格に適用している。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）はディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）と同様の指針に基づき、各項目を対応させる形で策定されており、両者の一貫性は保持されている。また、同様に学内外への周知が図られている。

各学科の教育課程はカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に沿って体系的に、すなわち、教養や総合的な判断力、専門的な知識・技術、専門職者として他者と協働する力の獲得を目指して編成されている。

各学科の教養教育はそれぞれ学科の特性に基づいて実施されている。幼児保育学科では音楽・美術・体育に関連する専門科目が多いことから、それらの基礎となる教養教育に力点が置かれている。介護福祉学科では社会人としての豊かな人間性や判断力を身につける科目が重視されている。また、各学科での取り組みに加えて、大学と連携を図りながら教

養教育・リメディアル教育の充実を推進している。

教授方法の工夫として、アクティブ・ラーニング、少人数クラス、進度に応じた学修支援、地域社会を活用した教育、FD委員会主催のFD活動等が取り入れられている。

学修成果については、両学科とも学位取得率、資格取得率、進学者数、専門職への就職率、就職先からの評価等によって点検・評価しており、在学中もGPA、実習先からの評価、学生による自己評価を取り入れている。

さらに、本学全体としての学修成果の点検・評価として、各学科のディプロマ・ポリシーに基づいたルーブリックを活用した「学習成果の把握」調査と、「学修時間・学修行動に関する調査」を実施している。これらの調査結果は教授会で報告され、教職員間で共有が図られ、教育活動の改善に役立てられている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学長選考規程（以下、学長選考規程）」に基づいて任命される。「学長選考規程」には、短期大学設置基準第 22 条の 2 を踏まえ、建学の精神を深く理解する者と定められている。【資料 4-1-1】

現学長は就任 5 年目を迎えた。補佐体制を強化するため任命されている学長補佐は、これまでの①学外会議・会合等の学長代理、②全学教授会の統括、③高大接続関連、④地域連携・地域貢献に加え、令和 5(2023)年度からは学生募集の役割も担っている。【資料 4-1-2】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では審議機関として「八戸学院大学短期大学部学則（以下、学則）」第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項に基づき、運営会議および八戸学院大学短期大学部教授会（以下、教授会）を設置している。それぞれの審議事項については、「学則」第 38 条第 2 項、第 39 条第 2 項に規定され、組織上の位置付けおよび役割は明確化が図られている。教育研究に関する基本方針および教学運営上の全学的事項、教員の人事に関する事項、各種分掌の組織および分掌内容に関する事項、学則、諸規程の制定・改廃および運用に関する事項等は運営会議において審議し、学長が決定する。卒業の認定および学位の授与、学生の入学など、その他教学に関する重要事項等の決定に際しては、教授会において審議し、学長が決定する。したがって、本学における意思決定の権限と責任は明確化され、機能を果たしている。【資料 4-1-3～4-1-5】

また、学長は八戸学院大学とも連携し、大学学長、学長補佐、各学部長・学科長、学務部長などとの情報交換会を定期的に行い、マネジメントに生かしている。

本学の教学マネジメントの組織図は、図 4-1-1 のとおりである。【資料 4-1-6】

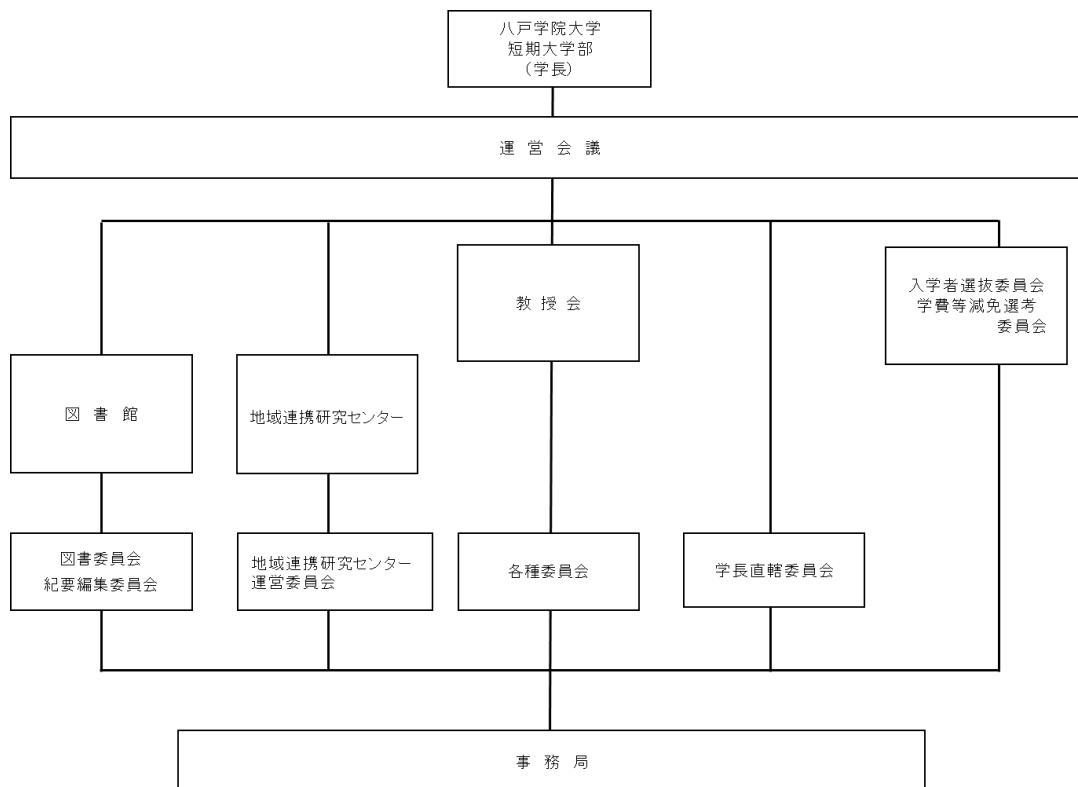


図 4-1-1 教学マネジメントの組織図

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教育研究活動を支援する事務機能を包括する事務組織（学務部）の職制、任命および職分については、「学校法人光星学院運営組織規程」第 27 条～第 29 条に明確に定めている。また、業務を円滑に遂行するため、事務組織の分掌について、課・室ごとの役割を「学校法人光星学院運営組織事務分掌細則」に定めている。【資料 4-1-7, 4-1-8】

職員の採用・昇任については、「学校法人光星学院就業規則」、「学校法人光星学院一般職員採用・昇任規程」に基づき、適切に運用している。【資料 4-1-9, 4-1-10】

職員の配置は能力・適性に応じて行っており、システム管理、図書館事務室などの部署には有資格者を配置している。また、語学力に優れた職員採用を積極的に行い、言語が障壁となりやすい留学生等に対しても、適切な対応を行っている。

職員は各種委員会に参加し、審議事項に関係する法律や学内諸規程の確認および資料の作成等を行うとともに、必要に応じて議論にも参加するなど、教職協働を実現している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、学長が短期大学部の使命・目的に沿って適切に意思決定を行うため、補佐体制を今後も維持する。また、教学マネジメントの遂行に必要な教職員を配置し、適切な運営と速やかな業務の執行を継続する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用・昇任については「八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程」に基づき、適切に運用している。採用は、教育上また組織運営上必要と認められた場合や、定年・依願・任期満了に伴う退職者の補充の際に行っている。公募制を原則としており、応募者は教員選考委員会で審議され、運営会議を経て学長が理事長に申請する。昇任については、職位の資格、教育・研究上の業績、在任経験年数等を踏まえて、教員審査委員会で審議され、運営会議を経て学長が理事長に申請する。いずれの委員会もその都度設置され、原則として学長によって指名された教授 5 人により構成される。【資料 4-2-1～4-2-3】

各学科とも短期大学設置基準第 22 条および第 20 条を満たしている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教育内容・方法等の改善の工夫および開発のため、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、FD 委員会）が主体となり、毎年度、下記のような取り組みを行っている。【資料 4-2-4】

1. FD 報告書の作成・公開

本学では、FD 委員会の活動内容および授業評価結果を「FD 報告書」としてまとめ、図書館で一般に公開している。【資料 4-2-5】

2. 学生による授業評価

本学では、教員の授業改善に資するため、各学期に学生による授業アンケートを本学の授業支援システム「WebClass」上で実施している。アンケート内容は、授業への理解度や教授方法を確認する質問項目などであり、授業の良かった点や工夫してほしい点などを学生が自由に記述できる書式にしている。令和 4(2022)年度は、令和 3(2021)年度の内容を見直し、新たに「Q2.この授業はどれくらい公認欠席または自宅待機でしたか?」、「Q9. WebClass 以外に講義で活用したオンライン教材等を教えて下さい」、「Q13. 授業内容を明確に理解するため、教員または他の受講生に自ら質問したり、コミュニケーションをとりましたか?」の項目を加えた。

アンケート結果は、回答期限終了後に自動集計され、「WebClass」上で教員が各自確認できるようになっている。授業担当教員はアンケート結果の内容をもとに、自身の授業の改善点などを FD 委員会に提出している。【資料 4-2-6】

3. 教員による授業評価・公開授業

本学では、公開授業・教員相互の授業参観をとおして授業評価を行っている。令和3(2021)年度からは、参観率の向上を図るため、個々の教員が参観したい教員に直接連絡をとる従来の方法に加えて、学生による授業アンケートの特定の項目において評価が高い教員の講義を公開し、かつ期間を定めて録画配信する方法により実施している。なお、対象となる授業は、オムニバス授業および外部非常勤講師による授業も含むが、「プレゼンテーション」、「研究演習」、「実習授業」は対象外とした。また、一般の方の授業参観は令和4(2022)年度もコロナ禍にあり、感染の危険性があるため実施していない。【資料 4-2-7】

4. FD 研修会

本学では毎年度、八戸学院大学と合同で FD 研修会を開催している。令和 4(2022)年度は「SDGs と本学の学びをつなげる」をテーマに、学内の SDGs 推進を担っている教員を講師として開催した。

5. FD ネットワーク“つばさ”

本学は、大学間連携 FD 活動を行うプロジェクトである「FD ネットワーク“つばさ”」の連携校であり、各種セミナーに参加している。令和 4(2022)年度は、第 29 回 FD ネットワーク“つばさ”FD 協議会（以下、FD 協議会）が zoom によりオンライン開催され、教員が参加した。【資料 4-2-8】

6. 授業支援システム研修会

本学では、毎年度、新任教員をはじめとする全教員を対象に、本学の授業支援システム「WebClass」の研修会を実施している。令和 3(2021)年度までは、「WebClass & GoogleMeet の実践的な活用方法」からの継続テーマとして、「WebClass」普及（オンライン授業含む）の目的で FD 普及リーダー講習会を実施していたが、「WebClass」の活用について学内ではほぼ普及したと判断し、令和 4(2022)年度は新任教員と希望者向けに授業支援システム講習会を開催した。【資料 4-2-9】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育の質保証に向けて、FD 協議会などの外部研修会への本学教員の参加、および FD 委員会による新任教員をはじめとする全教員に対する授業支援システム研修会を、今後も継続して行う。

授業アンケートの回収率を上げるため、引き続き、教員・学生への協力を依頼する。また、公開授業に関しても、各学科の FD 委員が学科会議などを通して教員の意識を高め、授業評価アンケートや授業参観を推進する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、職員の資質・能力向上のため、「学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント(SD)委員会規程」および「学校法人光星学院一般職員研修規程」に基づき、毎年度、学校法人光星学院(以下、法人)の職員を対象とした研修会を実施している。令和4(2022)年8月には事務職員を対象に、「ハラスメント対策について」「法人の財務状況等について」、令和5(2023)年4月には法人内全教職員を対象に、「令和5年度の運営方針について」「中期計画について」を内容とする研修会を実施した。【資料4-3-1~4-3-4】

また、日本私立大学協会東北支部事務研修会に本学は積極的に職員を派遣している。令和4(2022)年度は3人の職員が参加し、「カーボンニュートラルに向けた大学の対応」、「私立大学を巡る諸情勢について - 今日的課題を中心に - 」の2つの講演を受講し、分科会では他大学と情報交換を行った。加えて日本私立大学協会東北支部が2月下旬から3月下旬の1か月間、オンデマンド配信した講演「私学法改正に向けた対応と教育未来創造会議第一次提言に見るこれからの高等教育政策」を職員が受講した。【資料4-3-5, 4-3-6】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の育成については、業務内容に応じた積極的な情報収集や、オンライン等で実施される各種研修会・説明会への参加を推奨し、職員の資質・能力の更なる向上を目指すとともに、中核になる職員の育成を図る。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、全教員に対して研究室を配している。そのほか、実技系の研究設備として、音楽室、ピアノレッスン室、美術室、体育館等を備えている。また、研究時間の確保のために、原則として全教員が週1日の研修日を確保できるよう時間割を編成している。【資料4-4-1】

研究活動に関する外部資金獲得に向けた支援については、科学研究費補助金だけでなく、民間団体ならびに地方自治体の補助金や助成金などの外部資金獲得に向けて、関係部署が情報を全教員に配信している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会（以下、研究倫理委員会）が「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会規程」および「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則」に基づいて、教員が行う研究のうち、社会通念上または倫理上の問題が生じるおそれのある研究について、審査を年 2 回行っている。【資料 4-4-2, 4-4-3】

また、FD 委員会が「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程」および「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程」に基づいて、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にのっとり、全教員を対象に、日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を義務づけている。【資料 4-4-4~4-4-6】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学には教員の研究活動の助成として、「個人研究費」、「特別研究費」、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」、「八戸学院大学短期大学部後援会特別研究助成」があり、「八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程」、「八戸学院大学短期大学部研究費取扱要領」、「八戸学院大学短期大学部特別研究費取扱・申請要領」、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金交付申請に係る公募要項」、「八戸学院大学短期大学部特別助成にかかる研究計画の公募要領」を定め、適切に運用している。【資料 4-4-7~4-4-11】

「個人研究費」は教授・准教授・講師に 18 万円、助教に 15 万円、助手に 12 万円を配分している。「特別研究費」ならびに「八戸学院大学短期大学部後援会特別研究助成」については、学長が審査し、配分額を決定している。「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」はイノベーションプログラム運営委員会が審査し、その年ごとに配分額を決定している。

また、令和 4(2022)年度は研究活動の活性化のため、大学・短期大学部の学長補佐が軸となり、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」、「特別研究費」採択者の学内での報告会を実施した。【資料 4-4-12】

令和 4(2022)年度の科学研究費補助金については、新規採択は 0 件、継続 2 件（研究代表者 1 件、研究分担者 1 件）である。

本学の個人研究費は八戸学院大学と比べて少額となっているため、令和元(2019)年度より研究活動推進のために、個人研究費とは別に学会への参加・発表を支援する枠を設けた。運用に際しては発表を伴う場合は増額し、使い勝手を良くするために個人研究費との合算を認めている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

外部資金獲得に向けた研究活動の支援として、民間団体および地方自治体の研究に関する補助金や助成金等の情報を引き続き積極的に周知する。

【基準 4 の自己評価】

本学は審議機関として運営会議および教授会を設置しており、学務部は教育研究活動を

支援する事務組織として教学マネジメントを行っている。

教員の配置については、短期大学設置基準に基づいた専任教員数を確保するとともに、教育目的および教育課程に即した教員の採用・昇任に向けて、「八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程」に基づいて対応している。

教育内容・方法の改善および職能開発に向けては、FD 委員会が主体となって授業アンケート、公開授業、FD 研修会などを行っており、その結果は FD 報告書にまとめて公開している。

職員の研修については、「学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程」、「学校法人光星学院一般職員研修規程」に基づき、毎年度、職員の資質・能力向上および専門性を高めるための研修を行っている。平成 30(2018)年度からスタートした全教職員対象の SD 研修会は令和 4(2022)年度も継続して実施した。

研究倫理に関しては、研究倫理委員会が「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則」第 2 条に基づき、研究倫理審査を行っている。また、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にのっとり、日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を義務づけている。

研究支援については、研究室を全教員に準備するとともに、実技系の研究設備として、音楽室、美術室、体育館等を備えている。また、時間割編成時には、全教員の研究活動推進のため、基本的に週 1 日研修日を確保できるよう調整している。研究助成には、経済的支援として「個人研究費」、「特別研究費」、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」、「八戸学院大学短期大学部後援会特別研究助成」がある。これらに加えて令和元(2019)年度には新たに学会等への出張旅費を補助することとし、さらなる研究促進につながるよう工夫をしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）の設置者である学校法人光星学院（以下、法人）は、「学校法人光星学院寄附行為（以下、寄附行為）」第 3 条に「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校を設置し、学術技芸を授けるとともに、カトリックの精神に則る道徳教育を施し、高尚なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成することをもって目的とする」と掲げ、教育基本法、学校教育法その他の関連法令に基づき運営している。また、「学校法人光星学院公益通報に関する規程」に基づき、公益通報者保護法に準拠した体制を整備している。【資料 5-1-1～5-1-3】

本学では、建学の精神や地域との連携による教育を推進することにより、私学としての自主性を保ち、「学校法人光星学院運営組織規程」などに基づき、組織体制を構築するとともに、教育機関としての公共性を高め、社会の要請に応える運営を行っている。【資料 5-1-4】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

「寄附行為」第 3 条に定める「高尚なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成する」という法人の使命・目的を実現するため、理事会、評議員会および常任理事会は、毎年度、具体的な事業計画を策定し、当該年度経過後に事業報告書を取りまとめ、評価を行っている。【資料 5-1-5～5-1-8】

また理事会は、財政再建のため、平成 17(2005)年度に「第 1 次経営改善計画（5 ヶ年）」を、平成 22(2010)年度に「第 2 次経営改善計画（5 ヶ年）」を策定し、経営基盤の強化に取り組むとともに、法人全体の使命・目的の実現に向けた努力を着実に継続している。

法人全体の諸課題克服の検討を進めるため、平成 28(2016)年度に「新学院構想戦略会議」を設置し、ビジネス学部から「地域経営学部」への改組、八戸学院短期大学の校名変更、同短期大学ライフデザイン学科の募集停止など、抜本的な改革を行った。平成 29(2017)年度には「新学院構想戦略会議」で検討された改革計画の着実な実施、ならびに「第 3 次中期 5 ヶ年計画」の継続審議事項などを検討するため、「新学院構想戦略会議」を改組して「経営会議」を新たに設置した。「経営会議」での審議、理事会での承認を得て、法人全体のグローバル展開および八戸学院大学短期大学部（以下、短期大学部）への介護福祉学科の増設を行った。【資料 5-1-9】

平成 31(2019)年度には、少子化対策による定員確保の方策や「令和 3(2021)年度以降の中期計画」の策定などを検討するため、それまでの「経営会議」を改組し、「総合企画室会

議」を設置した。本会議では、6 項目の検討課題を設定して議論を進めた結果、健康医療学部人間健康学科（以下、人間健康学科）の収容定員増の認可申請、ならびに美保野地区を中心とするキャンパス整備について審議され、理事会で承認された。また、令和 3(2021)年度には「総合企画室会議」を「法人運営協議会」に改組して新たな検討課題の洗い出しや、平成 29(2017)年の法人 60 周年に際して策定した法人全体の教育活動の目標である「4 つの柱」の一部を修正した。なお、令和 4(2022)年度には「法人運営協議会」を「将来計画検討会議」に改組して、中期計画の見直しを行った。さらに、令和 5(2023)年度には「将来計画検討会議」を「総合戦略推進室」に改組して、中期計画の具体化を進めている。【資料 5-1-10】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1. 環境保全への配慮

環境保全については、平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機として、法人全体で「節電・節水」に取り組んでいる。教育機関ごとの光熱水費の使用状況報告を E メールで配信し、節電・節水に努めるとともに、令和 2(2020)年度には法人内全施設の照明を LED 機器に転換する工事を実施し、さらなる節電効果を実現した。また、令和 4(2022)年度後半から顕著になった電気代や燃料費等の高騰に伴い、改めて節電等の対策を強化した。

2. 人権への配慮

人権保護については、「学校法人光星学院個人情報保護規程」および「八戸学院図書館個人情報保護規程」に基づき、法人内の教職員・学生・保護者などの個人情報の保護にあたっている。また、人権保護を遵守するため、「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」に基づき、法人内の各部署に相談員を配置している。【資料 5-1-11～5-1-13】

3. 安全管理への配慮

安全管理については、「学校法人光星学院危機管理規程（以下、危機管理規程）」に基づき、危機管理に対する対処方法、連絡体制などを明確にしている。また、学内危機管理体制は、夜間の警備に関しては警備会社に委託しているが、非常時には昼夜を問わず「危機管理規程」に基づいた対応を行う体制を取っている。なお、平成 23(2011)年 4 月に「危機管理マニュアル」を作成した。【資料 5-1-14, 5-1-15】

学生の学内外での事件および事故については、学生委員会・短大事務室・教務学生課が中心となって対応している。学生対象の交通事故防止対策については、交通安全講習会を毎年度、4 月と 9 月に実施している。また、技術職員（スクールバス運転士）対象の交通安全に関する講習会を定期的で開催している。【資料 5-1-16】

なお、令和元(2019)年度からはキャンパス内の安全確保のため、パトロールカーで巡回監視を行っている。

4. 防災管理への配慮

防火管理については、「八戸学院大学短期大学部防火管理規程（以下、防火管理規程）」

に基づき、防火管理組織および自衛消防隊組織を設置し、消防訓練（消火、通報、避難）を毎年度、実施している。加えて、「防火管理規程」第6条の消防用設備等の点検基準に基づき、消防用設備などの自主点検および業者委託点検を実施し、その結果については消防署に届け出ている。【資料 5-1-17, 5-1-18】

また、キャンパス内に AED（自動体外式除細動器）を 10 台設置するとともに、外部機関が実施している講習会へ毎年度職員を派遣し、緊急時において素早く対応できるような環境を整えている。【資料 5-1-19】

5. 労働環境・健康への配慮

教職員の健康を確保するため、「学校法人光星学院教職員安全衛生管理規程」に基づき、定期健康診断を毎年度実施している。また、衛生管理者による職場パトロールとして、労働安全衛生法および学校安全衛生法に基づく「チェックリスト」を用いて、毎週定期的に点検を実施している。【資料 5-1-20, 5-1-21】

さらに、平成 26(2014)年 6 月 25 日に労働安全衛生法が改正され、ストレスチェックが義務化されたこととともない、平成 28(2016)年から毎年度全教職員を対象に実施している。【資料 5-1-22】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

法人全体の学生・生徒数の増加や経営基盤の強化に向けた新たな改革の推進を、「将来計画検討会議」の検討結果に基づき、「総合戦略推進室」を中心に具現化する。

「防火管理規程」に基づいて、緊急時に対応できる訓練を継続的に実施する。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人は、「寄附行為」第 12 条に基づき最高意思決定機関として理事会を、「寄附行為」第 17 条に基づき理事会の諮問機関として評議員会を設置している。また、法人の業務を円滑に運営するため、「学校法人光星学院寄附行為施行細則（以下、寄附行為施行細則）」第 5 条に基づき、理事会機能を補佐する会議として常任理事会を設置している。【資料 5-2-1】

法人の管理運営に関する基本方針は、私立学校法、「寄附行為」および「寄附行為施行細則」をはじめとする関連諸法令に基づいて定められている。

理事会は、内部理事 5 人および外部理事 4 人の 9 人で構成している。内部理事は理事長、理事長補佐、大学長、高校長および幼稚園長 5 人である。外部理事は弁護士 1 人、企業経営者 2 人、学識経験者 1 人であり、理事会において本学の管理運営に関して幅広い視野で協議・検討している。理事会の決定事項は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下、運営会議）および八戸学院大学短期大学部教授会（以下、教授会）で報告・

周知している。

なお、理事会への理事・監事の出席状況は適切であり、欠席する場合の委任状の取り扱いについても、私立学校法および法人寄附行為の規定にしたがって適切に対応している。

【資料 5-2-2】

また、常任理事会は、常任理事 5 人（理事長、理事長補佐、大学長、高校長、幼稚園長）と教育部門長（短期大学部学長、高等学校長 1 人、幼稚園長 1 人、大学学長補佐 1 人、短期大学部学長補佐 1 人、スポーツ局副局長 1 人）で構成しており、毎月 1 回定例で開催し、管理部門はもとより教学部門の状況報告や協議などを行っている。令和 4(2022)年度の常任理事会は、4 月から翌年 3 月まで計 10 回開催され、理事会に上程する案件の審議や各施設の状況報告、情報共有、新型コロナウイルス感染症対策に係る協議などを行った。【資料 5-2-3】

学長は、評議員会および常任理事会の主要な構成員であり、本学の意味を理事会などに上程することにより、法人の運営に本学の意味を反映している。

平成 29(2017)年 4 月に理事長を座長とする「経営会議」を設置し、法人全体の「第 3 次中期 5 ヶ年計画」に基づいて、諸改革を加速させて以降、「経営企画室会議」、「法人運営協議会」において、新たな検討課題の洗い出しなどを行い、令和 4(2022)年度に設置した「将来計画検討会議」では、中期計画の見直しを行った結果、令和 5(2023)年度は「将来計画検討会議」を「総合戦略推進室」に改組して、中期計画の具体化の段階を迎えている。【資料 5-2-4】

法人・本学の管理運営体制は、図 5-2-1 のとおりである。

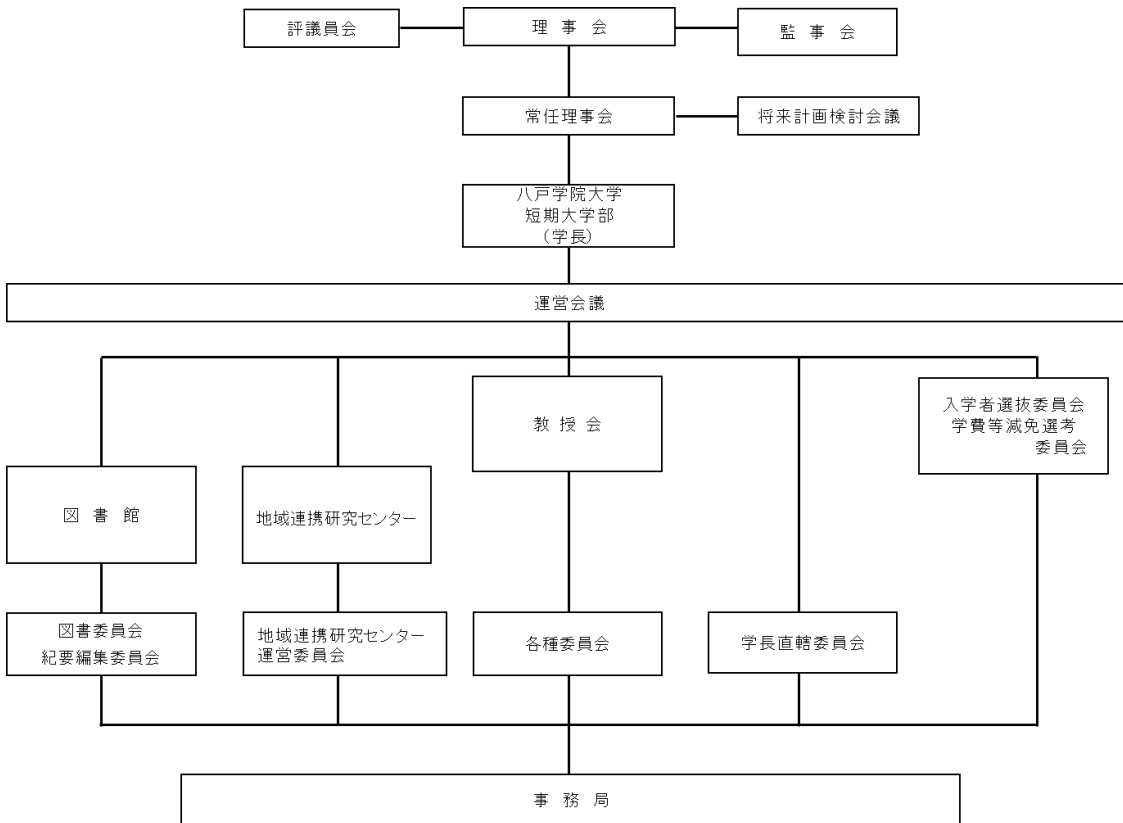


図5-2-1 法人・本学の管理運営体制

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2(2020)年度にスタートした、「令和 3 年度以降の中期計画」の策定内容に基づき、各教育施設の将来構想を段階的に実行する。さらに令和 4(2022)年 4 月に立ち上げた「将来計画検討会議」のもとで、令和 4(2022)年度以降の中期計画の見直しを行い、令和 5(2023)年度以降は、「総合戦略推進室」を中心に中期計画の具体化を推進する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関である理事会は、法人の設置する学校の管理運営に関する基本方針のほか、財務内容および人事案件などについて審議している。また、理事会を補佐する機関として常任理事会を設置して毎月定例で会議を開催しており、議長である理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

本学における教学部門の審議機関である運営会議および教授会は、主として教育研究に関する基本方針の策定、「八戸学院大学短期大学部学則（以下、学則）」および諸規程の制定・改廃、教育課程および単位認定に関する事項、学生の生活指導のほか、教員の採用・昇任に関する事項などについて審議している。【資料 5-3-1~5-3-3】

学長は、教育および研究に関する重要事項ならびに教学部門の意思を、常任理事会に上程している。理事会においては、教学部門の提案事項についても活発な意見交換を行っており、管理部門と教学部門との連携を図っている。また、事務局では定期的に本学および法人合同の諸会議を開催して、情報の共有やコミュニケーションを十分に図っている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

学長は、理事会、評議員会および常任理事会に対して教学部門の意思を的確に伝え、理事会なども教学部門の意見を尊重しつつ慎重に審議することによって、管理部門と教学部門との連携を図るとともに、相互のチェック体制も適切に機能している。

理事会の決定事項は、学務部長が運営会議に報告・説明するとともに、法人側からは総務部次長が会議に出席している。また、理事会の決定事項および運営会議の審議結果は、学務部長が教授会に報告し、情報の共有を図っている。さらに、理事会および運営会議における決定事項については、定期的に開催される学務部課長・室長会でも報告され、事務職員に対しても周知徹底が図られている。

法人では、「寄附行為」第 5 条第 1 項第 2 号において監事を 2 人~3 人と定めており、監事の選任については「寄附行為」第 7 条の規定に基づき、適切に遂行している。【資料 5-3-4】

平成 29(2017)年 6 月 1 日から金融機関元役員 1 人を監事に加え、会計事務所経営者と

の2人体制で、定期開催の監事会を含め業務監査・会計監査を実施している。また、書類監査だけに止まらず、理事会・評議員会への出席のほか、会計監査人との情報交換会や各部署の部課長との面談、法人主催の研修会、法人内各種イベントなどでの意見収集、情報交換を行っている。

評議員の選任については、「寄附行為」第21条の規定に基づいて適切に行っている。なお、本学からは学長、学長補佐および学務部長が評議員に選任されており、相互チェックの機能性を担保している。

評議員会は、「寄附行為」第17条に基づき理事会の諮問機関として設置され、「寄附行為」第19条において、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞くこととしている。また、「寄附行為」第32条において、理事長は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に決算および事業の実績を報告し、評議員会の意見を求めなければならない」と規定している。評議員会への評議員の出席状況は毎年度、高い出席率を維持している。【資料5-3-5】

令和4(2022)年度における評議員会や監事会等の実施状況などは、評議員会議事録、監事会記録、会計監査人・監事・監査室との情報交換会記録、監事監査記録、内部監査記録のとおりである。また、監事は理事会・評議員会に毎回出席しており、法令にしたがって適切に意見を表明している。【資料5-3-6～5-3-9】

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

法人と管理運営部門との間での意思決定、情報共有などの連携および相互チェックを今後も継続して行う。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

理事会では、「第3次中期5ヵ年計画」の継続審議事項の検討および追加事項の審議において、本学ライフデザイン学科は定員充足状況の改善が困難と判断し、平成30(2018)年度末で廃止した。平成31(2019)年4月には、地域の介護人材需要の増大に応えるべく、介護福祉学科を開設するなど、「第3次中期5ヵ年計画」を着実に実施している。【資料5-4-1～5-4-4】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

1. 財務基盤と収支バランス

法人における令和4(2022)年度の収支は、大学の健康医療学部人間健康学科および八戸学院光星高等学校の在籍数が大きく伸びたことにより、コロナ禍の影響で諸々の支出が抑えられた前年度に比べると教育活動収支差額および経常収支差額で6,000万円良化し、4

年ほど前から継続する改善傾向は堅調である。なお、令和 5(2023)年度の本学の入学者数は、幼児保育学科 54 人、介護福祉学科 35 人であり、入学定員充足率は 74.2%であった。短期大学部全体の定員充足率は 81.7%となり、前年度に比べて悪化した。

法人全体の収支差額は、「第 2 次経営改善計画」前の平成 21(2009)年度は 4 億円超のマイナスだったが、年々マイナス幅が縮小し、平成 26(2014)年度はマイナス 1,900 万円（過年度分減価償却費増の特殊要因あり）となって実質的にプラスを確保し、「第 2 次経営改善計画」の目標を達成できた。平成 27(2015)年度は、減価償却費の増加や図書廃棄等の特殊要因でマイナス 9,200 万円となった。平成 28(2016)年度、平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度は、学生生徒等納付金の減少と補助金減少等の影響が大きく、収支差額はそれぞれマイナス 9,500 万円、マイナス 1 億 9,400 万円、マイナス 1 億 6,500 万円、マイナス 2 億 900 万円と悪化した。令和 2(2020)年度については特別要因（100%子会社の株式評価損）の影響額を除いてマイナス 3,200 万円と実質的に大幅に収支を改善することができた。令和 3(2021)年度は、3 億 4,500 万円の現物寄付と 1 億円の資産除却もあってプラス 1 億 7,000 万円の収支となったが、この特殊要因を除くと実質的な収支はマイナス 7,500 万円と前年度と同水準であった。令和 4(2022)年度は、マイナス 1,000 万円と大きく収支を改善することができた。

本学の収支バランスは、平成 26(2014)年度はプラス 1 億 6,400 万円、平成 27(2015)年度はプラス 1 億 2,600 万円、平成 28(2016)年度はマイナス 1,500 万円、平成 29(2017)年度はマイナス 3,800 万円、平成 30(2018)年度はプラス 71 万円、令和元(2019)年度はマイナス 5,600 万円、令和 2 (2020)年度はマイナス 2,500 万円、令和 3 (2021)年度はマイナス 5,440 万円、令和 4(2022)年度はマイナス 7,500 万円であった。【資料 5-4-4】

過去 5 年間の財務比率は、表 5-4-1、表 5-4-2 のとおりである。

表 5-4-1 法人全体の各種財務比率

比 率	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人件費比率	57.1%	58.1%	59.0%	55.7%	52.4%
人件費依存率	106.6%	104.7%	113.5%	103.3%	92.1%
教育研究経費比率	36.6%	38.1%	32.2%	35.7%	39.6%
学生生徒等納付金比率	53.6%	55.5%	52.0%	53.9%	56.8%
補助金比率	29.9%	30.2%	32.9%	26.3%	29.3%

表 5-4-2 短期大学部単体の各種財務比率

比 率	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人件費比率	56.2%	77.5%	66.7%	70.8%	72.5%
人件費依存率	83.2%	115.1%	112.6%	109.0%	114.3%
教育研究費比率	33.7%	35.3%	36.8%	41.1%	45.6%
学生生徒等納付金比率	67.6%	67.3%	59.2%	64.9%	63.5%
補助金比率	21.9%	24.8%	26.0%	27.3%	21.0%

2. 外部資金の導入

本学の外部資金には、①各種受託研究・受託事業、②科学研究費補助金、③光星学院イノベーションプログラム（基金）、④短期大学部後援会特別研究助成がある。令和4(2022)年度の各種受託研究・受託事業の実績は、1,567万円であった。科学研究費補助金については、令和4(2022)年度の交付額は15万円であった。光星学院イノベーションプログラム（基金）については、令和4(2022)年度は6,522万円を獲得、基金創設から16年間で総額7億8,592万円の寄付を受け、現在の繰越残高は1億836万円となっている。短期大学部後援会特別研究助成は150万円である。【資料5-4-5～5-4-9】

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

「総合企画室会議」が策定した法人全体の「令和3(2021)年度以降の中期計画」のもと、少子化による18歳人口減少に伴う学納金収入の減収を見据え、計画に沿った将来の安定的な入学定員数の確保と補助金獲得の強化、収入に見合った支出の抑制を行い、財務基盤と収支バランスの安定化を図る。

また、令和2(2020)年度から実施された高等教育の一部無償化、高等学校の就学支援制度の大幅拡充、および幼稚園の新制度への移行に伴う収支への影響について、注視していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

法人の会計処理は、「学校法人会計基準」、「学校法人光星学院経理規程」および「学校法人光星学院経理規程施行細則」に基づき、適切に行っている。固定資産および物品等についての会計処理は、「学校法人光星学院固定資産および物品管理規程」に、また、「学則」・「八戸学院幼稚園園則」に定める授業料・教育費・教育充実費・実習教育費等以外に各施設が徴収する預り金等の費用に関する会計処理は、「学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱」に基づき、それぞれ適切に行っている。【資料5-5-1～5-5-4】

本学における研究費の会計処理は、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究者の行動規範」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部における公的研究費の管理・監査および研究活動における不正行為への対応等にかかわる基本方針」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程」、「八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程」に基づき、適切に行っている。

【資料5-5-5～5-5-11】

予算編成は、両学部および委員会ごとに翌年度の事業計画と予算原案を1月に策定している。これに基づき、総務部財務課（以下、財務課）が中心となって各教育施設の担当部署と協議を重ね、法人全体の予算案を2月に作成し、常任理事会を経て3月の評議員会での意見聴取後、理事会で決定している。また、年度内における予算の追加、その他の変更を必要とする際は、補正予算の編成を行っている。令和4(2022)年度の補正予算は、11月の常任理事会、評議員会を経て理事会で議決した。

決定した予算（補正予算も同様）は、理事長から各教育施設長宛てに通知している。予算の執行（日々の会計処理）は、各教育施設の経理担当部署において指定日ごとに支払表を作成して財務課に提出し、財務課で元帳に記帳処理をしている。払出・振込の決裁は財務担当部長・事務局長を経て理事長が行い、財務課が全施設分を一括で処理している。決算は、財務課が会計年度終了後2ヵ月以内に決算書類案を作成して、監事による監査と公認会計士による監査を受け、理事会に上程して承認を受けたあと、評議員会に報告している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

法人は、会計監査人による監査、監事による監査のほか、法人内に設置した監査室による内部監査の実施に加え、会計監査人、監事および監査室との情報交換会を実施することにより、適切に監査業務を管理・運営している。

会計監査は、2人の公認会計士と年間を通じて計240時間の監査時間の契約をしており、期中監査・期末監査・現物実査をとおして、理事会議事録・評議員会議事録、会計関係帳簿・帳票類・決算関係書類、各種保管書類などの厳正な監査を行っている。

期中監査は令和4(2022)年12月に総務部に、現物実査は令和5(2023)年4月3日に八戸学院光星高等学校と総務部に、期末監査は令和5(2023)年4月に八戸学院光星高等学校、令和5(2023)年5月に総務部に対して、それぞれ実施した。

会計監査では、経理処理の指摘だけではなく、総務部保管書類、人事関係書類などについても指摘をするなど、事務処理全般にわたって厳正に実施した。「会計監査報告事項」については、令和5(2023)年6月に理事長以下幹部職員が一堂に集まり、公認会計士からの説明・講評を受ける。

監事は、会計事務所経営者および金融機関役員経験者の2人体制であり、監事会を6回、監事監査（業務監査・会計監査）を5回実施した。また、理事会・評議員会への出席のほか、会計監査人との情報交換会や各部署の部課長との面談、法人主催の研修会などの各種イベントで意見収集・情報交換を行った。監査室による内部監査は全施設を対象に実施している。【資料5-5-12】

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

会計監査および業務監査からの指摘事項に関する対応は、令和5(2023)年度に改組した「法人事務会議」で協議・検討の上、迅速に改善する。

適正かつ効率の良い事務処理を行うに当たって、会計関連については財務課が、他の業務については総務部総務課が、引き続きそれぞれの担当職員に指導を行う。

【基準5の自己評価】

法人は「寄附行為」、「学校法人光星学院公益通報に関する規程」、「学校法人光星学院運営組織規程」などにに基づき、組織体制を構築し適切に運営している。「法人運営協議会」で「令和3年度以降の中期計画」の着実な実施と継続審議事項などの検討を行い、令和4(2022)年度に設置した「将来計画検討会議」に引き継ぎ、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。また、環境保全については、法人全体で「節電・節水」に取り組んでいる。人権保護や安全への配慮については、「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」、「危機管理規程」および「防火管理規程」に基づき、適切に行っている。

「寄附行為」第12条に基づき理事会を、また、理事会の諮問機関として「寄附行為」第17条に基づき評議員会を設置している。理事会機能を補佐する会議として、「寄附行為施行細則」第5条に基づき常任理事会を設置している。学長は本学の意味を理事会などに上程することにより、法人の運営に本学の意味を反映している。このように本学の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制は整備され適切に機能している。

理事会の決定事項は、運営会議および教授会で報告・周知されている。また、理事会、評議員会および常任理事会の主催者である理事長は、教学部門の意思を的確に伝え、管理部門と教学部門との連携が図られている。

法人は、中長期的な計画に基づき財務運営を行っている。理事会は、「第3次中期5ヵ年計画」の継続審議事項の検討ならびに追加事項の審議において、本学ライフデザイン学科の廃止と、平成31(2019)年4月に介護福祉学科を開設することを決定し、さらに、令和4(2022)年度には大学健康医療学部人間健康学科の入学定員増を実現した。法人全体の収支差額は、介護福祉学科の完成年度であった令和2(2020)年度以降も、学納金の増収があるとはいえ厳しい状況は当面続く試算となっているが、令和2(2020)年度決算においてはマイナス幅を大きく削減し、令和3(2021)年度も特殊要因を除いた実質的な収支は前年度と同水準であった。令和4(2022)年度はさらに収支を改善しマイナス幅を縮めた。

法人の会計処理は「学校法人会計基準」、「学校法人光星学院経理規程」および「学校法人光星学院経理規程施行細則」によって、また固定資産および物品等についての会計処理は「学校法人光星学院固定資産および物品管理規程」に基づき、各施設が徴収する預り金等の費用に関する会計処理は「学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱」に基づいて、各教育施設および財務課で適切に行っている。

法人は、会計監査人による監査、監事による監査のほか、法人内に設置した監査室による内部監査の実施に加え、会計監査人、監事および監査室との情報交換会を実施することにより、適切に監査業務を管理・運営している。会計監査人による監査は、期中監査・期末監査・現物実査をとおして、理事会議事録・評議員会議事録、会計関係帳簿・帳票類・決算関係書類、総務部保管書類、人事関係書類など各種保管書類などの厳正な監査を行っている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）では、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立するため、令和 3(2022)年度に「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部内部質保証の方針」を定め、令和 5(2023)年 3 月に改訂した。本学の内部質保証のための組織体制は、図 6-1-1 のとおりである。【資料 6-1-1】

本学の内部質保証に責任を負う組織は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下、「運営会議」）とし、運営会議のもとに、教育研究活動および管理運営についての自己点検・評価を総括する組織である八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会（以下、自己点検評価委員会）と、情報の収集・分析を通じて教育、研究、社会貢献、管理運営の支援を行う組織である八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR（インスティテューショナル・リサーチ）推進室（以下、IR 推進室）を位置づけている。【資料 6-1-2】

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 内部質保証システム体系図

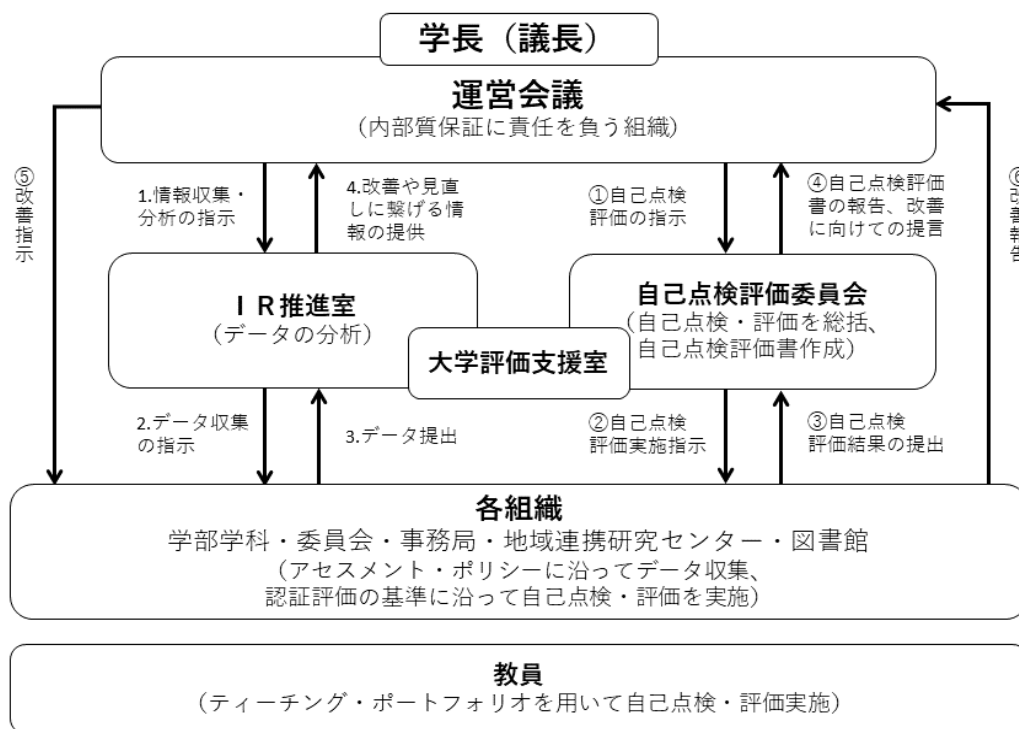


図 6-1-1 本学の内部質保証システム体系図

本学では、自主的・自律的な大学評価（自己点検評価・外部評価・相互評価・認証評価）を行うために、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程（以下、評価規程）」を定めている。この「評価規程」に基づき、内部質保証のための自己点検・評価活動を担う自己点検評価委員会が設置され、毎年度自己点検評価を実施している。自己点検評価委員会は令和 2(2020)年 4 月から学長直轄の組織となり、学長の責任のもと、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会規程」に基づき、本学の教育研究活動および管理運営などについて、全学的な点検・評価活動を行っている。【資料 6-1-3, 6-1-4】

また、自己点検評価委員会と同様に学長直轄の組織となった八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR 委員会は令和 3(2021)年 4 月に IR・EM 委員会に、さらに令和 5(2023)年 3 月に「IR 推進室」に再編され、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR 推進室規程（以下、IR 推進室規程）」に基づき、教育、研究、社会貢献、管理運営などに必要な情報収集・分析を行っている。【資料 6-1-5】

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価委員会および IR 推進室が学長直轄の組織と位置づけられ、内部質保証のための組織体制が整備されるとともに責任体制がより明確になった。今後も公益財団法人日本高等教育評価機構（以下、評価機構）の定める評価基準に準拠した自己点検・評価を継続的に実施していくために、内部質保証のあり方について検討を行い、改善を図る。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では「八戸学院大学短期大学部学則（以下、学則）」第 1 条に定められた目的を達成するため、「学則」第 2 条に「本学は、高等教育機関としての教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動、その環境および大学運営等の状況について包括的に自ら点検・評価を行う」と定めている。【資料 6-2-1】

また、「学則」第 2 条 2 項に基づいて「評価規程」を定め、この「評価規程」第 3 条に基づき、毎年度、自己点検評価委員会が主体となって自己点検・評価を行っている。さらに、「評価規程」第 5 条に基づいて、自己点検・評価の質向上を目指す自主的・自律的な評価活動として、学校法人光星学院（以下、法人）内の八戸学院大学との間で相互評価を行い、自己点検・評価の結果を検証している。【資料 6-2-2, 6-2-3】

自己点検・評価の結果は、自己点検評価委員会から運営会議に提出され、「学則」第 2 条の 2「本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図るこ

とができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする」に基づき、「八戸学院大学短期大学部自己点検評価書（以下、自己点検評価書）」として発行している。「自己点検評価書」は、八戸学院大学短期大学部教授会において全教職員に配付され、このことにより、現状認識および取り組むべき課題について、法人、教職員間での共有を図り、教育研究環境などの改善に活用できる体制を整えている。加えて、情報公開として「本学ホームページ」にも掲載し、学内外に広く公表している。【資料 6-2-4】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

学内外のさまざまな情報は教務委員会、学生委員会、入試運営委員会、広報委員会、就職支援委員会などの委員会活動や学科内の事業を通じて多方面で収集されている。IR 推進室はそれらの情報を整理・分析し、また独自の情報収集・分析を行うべく、「IR 推進室規程」に基づいて活動している。令和 3(2021)年度は、「アセスメント・ポリシー」を定め、内部質保証に関する方針で各組織が収集するデータを明確にした。また、教員の毎年度の諸活動について自己点検・評価に用いる「ティーチング・ポートフォリオ」のフォーマットを策定し、教育改善に活用する仕組みを整えた。【資料 6-2-5, 6-2-6】

2 年間の学修支援、学生生活支援、キャリア支援の満足度を明らかにして改善につなげるために、令和元(2019)年度から「卒業時アンケート」を毎年度実施することが決定された。回収率は令和 2(2020)年度は 100%、令和 3(2021)年度は 96%、令和 4(2022)年度は 100%であった。【資料 6-2-7】

学修成果の把握のために、令和 2(2020)年度に各学科でそれぞれディプロマ・ポリシーに基づいたルーブリック評価表を作成し、全学生が自己の学修成果を確認した。令和 3(2021)年度は前年の結果を踏まえて評価項目の見直しを行った。アンケートは前・後期の定期試験日程に組み入れて実施しているため、非常に高い回答率を維持している（令和 4(2022)年度前期は 92.4%、後期は 98%）。また、統計的手法による分析を試み、学修成果の肯定的な時系列の変容が確認された。この調査は今後も継続し、学生の 2 年間の変化を追跡して教育効果の検証を図る。【資料 6-2-8】

さらに、令和 3(2021)年度に引き続き、令和 4(2022)年度も教育課程の適切性について、3 つのポリシーに基づく 3 つの領域を設定して IR 情報の整理・分析から検証を試み、それが担保できていることを確認した。その結果は 3 月の運営会議および教授会において報告され、全教職員によって共有された。このように、IRなどを活用した十分な調査・データの収集と分析が行われている。【資料 6-2-9】

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

「卒業時アンケート」「学修成果の把握」調査等、今後も継続実施し、教育の成果を検証する。教育課程の適切性の検証については、必要なデータの範囲を拡大し、いっそうの充実を図る。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

内部質保証のための PDCA サイクルは以下の通りである。まず、本学の各組織はアセスメント・ポリシーに沿ってデータを収集し、自己点検・評価を実施してその結果を自己点検評価委員会に提出する。自己点検評価委員会はそれらを総括して自己点検評価書を作成し、運営会議に報告するとともに、改善に向けての提言を行う。一方、IR 推進室は集められたデータを分析し、その結果を運営会議に報告することで、改善や見直しにつながる情報を提供し、自己点検評価委員会はその情報を自己点検評価に活用する。最終的に、運営会議は IR 推進室から提供された教学に関わる情報および自己点検評価委員会による提言を受けて、本学の各組織に必要な措置を指示し、教育研究活動の改善を図る。【資料 6-3-1, 6-3-2】

さらに、学長の指示のもと、学科および各委員会は毎年度当初に事業計画書を、年度末に事業報告書を提出し、教授会で情報共有している。この事業計画書と事業報告書は PDCA サイクルを意識した様式・内容となっており、内部質保証のための PDCA サイクルが確立されている。【資料 6-3-3, 6-3-4】

学長は毎年度「自己点検評価書」を踏まえて短期大学全体の事業計画書および事業報告書を作成し、大学運営の改善・向上を図っている。また、事業計画は年度初めの教授会で説明され、短期大学全体で共有されており、これを起点に各学科の運営が行われている。このように、本学の PDCA サイクルの仕組みは確立され、機能している。【資料 6-3-5, 6-3-6】

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

学長の監督・責任のもと、短期大学運営の改善・向上を図るとともに、各学科において抽出された課題を本学の PDCA サイクルに連動させ、見直しや改善を実施する。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立するため、令和 3(2022)年度に「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部内部質保証の方針」を定めた（令和 5(2023)年 3 月に改訂）。本学の内部質保証に責任を負う組織は、運営会議とし、学長直轄の組織である自己点検評価委員会と IR 推進室の活動が教育研究活動の改善につながる流れが整理された。

「内部質保証のための自己点検・評価」に関しては、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施するため、「学則」、「評価規程」に基づき、毎年度、自己点検評価委員会が主体となり、本学の教育研究活動および管理運営などについて、全学的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果は、「自己点検評価書」として学内外に公表するとともに、法人内の八戸学院大学と相互評価を行っている。IR に関しては、「IR 推進室規程」に基づき、IR 推進室が活動している。令和 2(2020)年度からは、新たに「卒業

時アンケート」および「学修成果の把握」調査を実施し、令和 4(2022)年度も、IR 情報による教育課程の検証が行われた。

学科、各委員会においては、毎年度、PDCA サイクルを意識した事業計画書および事業報告書を作成することで、PDCA サイクルが確立されている。また、学長が「自己点検評価書」を踏まえて短期大学全体の事業計画書および事業報告書を作成し、大学運営の改善・向上を図っていることから、本学の PDCA サイクルは十分に機能している。

IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1 地域社会への貢献

A-1-① 自治体との連携事業

A-1-② 地域の事業との連携・協力

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 自治体との提携事業

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）は開学以来、地域社会との連携を重視した学校運営を行ってきた。すなわち、各学科の教育理念・教育目的に基づき、それぞれの特性を活かして、地域社会の発展に寄与しうる人材の育成を目指し、地域に密着した教育活動を行っている。

平成26(2014)年には、本学および八戸学院大学の有する多様な専門性と人的・物的資源を地域において活用するために、八戸学院地域連携研究センター（以下、地域連携研究センター）が設立された。

本学と近隣自治体との連携協定について、表A-1-1に示す。【資料A-1-1～A-1-7】

表A-1-1 本学と自治体との協定締結一覧（令和5(2023)年5月1日現在）

市町村	締結年月日	協定書名称
新郷村	平成26(2014)年3月27日	連携協力に関する協定書（包括連携／大学・短期大学）
階上町	平成27(2015)年3月26日	連携協力に関する協定書（包括連携／大学・短期大学）
五戸町	平成27(2015)年4月16日	連携協力に関する協定書（包括連携／大学・短期大学）
八戸市	平成27(2015)年12月24日	八戸学院大学、八戸学院短期大学及び八戸市における健康福祉連携協力に関する協定書
南部町	平成28(2016)年3月23日	連携協力に関する協定書（包括連携／大学・短期大学）
三沢市	平成30(2018)年3月22日	地方創生に係る包括連携協力に関する協定書 （大学・短期大学部）
三戸町	令和元(2019)年8月20日	連携協力に関する協定書（包括連携／大学・短期大学部）

これらの自治体から本学に協力の要請があった場合は、地域連携研究センターがそれを受け、学科に下ろして検討するか、それぞれの事業に関連する教員に直接的に依頼する。令和4(2022)年度は前年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、活動には制限が設けられたが、例年の概要と令和4(2022)年度の実績を以下に述べる。

1. 八戸市

地域連携研究センターが八戸市美術館委託事業として「大学資産を活用したアートの学

び事業」を展開しており、本学教員もそれに参画している。令和4(2022)年度の実績としては、3人の教員と学生による創作体験ワークショップ(計3回)が開催された。また、八戸市美術館には八戸学院大学と本学のサテライトオフィス「まちなかラボ」が入居しており、法人内幼稚園の研修など、さまざまな形で活用が進められている。【資料A-1-8】

2. 階上町

階上町連携事業として、例年、「はしかみ臥牛山まつり」「階上町民文化祭」「はしかみいちご煮祭り」に本学の学生が参加し、ステージでアンパンマンのダンスを演じたり、来場した子どもたちに多様な遊びの場を提供したりしている。コロナ禍で中止が続いたが、令和4(2022)年度は階上町民文化祭において、読み聞かせサークルによるお話し会「はちたんお話し会」を開催した。

3. 南部町

地域の介護人材不足の現状を踏まえ、介護福祉学科では「青森なんぶモデルによる介護人材の確保・育成スキーム」の確立を目指している。これは、留学希望者と養成施設(本学)と介護施設をつないで介護人材を養成しようとするもので、在学中の生活支援は基本的に南部町の介護保険事業者が行う。令和3(2021)年度に準備を進め、令和4(2022)年に1人のベトナム人留学生が、令和5(2023)年には2人のタイ人留学生がこのスキームを活用して入学した。南部町、事業所、本学関係者が定期的に情報交換し、運用を行っている。

A-1-② 地域の事業との連携・協力

1. 保育者の学びのニーズに応じた研修

本学では青森県社会福祉協議会青森県保育士・保育所支援センターと共催で、「保育者の学びのニーズに応じた研修」を開催している。令和4(2022)年度は9月3日に「令和4年度 保育者の学びのニーズに応じた研修～今、保育者に求められること～」をオンラインと対面のハイブリッドで開催した。5つの講義を用意し、うち2つは本学の教員が担当し、3つは他大学等から講師を招いて実施した。参加対象者は現役の保育者と潜在保育者とし、上限100人のところ82人の参加を得た。

2. 出張講義・講演

幼児保育学科・介護福祉学科ともに、地域の研修会等に多くの教員が講師として協力している。令和4(2022)年度の実績としては、全国認定こども園協会青森県支部キャリアアップ研修(保育実践分野)、青森県児童館長研修会、青森県福祉サービスに関する苦情解決事業研修会、青森県放課後児童支援員認定資格研修、青森県児童厚生員2級資格研修、八戸市ファミリーサポートセンター提供会員養成講習会、岩手県保健福祉部ヤングケラーセミナー、滝沢市社会福祉大会、二戸地区社会福祉協議会連絡会役員研修会があり、地域の中学校や高等学校における出前講座も行われた。

3. その他の社会活動

講義・講演以外の社会活動として、令和4(2022)年度の実績としては、特別支援に関わる

活動として、児童発達支援センターでの療育相談、放課後児童クラブに通う子どもの保護者の相談、中学校区の特別支援教育に係る巡回相談（スクリーニング）が行われた。その他の子育て支援に関わる活動として、読み聞かせを専門とする教員が八戸市読書推進事業「ブックスタート」に参画し、読み聞かせ活動を実践した。高齢者支援に関わる活動としては、地域の高齢者や、祖父母と孫を対象とした体操教室の実践があった。

また、教員はさまざまな会議体や団体の委員・アドバイザーとして活動している。令和4(2022)年度の実績として、青森県待機児童対策協議会委員、八戸市子ども・子育て会議委員、洋野町健康福祉総合推進協議会専門部会委員(地域福祉部会会長)、八戸市健康福祉審議会委員、八戸市子ども支援センター委員、八戸市景観審議会委員、八戸市緑の審議会委員、あおもり食育サポーター、おいらせ町子ども・子育て会議副会長、社会福祉法人八戸市社会福祉事業団理事・評議員、デーリー東北新聞社「こども絵画コンクール」審査員、岩手県社会福祉士会・権利擁護センターばあとなあ岩手副委員長、東北地方社会保険医療連携協議会(岩手部会)臨時委員、社会福祉法人カナンの園評議員等があり、団体の理事、評議員、監事を務めている教員は少なくない。

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

今後も八戸学院大学と協力し、地元自治体との連携を深め、本学の専門性・教育力を生かした地域貢献を行う。

A-2 地域に密着した教育・研究

A-2-① 青森県南地域をフィールドとした教育活動

A-2-② 本学の特色を活かした教育研究活動

(1) A-2の自己判定

基準項目A-2を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-2-① 青森県南地域をフィールドとした教育活動

本学では、学生のほとんどが青森県南および岩手県北地域から入学している。在学中に両学科とも地域の施設で実習を重ねるが、それだけでなく、ゼミナールその他の授業、行事、ボランティア、サークル等で地域をフィールドとした教育活動を行っている。

1. ゼミナール

幼児保育学科ではゼミナールが卒業必修科目となっている。各ゼミナールでは教員の専門性を生かした活動を展開しており、ゼミナール活動がサークルに発展していることもある。それらを主体として、地域のさまざまな場において、ハンドベル、プレーパーク、運動遊びの指導、障害児との交流、親子料理教室、造形教室などの多彩な活動が行われている。

2. ミニオペレッタ

幼児保育学科2年生は長年、卒業前の2月に開催される八戸市主催の「はちのへこどもフ

ェスタ」に参加し、八戸市公民館文化ホールにおいて、2年間の学びの集大成である「ミニオペレッタ」発表を行ってきた。これは幼児保育学科の卒業必修科目「総合表現」に位置づけられるもので、4つのグループがそれぞれ工夫を凝らした舞台を披露する。毎年学生の保護者や卒業生だけでなく、地域の子どもと保護者が大勢来場し、アンケートには多くの好意的なメッセージが寄せられてきた。【資料 A-2-1】

令和2(2020)年度と令和3(2021)年度は「はちのへこどもフェスタ」が中止になったが、そのために主会場である八戸市公会堂ホールが空いたため、同ホールにおいて外部の観客を入れずに実施した。思うように練習や準備ができないという難しさはあったが、設備の整った環境を活かし、どのグループも工夫を凝らしたパフォーマンスを披露した。そのことを踏まえ、令和4(2022)年度からは「はちのへこどもフェスタ」を離れ、本学独自の卒業公演として同ホールで実施する方針とした。

令和4(2022)年度の公演では広く一般に周知こそしなかったものの、法人内幼稚園ほか八戸市内保育園・幼稚園の園児、系列高等学校の生徒、保護者、卒業生などを招いて実施され、舞台と観客が一体となった盛り上がりを見せた。

3. 八戸七夕祭り

本学は地域に根ざした大学として、地域行事である八戸七夕祭りの前夜祭で行われる「八戸小唄流し踊り」に例年参加している。【資料A-2-2】

幼児保育学科ではこの活動は体育と美術のカリキュラムに位置づけられており、毎年1年生の美術の授業で七夕祭りの吹き流しを制作し、中心街の飾り付けに寄与している。学生らしい創意工夫を施した吹き流しは平成28(2016)年に最優秀賞を獲得し、その後も毎年優秀賞を受賞している。

令和2(2020)～令和4(2022)年度は七夕祭りが中止となったが、郷土を愛する心を育む活動として、体育の授業での流し踊りの練習と美術の授業での吹き流し（学内向けの小さいサイズのもの）の制作は継続した。完成した吹き流しは学生ホールに飾り付け、学内において流し踊りのイベントを開催した。令和3(2021)年度は短大グラウンドで実施したが、令和4(2022)年度は法人教職員の応援を得て、両学科の学生がキャンパス構内のケヤキ並木の下を練り歩いた。

4. 授業における地域児童との交流

幼児保育学科では例年「健康」と「環境」の授業のコラボレーション活動として、市内の保育園園児と交流している。令和2(2020)年度はオンラインでの交流会としたが、令和3(2021)年度からは対面での交流を再開した。

令和2(2020)年度から、青森県環境生活部青少年・男女共同参画課からの依頼を受け、介護福祉学科の学生が中・高校生を対象とした「他人を思いやり命を大切にすることを育む対話集会」に参加している。令和4(2022)年度は2つの県立高校に訪問し、高校生と地域住民が話し合うファシリテーターとしての役割を果たした。介護福祉学科の学生らしい共感性とコミュニケーション力を生かした特色ある教育活動となっている。

5. はちがくフェス（学園祭）

本学では学園祭を教育の一環と位置づけ、日頃の学習の成果を発表するとともに、来場者と交流して学びを深める場としてきた。例年、幼児保育学科では各ゼミナールが主体となって子どもが楽しめるさまざまな遊びや造形活動を企画運営する「子どもの部屋」、「ピアノコンサート」、「ウインドアンサンブルコンサート」、「ハンドベル演奏会」、「子どもの体力測定」等を実施し、介護福祉学科では「介護体験コーナー」を運営している。

令和4(2022)年度は2日間の日程の初日は大学短大合同の運動会とし、2日目は3年ぶりに一般の来場者を迎えての開催となった。幼児保育学科は各ゼミナールがそれぞれの特徴を生かした子ども向けの企画を展開し、介護福祉学科は学科企画として高齢者疑似体験とレクリエーションを実施した。どちらも多くの来客を迎え、大盛況であった。【資料 A-2-3】

6. ボランティア

本学は地域に根ざした高等教育機関として、地域の多くの施設からボランティアの依頼を受けており、学生に対してはキャンパス外の貴重な学びの経験として、ボランティア活動を推奨している。活動内容はさまざまだが、保育所や幼稚園、小学校、福祉施設の行事の運営補助やステージ出演が多い。令和2(2020)年度からはボランティアはすべて中止としたが、令和4(2022)年度は一部の学びに直結した活動に限って再開した。

A-2-② 本学の特色を活かした教育研究活動

研修会等とは別に、教員の持つ専門性を生かし、一般市民を対象として継続的に行われている活動がある。これらは地域貢献活動であるとともに、教員の実践的研究の場であり、参加する学生にとっても貴重な学びの場となっている。

1. 現代芸術教室「アートイズ」

幼児保育学科の美術教員が現代芸術教室「アートイズ」の主宰を務め、八戸市との連携事業に参画するほか、さまざまな機会にワークショップを開催し、子どもが造形活動を通じて創造性を広げる場を設けている。子ども・保護者からの評価はきわめて高く、リピーターの参加者が多いのが特徴である。令和4(2022)年度もコロナ禍にも関わらず、八戸市、南部町、おいらせ町、十和田市、弘前市において計52回の多彩な活動が展開された。【資料 A-2-4】

2. ウォーキングクラス・体操教室

平成26(2014)年度より地域の高齢者を対象として、本学教員と学生スタッフ（ワークスタディ）が、健康促進のためのウォーキングクラスを本学体育館で週2回実施している。令和4(2022)年度も参加者の要望を受け、新型コロナウイルス感染対策を施した上で活動を継続した。【資料A-2-5】

また、まだ継続的な活動にはなっていないが、令和3(2021)年度からは祖父母と孫、親子を対象とした体操教室も行われている。

3. 1Park (わんぱーく)

従来の公園等とは異なり、子どもが自由に遊びを展開することができる場「プレーパーク」を作る活動が全国的に拡大している。本学では幼児教育を専門とする教員がこの活動を実践しており、地域のさまざまなイベント等に参加し、ゼミナールの学生とともに冒険遊び場「1Park (わんぱーく)」を提供している。保護者からは、子どもが夢中になって遊ぶ姿に新鮮な感動を覚えたといった高い評価が毎回寄せられている。

令和3(2021)年度はコロナ禍ゆえのニーズを踏まえて、「八戸市まちづくり助成金」を得て活動を展開した。その成果を「学生&高校生まちづくりコンペティション」において発表し、市長賞を受賞した。令和4(2022)年度は、八戸市尻内地区で月に1回のプレーパークの開催を展開した。そのなかで、日本冒険遊び場づくり協会の代表との交流会・研修会や、弘前大学の子どもの遊びに関わるサークルとのワークショップを共催するなどの活動も併せて展開した。【資料A-2-6】

4. ハンドベル・音楽活動

幼児保育学科の音楽の教員がゼミナールとサークルでハンドベルの活動を展開している。さまざまな機会にミニコンサートを開いて成果を披露するとともに、系列の幼稚園等で子どもにハンドベル体験を提供し、また、卒業生有志から成るハンドベルのグループ「HGJC リンガーズ」を長年運営・指導している。令和3(2021)年度はさらに、市内の小学生を対象とするイングリッシュハンドベルチームを結成し、令和4(2022)年度のHGJCリンガーズコンサートに特別出演し演奏を披露した。また、八戸ポータルミュージアム、はっちdeクリスマスでは、3つの音楽系ゼミナール合同で、パーカッション・ピアノでのアンサンブルやリトミックハンドサイン、声楽アンサンブルの発表を行った。【資料A-2-7、A-2-8】

5. 絵本の制作と読み聞かせ

読み聞かせサークルにおいて、絵本の読み聞かせに加えて、大型手作り絵本やパネルシアターの作成に取り組んでいる。令和4(2022)年度はNPO法人はちのへ未来ネットと共催で、絵本『どうぞのいす』(作・香山 美子、絵・柿本 幸造、ひさかたチャイルド社)のなかに登場するいすづくりのワークショップを、八戸ポータルミュージアムはっちにて開催した。申込みのあった7組の親子とサポートする学生たちが、いすづくりにチャレンジする様子は、地元紙「デーリー東北」でも取り上げられた。【資料A-2-9】

階上町・町民文化祭ではおはなし会を実施し、大型絵本の読み聞かせ、手遊びやパネルシアターの発表を行い、30人近くの園児、地元の保育園の教職員・園児たちが来場した。また、クリスマスコンサートのはっちdeクリスマスにおいても、コンサートの始まりに大型絵本の読み聞かせやミュージック・パネルシアターを披露した。【資料A-2-10】

(3) A-2の改善・向上方策 (将来計画)

令和2(2020)年度からコロナ禍が続いているが、短期大学は在籍期間が2年しかないこと、一度途切れると伝統の継続が困難となることから、感染防止に努めながらも、なるべく活動を中止しないで実施してきた。令和4(2022)年度は各学科とも工夫をこらし、多くの実績を残すことができた。

今後とも、青森県南地域をフィールドとした教育活動を積極的に展開し、学生の資質の向上に努めるとともに、卒業生を含む地域の人材育成の支援を行う。

【基準 A の自己評価】

本学は現在 7 つの自治体と連携協定を締結し、さまざまな地域貢献活動を行っている。

本学の地域貢献の多くは、地域の教員や保育者、介護従事者を対象とした教育活動である。教員が出張講義や研修会での講師や、会議体や団体の委員を務める機会が多い。そのほか、地域住民を対象とした活動も行われており、今後のさらなる発展が期待される。

学生への教育としては、実習だけでなく、ゼミナール等の授業でも地域をフィールドとした活動がさまざまに展開されており、サークル、行事、ボランティアでも地域住民との交流が行われている。このように、地域をフィールドとした教育活動が本学の大きな特徴である。これは将来の地域発展に資する人材育成につながるものであり、教員の研究、学生の教育の土台であるとともに、本学の魅力を地域に発信する重要な活動となっている。

V. 特記事項

1. 多様な学生に応じたきめ細かい学生支援

幼児保育学科ではゼミナール担当教員、介護福祉学科では「基礎演習」および「研究演習」の担当教員が中心となって学生の支援に当たり、教職員は学科教授会等で学生の情報を共有している。退学防止策として、欠席の増えた学生や資格取得が危ぶまれる学生に対しては早めに本人との面談、保護者への通知および面談を行っている。その上で資格必修科目の単位が修得できなかった場合は次年度に再履修できるよう時間割を調整する、単位互換制度により八戸学院大学で単位を修得させる、科目等履修生として卒業後に単位を修得させるなどの方策を採っている。

また、近年は特別な支援を要する学生が増えていることから、学生相談・特別支援室が中心となって相談体制を構築し、早い段階で支援を求めることができるよう、障害のある学生に対する基本方針を策定して「本学ホームページ」に掲載した。定期試験の別室受験、座席の調整、ノートテイクの活用などがなされている。介護福祉学科には毎年外国人学生が入学しているため、各学生の日本語のレベルに応じた日本語学習支援を行っている。

2. 少人数でのアクティブ・ラーニング

両学科ともアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れ、グループ・ディスカッション、事例検討、ロールプレイング（模擬保育等）、パワーポイントを使った学習発表、レスポンスカード、学生による相互評価等を実施している。

教育の効果を高めるため、幼児保育学科ではすべての演習科目および一部の講義科目において、複数クラスに分けて授業を行っている。ピアノレッスンでは4クラスをさらに4グループに分けて個々の技能に応じた個人レッスンを行っており、「英語」、「保育内容総論」、「教育課程論」にも教員を複数配置して、進度や学習内容に応じた指導ができる体制をとっている。介護福祉学科は学生数が少ないことから、すべての科目で対話を交えた形式の授業を行うことができたが、令和5(2023)年度は留学生を含めて入学生が増えたため、多くの科目で複数クラス制を採用した。

3. 法人内各校との連携

法人内の各学校は教育面においてさまざまな形で連携している。学生は在学中に大学の科目を履修可能であり、また、卒業後に大学に3年次編入して学びを深めることもできる。これまでの編入学実績は主にスポーツに携わる学生によるものだったが、令和5(2023)年度からは介護福祉士と社会福祉士の資格を4年で取得することができるよう、介護福祉学科のカリキュラムを整備した。

系列の高等学校（特に保育福祉科）とは交流が盛んであり、高校生による実習報告会やゼミナール報告会、砂浜彫刻への参加、本学の教員による出前授業などの事業によって、学生・生徒の学修意欲の向上を図っている。幼稚園では毎年教育実習が行われるほか、ゼミナールやサークルの活動でも園児と頻繁に交流がもたれている。また、令和4(2022)年には「合唱」と「表現」の授業を利用して、新たに学生と園児が合同でリトミックの舞台（「星の子シアター」）を創り上げた。こうした活動が本学の特徴であり、教育の質を高めることにつながっている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 88 条	—	科目等履修生が入学する場合に既修得単位は教育課程の一部を履修したと認めるが、修業年限には通算しないため、該当なし。	3-1
第 90 条	○	入学できる者については学則第 17 条に明記している。 第 2 項の飛び入学制度を設けていないため、該当なし。	2-1
第 92 条	○	学則第 36 条、第 37 条に明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 39 条および八戸学院大学短期大学部教授会規程に明記している。	4-1
第 104 条	○	学則第 14 条および八戸学院大学短期大学部学位規程に明記している。	3-1
第 105 条	○	学則第 13 条の 4 に明記している。	3-1
第 108 条	○	学則第 1 条（目的）、第 3 条の 2（学科）に明記している。 また、卒業生が希望する時は、大学への編入を勧めている。	1-1 1-2 2-1 3-1
第 109 条	○	学則第 2 条と大学評価に関する規程に明記している。結果は、本学ホームページ（情報公開）で公表している。	6-2
第 113 条	○	学則第 2 条の 2 に明記し、本学ホームページ（教育情報の公表）に掲載している。	3-2
第 114 条	○	学則第 36 条および学校法人光星学院運営組織規程に明記している。	4-1 4-3

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	下記について、学則の該当条文に明記している。 1 修業年限、学年、学期、休業日)第 4 条、第 51 条、第 52 条 2 部科及び課程の組織) 第 5 条 3 教育課程、授業日時数) 第 6 条～第 6 条の 3、第 51 条 4 学習の評価、課程修了の認定) 第 8 条、第 9 条 5 収容定員、職員組織) 第 5 条、第 36 条、第 37 条 6 入学、退学、転学、休学、卒業) 第 16 条～第 24 条、第 28 条、 第 27 条、第 25 条、第 14 条	3-1 3-2

八戸学院大学短期大学部

		7 授業料、入学料、その他の費用徴収) 第 30 条～第 35 条 8 賞罰) 第 57 条～第 60 条 9 寄宿舎)寄宿舎が無い場合、該当なし	
第 24 条	○	学生の学習状況及び健康状況の記録を保持している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 58 条に明記している。	4-1
第 28 条	○	①表簿等は下記のとおり備えている。 1 法令 (総務部保管のほか e-Gov を活用) 2 学則 (総務部・大学で保管しイントラネットで共有) 学校医執務記録簿 (保健室) 学校日誌 (学務課) 3 名簿・履歴書 (人事課) 出勤簿 (人事課が各事務室に配置) 担当科目・時間割 (教務学生課) 4 指導要録 [学習と健康の状況を示す学籍簿・成績簿等] (教務学生課) 出席簿 (教務学生課) 健康診断に関する表簿 (教務学生課) 5 入学者選抜及び成績考査の表簿 (キャリア支援課) 6 資産原簿・出納簿・予算決算帳簿 (財務課) 図書機械器具・標本・模型等の教具の目録 (図書館事務室・財務課) 7 往復文書処理簿 (学務課・総務課・短大事務室) ②表簿等の保存期間は学校法人光星学院文書取扱規程に 1～7 項の保存は 5 年、指導要録・学籍の保存は 20 年と定めている。 ③該当しない	3-2
第 143 条	○	学則第 38 条 (運営会議) と第 21 条 (入学者選抜) に明記している。	4-1
第 146 条	—	科目等履修生が入学する場合に既修得単位は教育課程の一部を履修したと認めるが、修業年限には通算しないため、該当なし。	3-1
第 150 条	○	学則第 17 条に明記している。	2-1
第 162 条	—	外国の大学等に在学した者の転学は認めていないため、該当しない。 但し、1 年次に入学する場合、外国の大学等で修得した単位を既修得単位として認定することは有り得る。	2-1
第 163 条	○	学則第 51 条、第 16 条、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部外国人留学生規程第 4 条、八戸学院大学短期大学部前期卒業に関する規程に明記している。	3-2
第 163 条の 2	—	体系的な学修プログラムを設けていないため、該当なし。	3-1

八戸学院大学短期大学部

第 164 条	—	「特別の課程」を設けていないため、該当なし。	3-1
第 165 条の 2	○	3つのポリシーを短大および各教育課程（学科）で定め、本学ホームページ等で公表している。 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性を確保している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価については学則第 2 条に明記し、評価機構が定める項目を用いて、自己点検・評価を実施している。 実施の体制は八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会規程と八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程に明記している。	6-2
第 172 条の 2	○	本学ホームページの ホーム > 大学案内 > 「教育情報の公表」に 1 号から 9 号を掲載している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 14 条に明記し、「学位記」を授与している。	3-1

短期大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	短期大学設置基準を最低基準と認識し、その水準の向上に努めている。 毎年、自己点検評価を実施し、運営会議で結果を報告して、学長から改善指示を出している。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条に定め、本学ホームページに公表している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学試験運営委員会規程を定め、適切な体制で「入学者の受入れに関する方針」に基づいた入試を実施している。選抜は、教授会の代議員会である入学者選抜委員会が規程に則り行っている。	2-1
第 3 条	○	学則第 3 条の 2 に学科を、第 5 条に定員を定め、設置基準を満たした教員配置を行っている。 専攻課程は設置していない。	1-2
第 3 条の 2	—	学科関係課程実施学科は設置していないため、該当なし。	3-2
第 4 条	○	収容定員は、教育上の諸条件を総合的に考慮して定め、学則第 5 条に明記している。在学する学生数は、適正に管理している。	2-1
第 5 条	○	短大と学科において「教育課程の編成方針」を定め、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することは学則第 6 条に	1-2 3-2

八戸学院大学短期大学部

		明記し、遵守している。	
第5条の2	—	連携開設科目を設置していないため、該当なし。	3-2
第6条	○	教育課程における授業科目の必修と選択の分類は学則別表に記載し、年次配当は八戸学院大学短期大学部履修規程の別表に記載している。	3-2
第7条	○	学則第7条に明記している。	3-1
第8条	○	学則第51条に明記している。	3-2
第9条	○	八戸学院大学短期大学部履修規程第11条第2項に、15回と明記している。	3-2
第10条	○	教育上の効果のために、特に幼児保育学科ではクラスを分けて（ピアノレッスン・情報処理など）、1クラスが適当な人数となるよう適切に管理している。	2-5
第11条	○	学則第6条の4に明記し、実施している。	2-2 3-2
第11条の2	○	授業科目の種類、講義題目、授業担当者はシラバスに明記し、公開している。 学修の成果に係る評価は学則第8条に履修修了の認定方法、第9条に評価を明記している。 卒業認定は学則第14条に卒業要件（必要な単位数）を明記している。	3-1
第12条	—	昼夜開講制を実施していないため、該当なし。	3-2
第13条	○	学則第8条に履修修了の認定、第9条に評価と単位について明記している。	3-1
第13条の2	○	学則第9条の2に履修登録の上限について明記している。	3-2
第13条の3	—	連携開設科目を設置していないため、該当なし。	3-1
第14条	○	単位の認定については、学則第13条に明記している。 認定の限度は、八戸学院大学短期大学部既修得単位等の認定に関する規程の第2条に明記している。	3-1
第15条	○	学則第13条に明記している。	3-1
第16条	○	学則第13条の2に明記している。	3-1
第16条の2	○	学則第13条の3に明記している。	3-2
第17条	○	科目等履修生については学則第45条に、特別の課程履修生については第13条の4に明記している。受入れは、本学の教育に支障のない範囲としている。	3-1 3-2
第18条	○	学則第14条に明記している。	3-1
第19条	—	夜間学校等を設置していないため、該当なし。	3-1
第20条	○	学科ごとに定められた必要数の教員を配置し、教員組織を編成している。教員の構成が特定の年齢に偏らないよう配慮している。 組織的に運営するため、適切な役割分担に即した教員および職員	2-2 2-4 3-2

八戸学院大学短期大学部

		を組織している。事務分掌細則ならびに校務分掌において責任の所在を明確にし、組織的な連携をもって協働している。	4-1 4-2 4-3
第 20 条の 2	○	主要授業科目は基幹教員が担当している。主要授業科目以外の科目も可能な限り基幹教員が担当し、科目の専門性によっては非常勤講師に依頼している。 本学には現在助手はいないが、演習、実習、実技を伴う科目については、少人数のクラス編成や複数教員による指導体制で対応している。実習に関しては実習事務を主に担う事務職員を配置し、個別の配慮が必要な学生に対しては、学生を指導補助者として配置している。	3-2 4-2
第 21 条	○	令和 5 年度は、授業を担当しない教員はいない。	3-2 4-2
第 22 条	○	短期大学設置基準に定められた基幹教員数を遵守している。	3-2 4-2
第 22 条の 2	○	学則第 6 条の 2 に明記し、学内において FD 研修や FD 活動を組織的に実施すると共に、学外の研修に参加し、その情報を共有している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 22 条の 3	○	学長選考規程第 2 条に定めている。	4-1
第 23 条	○	八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程第 4 条に定めている。	3-2 4-2
第 24 条	○	八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程第 5 条に定めている。	3-2 4-2
第 25 条	○	八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程第 6 条に定めている。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程第 7 条に定めている。	3-2 4-2
第 26 条	○	八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程第 8 条に定めている。	3-2 4-2
第 27 条	○	教育にふさわしい環境と、学生が交流・休息等に利用できる空地を備えている。	2-5
第 27 条の 2	○	短大校地にグラウンドと体育館を持ち、キャンパスには大学と共用のサッカー場、ラグビー場、野球場、室内練習場等を設けている。	2-5
第 28 条	○	校舎に第 1 項～第 3 項の施設を適切に備えている。夜間部は設置していないため、第 4 項は該当なし。	2-5
第 29 条	○	図書館では学術情報および教育的資料を整備し、さらに他大学等と協力して資料提供に努めている。専門的職員を配置している。	2-5
第 30 条	○	校地面積は、設置基準を遵守している。	2-5

八戸学院大学短期大学部

第 31 条	○	校舎面積は、設置基準を遵守している。	2-5
第 32 条	—	第 32 条に記載された学科を設置していないため、該当なし。	2-5
第 33 条	○	学科に応じた器械・器具等を備えている。	2-5
第 33 条の 2	—	校地は一つのため、該当なし。	2-5
第 33 条の 3	○	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境を整備に努めている。	2-5 4-4
第 34 条	○	短期大学、学科の名称は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 35 条	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	1-2
第 35 条の 2	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	2-1
第 35 条の 3	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	3-2
第 35 条の 4	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	4-1
第 35 条の 5	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	3-2
第 35 条の 6	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	2-5
第 35 条の 7	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	3-1
第 35 条の 8	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	4-2
第 35 条の 9	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	2-5
第 36 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当なし。	3-2
第 37 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当なし。	3-1
第 38 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当なし。	3-1
第 39 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当なし。	3-2 4-2
第 40 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当なし。	2-5
第 41 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当なし。	2-5
第 42 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当なし。	2-5
第 51 条	—	外国に組織を設置していないため、該当なし。	1-2
第 52 条	—	新たな短期大学を設置しないため、該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 5 条の 4	○	学則第 14 条および八戸学院大学短期大学部学位規程に定めている。	3-1
第 10 条	○	適切な学位名称を、八戸学院大学短期大学部学位規程第 2 条に定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を設置していないため、該当なし。	3-1
第 13 条	○	学位取得の条件である卒業認定、授業科目の履修終了の認定は学則に定めている。	3-1

八戸学院大学短期大学部

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人光星学院寄附行為第 3 条の 2 に定め運営し、定期的にガバナンスコードで点検をしている。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人光星学院寄附行為第 33 条の 3 に定めている。	5-1
第 33 条の 2	○	学校法人光星学院寄附行為第 40 条に定めている。	5-1
第 35 条	○	学校法人光星学院寄附行為第 5 条に定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人光星学院寄附行為第 5 条の 2 に定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人光星学院寄附行為第 12 条に定めている。	5-2
第 37 条	○	学校法人光星学院寄附行為第 13 条、第 15 条に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人光星学院寄附行為第 6 条、第 7 条に定めている。	5-2
第 39 条	○	学校法人光星学院寄附行為第 7 条に定めている。	5-2
第 40 条	○	学校法人光星学院寄附行為第 10 条に定めている。	5-2
第 41 条	○	学校法人光星学院寄附行為第 17 条に定めている。	5-3
第 42 条	○	学校法人光星学院寄附行為第 19 条に定めている。	5-3
第 43 条	○	学校法人光星学院寄附行為第 20 条に定めている。	5-3
第 44 条	○	学校法人光星学院寄附行為第 21 条に定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	学校法人光星学院寄附行為第 15 条の 3 に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	学校法人光星学院寄附行為第 15 条の 3 に包含している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	学校法人光星学院寄附行為第 15 条の 3 に包含している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	学校法人光星学院寄附行為第 15 条の 4 に明記している。	5-2 5-3
第 45 条	○	学校法人光星学院寄附行為第 39 条に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	学校法人光星学院寄附行為第 30 条に明記している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	学校法人光星学院寄附行為第 32 条に明記している。	5-3
第 47 条	○	学校法人光星学院寄附行為第 33 条および第 40 条に定めている。	5-1
第 48 条	○	学校法人光星学院寄附行為第 33 条の 2 及び学校法人光星学院役員等の報酬に関する規程並びに学校法人光星学院役員等の報酬に関する規程運用催促に定めている。	5-2 5-3

八戸学院大学短期大学部

第 49 条	○	学校法人光星学院寄附行為第 35 条に明記している。	5-1
第 63 条の 2	○	第 40 条の 2 に明記している。	5-1

短期大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※通信教育を行っていないなど、法令に該当しない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人光星学院寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	令和 6 年度版八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学案内	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	八戸学院大学短期大学部学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 5 年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2023 年度学修の手引き	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 5 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 4 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ	
	https://jc.hachinohe-u.ac.jp/jc/accessmap/ キャンパスマップ https://jc.hachinohe-u.ac.jp/jc/campusmap/	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧(規程集目次など)	
	学校法人光星学院諸規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料	
	理事会・評議員会名簿	
	令和 4 年度理事会開催状況(開催日、理事・監事の出席状況) 令和 4 年度評議員会開催状況(開催日、評議員の出席状況)	
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去 5 年間)、監事監査報告書(過去 5 年間)	
	平成 30 年度～令和 4 年度計算書類(資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表)	
	平成 30 年度～令和 4 年度監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス(電子データ)	
	2023 年度シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	令和 5 年度の三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	(指摘事項なし)	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
	(指摘事項なし)	

八戸学院大学短期大学部

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	八戸学院大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	八戸学院大学短期大学部ホームページ (大学案内/教育情報の公表)	
【資料 1-2-2】	2023 年度学修の手引き	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-3】	令和 5 年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-4】	令和 3(2021)年度以降の中期計画	
【資料 1-2-5】	法人中期計画 改組等検討スケジュール(案)	
【資料 1-2-6】	八戸学院地域連携研究センター規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	令和 5 年度の三つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-2】	八戸学院大学短期大学部ホームページ (大学案内/教育情報の公表)	
【資料 2-1-3】	2023 年度学修の手引き	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-4】	令和 5 年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	2024 年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入試ガイド	
【資料 2-1-6】	八戸学院大学短期大学部学則第 40 条 2 項	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-1-7】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学試験運営委員会規程	
【資料 2-1-8】	令和 5 年度大学入学者選抜実施要項について (通知)	
【資料 2-1-9】	2023 年度入試出願状況まとめ	
【資料 2-1-10】	八戸学院大学短期大学部学則第 2 条の 3、第 18 条 2 項、第 21 条、第 39 条 2 項	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-1-11】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学試験運営委員会規程	【資料 2-1-7】と同じ
【資料 2-1-12】	2023 年度入試 追試験の対応について	
【資料 2-1-13】	学科の入学者数・入学定員充足率・在籍学生数・収容定員充足率等	【共通基礎様式 2】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学内ワークスタディ規程	
【資料 2-2-2】	令和 4(2022)年度学内ワークスタディ採用実績	
【資料 2-2-3】	令和 5 年度前期オフィスアワー (一覧表)	
【資料 2-2-4】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学生相談・特別支援室規程	
【資料 2-2-5】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部障害学生修学支援規程	
【資料 2-2-6】	幼児保育学科 教職履修カルテ様式・記載例	
【資料 2-2-7】	入学前課題	
【資料 2-2-8】	一般常識調査	
【資料 2-2-9】	令和 4 年度実践国語表現要項	

八戸学院大学短期大学部

【資料 2-2-10】	八戸学院大学短期大学部ホームページ（国際交流／海外研修制度）	
【資料 2-2-11】	学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）外国留学等補助金交付申請に係る公募要項	
【資料 2-2-12】	「海外事情」シラバス	
【資料 2-2-13】	令和4年度タイ海外研修日程	
【資料 2-2-14】	八戸学院大学短期大学部ホームページ（国際交流／インターンシップ）	
【資料 2-2-15】	あおもりグローバルアカデミー2022 募集案内	
【資料 2-2-16】	令和4年度幼児保育学科学生出席状況等報告 様式・記載例	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	八戸学院大学短期大学部就職支援委員会規程	
【資料 2-3-2】	就職ガイダンス（園長講話）実施要項	
【資料 2-3-3】	令和4年度「卒業生との懇談会」実施要項（幼児保育学科）	
【資料 2-3-4】	マナー講座実施要項	
【資料 2-3-5】	令和4(2022)年度「事業所・卒業生に対するアンケート」結果	
【資料 2-3-6】	令和4年度「卒業生との懇談会」実施要項（介護福祉学科）	
【資料 2-3-7】	国家試験対策関係資料	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	八戸学院大学短期大学部学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	学校法人光星学院育英・奨学規程	
【資料 2-4-3】	八戸学院大学短期大学部学業特待生規程	
【資料 2-4-4】	八戸学院大学短期大学部創造育成特待生規程	
【資料 2-4-5】	八戸学院大学短期大学部修学奨励生規程	
【資料 2-4-6】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部教育ローン利子補給奨学金規程	
【資料 2-4-7】	八戸学院大学短期大学部授業料等減免規程	
【資料 2-4-8】	八戸学院大学短期大学部光星学院系列高等学校関係奨学等に関する内規	
【資料 2-4-9】	学校法人光星学院教職員子女学納金減免規程	
【資料 2-4-10】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部外国人留学生学納金等減免規程	
【資料 2-4-11】	八戸学院大学短期大学部学生会規約	
【資料 2-4-12】	令和4(2022)年度短期大学部保健室利用状況	
【資料 2-4-13】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学生相談・特別支援室規程	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-4-14】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部「令和4年度 学生相談・特別支援室研修会」資料	
【資料 2-4-15】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部「令和4年度 学生相談・特別支援室研修会」アンケート集計結果	
【資料 2-4-16】	学生相談室ご利用案内	
【資料 2-4-17】	学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 2-4-18】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学生相談・特別支援室規程	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-4-19】	令和5(2023)年度学生生活に関するガイダンス資料	
【資料 2-4-20】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部車両通学規程	
【資料 2-4-21】	令和4年度キャンパス巡回指導について	
【資料 2-4-22】	令和4年度キャンパス巡回指導の集計結果	
【資料 2-4-23】	令和4年度交通事故状況一覧	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	2022年度クリスマス・ミサの案内文	
【資料 2-5-2】	八戸学院図書館規程	

八戸学院大学短期大学部

【資料 2-5-3】	八戸学院図書館規程細則	
【資料 2-5-4】	図書館利用統計（過去 5 年）	
【資料 2-5-5】	学校法人光星学院情報システム委員会規程	
【資料 2-5-6】	自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約書	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和 4 年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 FD 報告書	
【資料 2-6-2】	教育プログラム編成に係る学生との意見交換会報告	
【資料 2-6-3】	学生相談室ご利用案内	【資料 2-4-16】 と同じ
【資料 2-6-4】	2022 年度学生生活に関する調査（短期大学部）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	八戸学院大学短期大学部ホームページ（大学案内／教育情報の公表）	
【資料 3-1-2】	2023 年度学修の手引き	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-1-3】	八戸学院大学短期大学部学則	【資料 F-3】 と同じ
【資料 3-1-4】	八戸学院大学短期大学部履修規程	
【資料 3-1-5】	八戸学院大学短期大学部試験規程	
【資料 3-1-6】	令和 5 年度八戸学院大学短期大学部オリエンテーション教務関係資料	
【資料 3-1-7】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部グレード・ポイント・アベレージ（GPA）規程	
【資料 3-1-8】	八戸学院大学短期大学部学位規程	
【資料 3-1-9】	令和 4(2022)年度卒業判定準備会議資料	
【資料 3-1-10】	令和 4(2022)年度八戸学院大学短期大学部卒業判定および修了判定資料	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	八戸学院大学短期大学部ホームページ（大学案内／教育情報の公表）	
【資料 3-2-2】	2023 年度学修の手引き	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-2-3】	八戸学院大学短期大学部履修規程（別表 1～2）	
【資料 3-2-4】	八戸学院大学短期大学部履修規程	【資料 3-1-4】 と同じ
【資料 3-2-5】	令和 4(2022)年度実習指導・学科指導日程	
【資料 3-2-6】	令和 5 年度実践国語表現要項	
【資料 3-2-7】	令和 4 年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 FD 報告書	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR 推進室規程	
【資料 3-3-2】	アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-3】	令和 4(2022)年度八戸学院大学短期大学部卒業判定および修了判定資料	【資料 3-1-10】 と同じ
【資料 3-3-4】	令和 4(2022)年度科目等履修生一覧	
【資料 3-3-5】	令和 4(2022)年度「事業所・卒業生に対するアンケート」結果	
【資料 3-3-6】	2022 年度卒業時アンケート報告（短期大学部）	
【資料 3-3-7】	2022 年度「学修成果の把握」前期調査報告	

八戸学院大学短期大学部

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学長選考規程	
【資料 4-1-2】	令和 5 年度校務分掌	
【資料 4-1-3】	八戸学院大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-4】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程	
【資料 4-1-5】	八戸学院大学短期大学部教授会規程	
【資料 4-1-6】	令和 5 年度 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 委員会 ほか一覧	
【資料 4-1-7】	学校法人光星学院運営組織規程	
【資料 4-1-8】	学校法人光星学院運営組織事務分掌細則	
【資料 4-1-9】	学校法人光星学院就業規則	
【資料 4-1-10】	学校法人光星学院一般職員採用・昇任規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程	
【資料 4-2-2】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程	
【資料 4-2-3】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 4-2-4】	2022 年度 FD 委員会事業計画	
【資料 4-2-5】	令和 4 年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 FD 報告書	
【資料 4-2-6】	2022 年度授業アンケートの回収率と集計結果（短期大学部）	
【資料 4-2-7】	2022 年度授業参観の実施状況	
【資料 4-2-8】	第 29 回 FD ネットワーク“つばさ” 報告書	
【資料 4-2-9】	令和 4 年度 FD 研修会（八戸学院授業支援システムの利用研修）	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会 規程	
【資料 4-3-2】	学校法人光星学院一般職員研修規程	
【資料 4-3-3】	令和 4 年度「事務職員 SD 研修会」について	
【資料 4-3-4】	令和 5 年度辞令交付式・SD 研修会について	
【資料 4-3-5】	令和 4(2022) 年度日本私立大学協会東北支部事務研修会	
【資料 4-3-6】	令和 4(2022) 年度日本私立大学協会東北支部事務研修会（講演 会）実施要領	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	2023 年度学修の手引き（八戸学院大学短期大学部平面図、 pp. 73-75）	【資料 F-5】と同じ
【資料 4-4-2】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-3】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細 則	
【資料 4-4-4】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベ ロップメント（FD）委員会規程	
【資料 4-4-5】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監 査に関する規程	
【資料 4-4-6】	「研究倫理 e ラーニングコース」受講状況	
【資料 4-4-7】	八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程	
【資料 4-4-8】	令和 5(2023) 年度八戸学院大学短期大学部研究費取扱要領	
【資料 4-4-9】	令和 5 年度八戸学院大学短期大学部特別研究費取扱・申請要領	

八戸学院大学短期大学部

【資料 4-4-10】	学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金交付申請に係る公募要領	
【資料 4-4-11】	八戸学院大学短期大学部後援会特別助成にかかる研究計画の公募要項	
【資料 4-4-12】	特別研究費・イノベーションプログラム研究成果発表会資料	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人光星学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人光星学院寄附行為施行細則	
【資料 5-1-3】	学校法人光星学院公益通報に関する規程	
【資料 5-1-4】	学校法人光星学院運営組織規程	
【資料 5-1-5】	学校法人光星学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-6】	学校法人光星学院寄附行為施行細則	【資料 5-1-2】と同じ
【資料 5-1-7】	令和 5 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-8】	令和 4 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-9】	第 3 次中期 5 ヶ年計画書	
【資料 5-1-10】	令和 3 (2021) 年度以降の中期計画	
【資料 5-1-11】	学校法人光星学院個人情報保護規程	
【資料 5-1-12】	八戸学院図書館個人情報保護規程	
【資料 5-1-13】	学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-14】	学校法人光星学院危機管理規程	
【資料 5-1-15】	八戸学院大学短期大学部危機管理マニュアル	
【資料 5-1-16】	交通安全講習会に関する資料	
【資料 5-1-17】	八戸学院大学短期大学部防火管理規程	
【資料 5-1-18】	令和 4 年度消防訓練実施計画書	
【資料 5-1-19】	自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約書	
【資料 5-1-20】	学校法人光星学院教職員安全衛生管理規程	
【資料 5-1-21】	衛生管理者職場パトロールのチェックリスト	
【資料 5-1-22】	ストレスチェックの案内および調査票	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人光星学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	令和 4 年度理事会開催状況（開催日、理事・監事の出席状況）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	学校法人光星学院寄附行為施行細則	【資料 5-1-2】と同じ
【資料 5-2-4】	学校法人光星学院運営組織規程	【資料 5-1-4】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	八戸学院大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-3-2】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程	
【資料 5-3-3】	八戸学院大学短期大学部教授会規程	
【資料 5-3-4】	学校法人光星学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-5】	令和 4 年度評議員会開催状況（開催日、評議員の出席状況）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-6】	令和 4 年度監事会記録	
【資料 5-3-7】	令和 4 年度会計監査人・監事・監査室との情報交換会記録	
【資料 5-3-8】	令和 4 年度監事監査記録	
【資料 5-3-9】	令和 4 年度内部監査記録	
5-4. 財務基盤と収支		

八戸学院大学短期大学部

【資料 5-4-1】	第3次中期5ヵ年計画書	【資料 5-1-9】と同じ
【資料 5-4-2】	令和4年度事業活動収支実績	
【資料 5-4-3】	令和5年度当初予算書	
【資料 5-4-4】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-5】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程	
【資料 5-4-6】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程	
【資料 5-4-7】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程	
【資料 5-4-8】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程	
【資料 5-4-9】	学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）運営委員会規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人光星学院経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人光星学院経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人光星学院固定資産および物品管理規程	
【資料 5-5-4】	学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱	
【資料 5-5-5】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究者の行動規範	
【資料 5-5-6】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部における公的研究費の管理・監査および研究活動における不正行為への対応等にかかわる基本方針	
【資料 5-5-7】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程	【資料 5-4-8】と同じ
【資料 5-5-8】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程	【資料 5-4-6】と同じ
【資料 5-5-9】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程	【資料 5-4-5】と同じ
【資料 5-5-10】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程	【資料 5-4-7】と同じ
【資料 5-5-11】	八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程	
【資料 5-5-12】	令和4年度監査報告書	【資料 F-11】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	内部質保証に関する方針	
【資料 6-1-2】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程	
【資料 6-1-3】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程	
【資料 6-1-4】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会規程	
【資料 6-1-5】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR 推進室規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	八戸学院大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-2-2】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程	【資料 6-1-3】と同じ
【資料 6-2-3】	令和3年度自己点検評価書の相互評価結果	
【資料 6-2-4】	八戸学院大学短期大学部ホームページ（大学案内／情報公開）	
【資料 6-2-5】	アセスメント・ポリシー	
【資料 6-2-6】	ティーチング・ポートフォリオ実施の手引き	
【資料 6-2-7】	2022年度卒業時アンケート報告（短期大学部）	
【資料 6-2-8】	2022年度「学修成果の把握」前期調査報告	

八戸学院大学短期大学部

【資料 6-2-9】	IR 情報による八戸学院大学短期大学部の教育課程の検証について	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	内部質保証に関する方針	【資料 6-1-1】と同じ
【資料 6-3-2】	アセスメント・ポリシー	【資料 6-2-5】と同じ
【資料 6-3-3】	令和 5 年度学科・委員会の事業計画書	
【資料 6-3-4】	令和 4 年度学科・委員会の事業報告書	
【資料 6-3-5】	令和 5 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 6-3-6】	令和 4 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域社会への貢献		
【資料 A-1-1】	連携協力に関する協定（新郷村）	
【資料 A-1-2】	連携協力に関する協定（階上町）	
【資料 A-1-3】	連携協力に関する協定（五戸町）	
【資料 A-1-4】	八戸学院大学、八戸学院短期大学及び八戸市における健康福祉連携協力に関する協定	
【資料 A-1-5】	連携協力に関する協定（南部町）	
【資料 A-1-6】	地方創生に係る包括連携協力に関する協定（三沢市）	
【資料 A-1-7】	包括連携協力に関する協定（三戸町）	
【資料 A-1-8】	大学資産を活用したアートの学び事業業務委託実施報告書	
A-1. 地域に密着した教育・研究		
【資料 A-2-1】	「ミニオペレッタ」資料	
【資料 A-2-2】	「流し踊り」資料	
【資料 A-2-3】	「はちがくフェス」パンフレット	
【資料 A-2-4】	「アートイズ」チラシ	
【資料 A-2-5】	「ウォーキングクラス」チラシ	
【資料 A-2-6】	「1 Park（わんぱーく）」チラシ	
【資料 A-2-7】	「ハンドバルコンサート」プログラム	
【資料 A-2-8】	「はっち de クリスマス」チラシ	
【資料 A-2-9】	「どうぞのいす ワークショップと読み聞かせ」チラシ	
【資料 A-2-10】	「階上町民文化祭のおはなし会」チラシ	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。